

【表紙】

【提出書類】 有価証券報告書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条第1項

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 2018年6月29日

【事業年度】 第122期(自 2017年4月1日 至 2018年3月31日)

【会社名】 富士フイルムホールディングス株式会社

【英訳名】 FUJIFILM Holdings Corporation

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 助野健児

【本店の所在の場所】 東京都港区西麻布二丁目26番30号
(同所は登記上の本店所在地で実際の業務は「最寄りの連絡場所」で行っております。)

【電話番号】 03(6271)1111(大代表)

【事務連絡者氏名】 執行役員 経理部長 稲永滋信

【最寄りの連絡場所】 東京都港区赤坂九丁目7番3号

【電話番号】 03(6271)1111(大代表)

【事務連絡者氏名】 執行役員 経理部長 稲永滋信

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第一部 【企業情報】

第1 【企業の概況】

1 【主要な経営指標等の推移】

(1) 連結経営指標等

回次	第118期	第119期	第120期	第121期	第122期
決算年月	2014年3月	2015年3月	2016年3月	2017年3月	2018年3月
売上高 (百万円)	2,418,095	2,463,387	2,460,383	2,322,163	2,433,365
税金等調整前当期純利益 (百万円)	144,740	188,966	182,242	194,775	197,807
当社株主帰属当期純利益 (百万円)	71,558	110,940	116,402	131,506	140,694
当社株主帰属当期包括利益 (損失) (百万円)	163,720	232,615	1,840	107,566	107,631
株主資本 (百万円)	1,990,986	2,195,539	2,014,826	2,043,559	2,079,134
純資産額 (百万円)	2,159,465	2,418,177	2,231,997	2,268,058	2,298,706
総資産額 (百万円)	3,191,847	3,501,950	3,311,970	3,533,189	3,492,940
1株当たり株主資本 (円)	4,130.91	4,552.91	4,472.45	4,668.26	4,832.62
基本的1株当たり 当社株主帰属当期純利益 (円)	148.49	230.14	250.03	296.27	322.62
希薄化後1株当たり 当社株主帰属当期純利益 (円)	148.10	229.44	249.20	295.22	321.55
株主資本比率 (%)	62.4	62.7	60.8	57.8	59.5
株主資本当社株主帰属 当期純利益率 (%)	3.7	5.3	5.5	6.5	6.8
株価収益率 (倍)	18.7	18.6	17.8	14.7	13.2
営業活動によるキャッシュ・ フロー (百万円)	296,589	267,778	223,479	288,619	261,152
投資活動によるキャッシュ・ フロー (百万円)	129,535	124,555	157,320	116,439	111,786
財務活動によるキャッシュ・ フロー (百万円)	25,094	45,593	171,665	111,290	258,961
現金及び現金同等物の 期末残高 (百万円)	604,571	726,888	600,897	875,958	768,246
従業員数 (名) 〔外、平均臨時雇用人員〕	78,595 〔9,131〕	79,235 〔9,427〕	78,150 〔9,859〕	78,501 〔10,189〕	77,739 〔10,653〕

(注) 1 当社の連結財務諸表は、米国で一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づき作成しております。

2 売上高には、消費税等は含まれておりません。

3 [] 内に臨時従業員の平均人員を外数で記載しております。

(2) 提出会社の経営指標等

回次		第118期	第119期	第120期	第121期	第122期
決算年月		2014年3月	2015年3月	2016年3月	2017年3月	2018年3月
営業収益	(百万円)	28,910	37,867	54,588	29,646	46,321
経常利益	(百万円)	25,365	33,579	52,759	39,080	69,535
当期純利益	(百万円)	25,289	32,907	52,219	34,023	62,308
資本金	(百万円)	40,363	40,363	40,363	40,363	40,363
発行済株式総数	(千株)	514,626	514,626	514,626	514,626	514,626
純資産額	(百万円)	1,536,076	1,547,022	1,415,304	1,380,484	1,372,846
総資産額	(百万円)	1,961,751	2,015,977	1,878,158	1,968,036	1,861,275
1株当たり純資産額	(円)	3,178.69	3,199.45	3,132.32	3,142.76	3,181.40
1株当たり配当額	(円)	50.00	60.00	65.00	70.00	75.00
(内1株当たり中間配当額)	(円)	(20.00)	(25.00)	(32.50)	(35.00)	(37.50)
1株当たり当期純利益	(円)	52.48	68.27	112.17	76.65	142.88
潜在株式調整後1株当たり 当期純利益	(円)	52.33	68.04	111.78	76.37	142.43
自己資本比率	(%)	78.1	76.5	75.1	69.9	73.5
自己資本利益率	(%)	1.7	2.1	3.7	2.5	4.6
株価収益率	(倍)	52.8	62.6	39.7	56.7	29.7
配当性向	(%)	95.3	87.9	57.9	91.3	52.5
従業員数	(名)	125	120	112	112	220
〔外、平均臨時雇用人員〕		〔3〕	〔2〕	〔2〕	〔3〕	〔12〕

(注) 1 営業収益には、消費税等は含まれておりません。

2 従業員数は、出向者等を除いた就業人員を記載しております。なお、〔 〕内に臨時従業員の平均人員を外数で記載しております。

2 【沿革】

- 1934年 1月 写真フィルム製造の国産工業化計画に基づき大日本セルロイド(株)(現 (株)ダイセル)の写真フィルム部の事業一切を分離継承して富士写真フィルム(株)を設立。
- 1934年 2月 足柄工場(現 神奈川工場)建設(写真フィルム、印画紙等の写真感光材料の製造)。
- 1938年 6月 小田原工場(現 神奈川工場)建設(写真感光材料の硝酸銀、色素等の高度化成品部門並びに光学硝子、写真機等の精密光学機器・材料部門の拡充)。
- 1944年 3月 (株)榎本光学精機製作所を買収。(現 連結子会社 富士フィルム(株)へ統合)
- 1946年 4月 天然色写真(株)を設立。(現 連結子会社 富士フィルムイメージングシステムズ(株))
- 1962年 2月 英国ランクゼロックス社との合併により富士ゼロックス(株)を設立。(現 連結子会社)
- 1963年10月 富士宮工場建設(印画紙用パライタ及びパライタ原紙製造)。
- 1965年12月 Fuji Photo Film U.S.A., Inc.を米国ニューヨーク州に設立。
(現 連結子会社 FUJIFILM North America Corporation)
- 1966年 6月 Fuji Photo Film (Europe) GmbH をドイツに設立。
(現 連結子会社 FUJIFILM Europe GmbH)
- 1973年 9月 吉田南工場建設(オフセット印刷用材料(PS版)製造)。
- 1982年 8月 Fuji Photo Film B.V.をオランダに設立。
(現 連結子会社 FUJIFILM Manufacturing Europe B.V.)
- 1988年 7月 Fuji Photo Film, Inc.を米国サウスカロライナ州に設立。
(現 連結子会社 FUJIFILM Manufacturing U.S.A., Inc.)
- 1995年10月 FUJIFILM Imaging Systems (Suzhou) Co.,Ltd.を中国に設立。(現 連結子会社)
- 1997年12月 Eurocolor Photofinishing GmbH & Co.KG をドイツで買収。
(現 連結子会社 FUJIFILM Imaging Germany GmbH & Co.KG)
- 2001年 3月 富士ゼロックス(株)の発行済株式総数の25%を追加取得し、連結子会社化。
- 2003年 4月 プロセス資材(株)の株式を追加取得し、連結子会社化。
(現 連結子会社 富士フィルムグローバルグラフィックシステムズ(株))
- 2004年11月 米国Arch Chemicals, Inc.から同社Microelectronic Materials部門と同社所有の富士フィルムアーチ(株)の株式を追加取得し、連結子会社化。
(現 連結子会社 富士フィルムエレクトロニクスマテリアルズ(株))
- 2005年 2月 Sericolグループの英国持株会社Sericol Group Limitedを買収。
(現 連結子会社 FUJIFILM Speciality Ink Systems Limited 他)
- 2006年 2月 Avecia Inkjet Limitedを買収。
(現 連結子会社 FUJIFILM Imaging Colorants Limited 他)
- 2006年 7月 Dimatix, Inc.を買収。(現 連結子会社 FUJIFILM Dimatix, Inc.)
- 2006年10月 全ての営業を富士フィルム(株)に承継する新設分割を行い、持株会社である富士フィルムホールディングス(株)に移行。
- 2008年 3月 富山化学工業(株)の株式を公開買付けにより取得し、連結子会社化。
- 2011年 3月 MSD Biologics (UK) Limited及びDiosynth RTP LLCを買収。
(現 連結子会社 FUJIFILM Diosynth Biotechnologies UK Limited 他)
- 2012年 3月 SonoSite, Inc.を買収。(現 連結子会社 FUJIFILM SonoSite, Inc.)
- 2014年12月 (株)ジャパン・ティッシュ・エンジニアリングの株式を新株予約権の行使により追加取得し、連結子会社化。
- 2015年 5月 Cellular Dynamics International, Inc.を買収。
(現 連結子会社 FUJIFILM Cellular Dynamics, Inc.)
- 2017年 4月 和光純薬工業(株)の株式を公開買付けにより取得し、連結子会社化。
(現 連結子会社 富士フィルム和光純薬(株))

3 【事業の内容】

当社は、米国会計基準によって連結財務諸表を作成しており、「関係会社」については米国会計基準の定義に基づいて開示しております。「第2 事業の状況」、「第3 設備の状況」においても同様であります。なお、当連結会計年度より、報告セグメントの名称を変更しており、従来の「インフォメーション ソリューション」を「ヘルスケア&マテリアルズ ソリューション」に変更しております。当該変更は名称変更のみであり、セグメント情報に与える影響はありません。

当社グループ(当社、連結子会社及び持分法適用会社)は、「わたしたちは、先進・独自の技術をもって、最高品質の商品やサービスを提供する事により、社会の文化・科学・技術・産業の発展、健康増進、環境保持に貢献し、人々の生活の質のさらなる向上に寄与します。」との企業理念の下、イメージング ソリューション、ヘルスケア&マテリアルズ ソリューション、ドキュメント ソリューションを提供し、社会とお客様に信頼されるグローバル企業を目指しております。

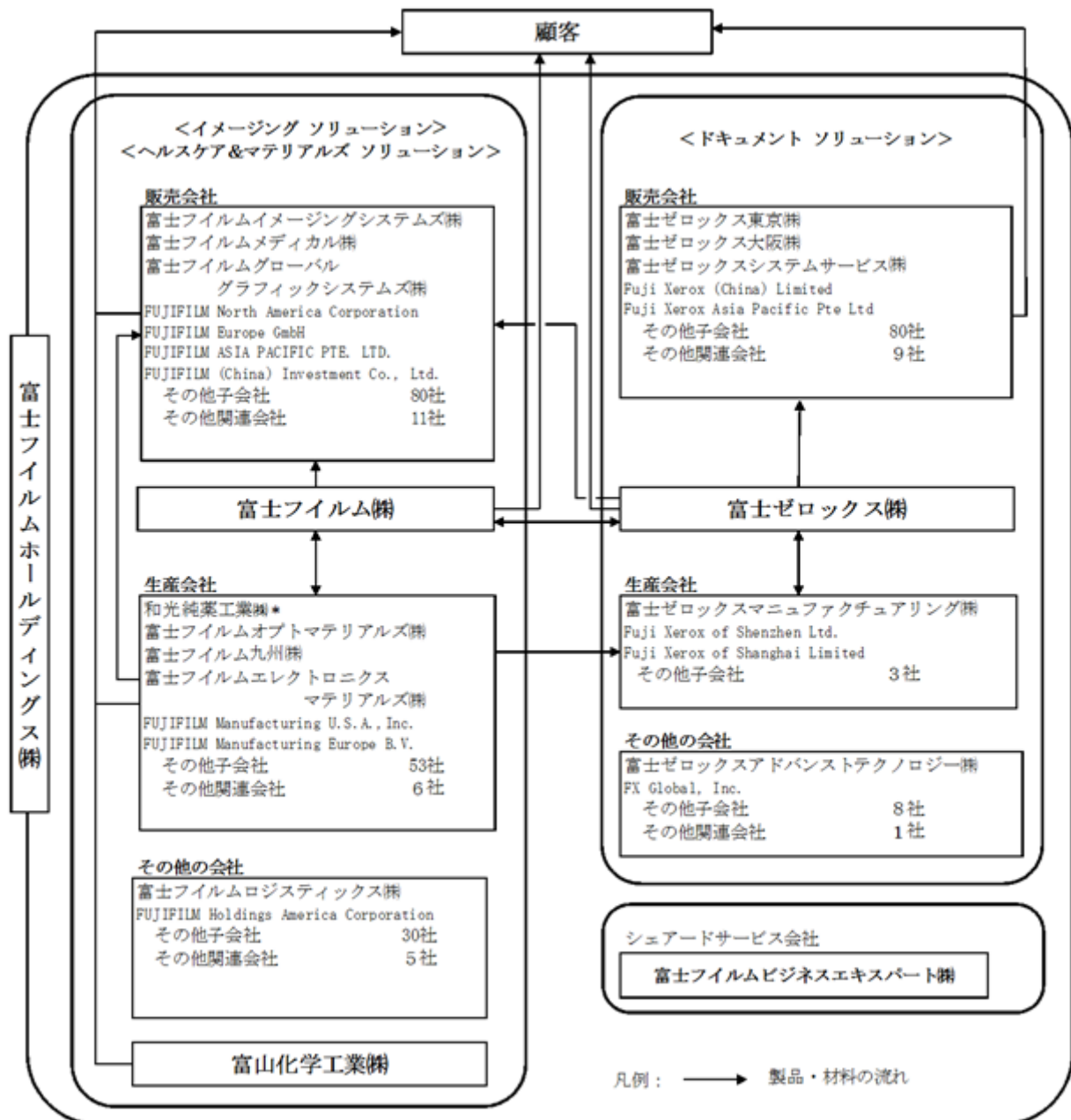
各事業区分の主要製品並びに主要会社は次のとおりであります。またこの事業区分はセグメント情報における区分内容と同一であります。

なお、当社は特定上場会社等に該当することにより、インサイダー取引規制の重要事実の軽微基準については連結ベースの数値に基づいて判断することとなります。

事業区分及び主要製品	主要会社
イメージング ソリューション カラーフィルム、デジタルカメラ、 写真プリント用カラーペーパー・サービ ス・機器、インスタントフォトシステム、 光学デバイス等	富士フイルム(株)、富士フイルムオプティクス(株) 富士フイルムイメージングシステムズ(株) FUJIFILM Manufacturing U.S.A., Inc. FUJIFILM North America Corporation FUJIFILM do Brasil Ltda. FUJIFILM Manufacturing Europe B.V. FUJIFILM Europe GmbH, FUJIFILM Recording Media GmbH FUJIFILM ASIA PACIFIC PTE. LTD. FUJIFILM (China) Investment Co., Ltd. FUJIFILM Imaging Systems (Suzhou) Co., Ltd.
ヘルスケア&マテリアルズ ソリューション メディカルシステム機材、化粧品・サブリ メント、医薬品、バイオ医薬品製造開発受 託、再生医療製品、化成品、グラフィック システム機材、インクジェット機材、ディ スプレイ材料、記録メディア、電子材料等	富士フイルム(株)、富山化学工業(株) 和光純薬工業(株)*、富士フイルムテクノプロダクツ(株) 富士フイルムエレクトロニクスマテリアルズ(株) 富士フイルムオプトマテリアルズ(株) 富士フイルムメディカル(株)、富士フイルムファインケミカルズ(株)* 富士フイルム九州(株)、富士フイルムR Iファーマ(株) 富士フイルムグローバルグラフィックシステムズ(株) FUJIFILM Manufacturing U.S.A., Inc. FUJIFILM North America Corporation FUJIFILM Medical Systems U.S.A., Inc. FUJIFILM Recording Media U.S.A., Inc. FUJIFILM Electronic Materials U.S.A., Inc. FUJIFILM Dimatix, Inc.、FUJIFILM SonoSite, Inc. FUJIFILM Diosynth Biotechnologies U.S.A., Inc. FUJIFILM Manufacturing Europe B.V. FUJIFILM Recording Media GmbH FUJIFILM Europe GmbH FUJIFILM Speciality Ink Systems Limited FUJIFILM Imaging Colorants Limited FUJIFILM ASIA PACIFIC PTE. LTD. FUJIFILM (China) Investment Co., Ltd. FUJIFILM Printing Plate (China) Co., Ltd.
ドキュメント ソリューション デジタル複合機、パブリッシングシステ ム、ドキュメントマネジメントソフトウエ ア及び関連ソリューション・サービス等	富士ゼロックス(株)、富士ゼロックス東京(株) 富士ゼロックス大阪(株)、富士ゼロックスシステムサービス(株) 富士ゼロックスアドバンステクノロジー(株) 富士ゼロックスマニファクチュアリング(株) Fuji Xerox Asia Pacific Pte. Ltd.、FX Global, Inc. Fuji Xerox of Shanghai Limited Fuji Xerox Singapore Pte Ltd Fuji Xerox Australia Pty. Limited Fuji Xerox Korea Co., Ltd. Fuji Xerox (Hong Kong) Limited、Fuji Xerox (China) Limited Fuji Xerox of Shenzhen Ltd.、Fuji Xerox Taiwan Corporation

2018年3月31日現在の子会社数は283社、関連会社数は32社であります。

以上に述べた事項を事業系統図によって示すと、次のとおりになります。



* 和光純薬工業㈱と富士フィルムファインケミカルズ㈱は2018年4月1日に合併し、富士フィルム和光純薬㈱に商号変更いたしました。

4 【関係会社の状況】

名称	住所	資本金 (百万円)	主要な事業 の内容	議決権の 所有割合 (%)	関係内容	
					役員の 兼任等	営業上の取引他
(連結子会社)						
富士フィルム株式会社 * 1	東京都港区	40,000	写真感光材料、産業用装置・材料等の製造及び販売	100.0	有	同社より資金を借り入れております。オフィス管理費用を一部請求しております。
富士ゼロックス株式会社 * 1	東京都港区	20,000	複写機・オフィス関連機材等事務機器の製造及び販売	75.0	有	当社より資金を借り入れております。オフィス管理費用を一部請求しております。
富山化学工業株式会社 * 1	東京都新宿区	10,000	医薬品等の製造及び販売	66.0	有	なし
富士フィルムビジネスエキスパート株式会社	東京都港区	50	総務、人事、購買、研究開発、及び経理等のシェアードサービス	100.0	無	総務関連の業務を一部委託しております。
富士フィルムオプティクス株式会社	茨城県常陸大宮市	100	光学デバイス等の製造及び販売	100.0 (100.0)	有	なし
富士フィルムテクノプロダクツ株式会社	神奈川県南足柄市	200	写真・医療診断・印刷用機器、金属・樹脂成型品の製造及び販売	100.0 (100.0)	無	なし
富士フィルムエレクトロニクスマテリアルズ株式会社	東京都渋谷区	490	電子材料の製造及び販売	100.0 (100.0)	無	なし
富士ゼロックスアドバンステクノロジー株式会社	神奈川県横浜市	100	複写機・オフィス関連機材等事務機器用ハードウェア・ソフトウェアの開発	100.0 (100.0)	無	なし
富士ゼロックスマニュファクチャリング株式会社	神奈川県海老名市	100	事務機器・プリンター製品の製造及び販売	100.0 (100.0)	無	なし
富士フィルムオプトマテリアルズ株式会社	神奈川県南足柄市	50	液晶ディスプレイ用材料の製造	100.0 (100.0)	無	なし
富士フィルム九州株式会社	熊本県菊池郡	50	液晶ディスプレイ用材料の製造	100.0 (100.0)	無	なし
富士フィルムファインケミカルズ株式会社 * 6	神奈川県平塚市	158	写真用有機合成薬品、医薬品原薬・中間体等の製造及び販売	100.0 (100.0)	無	なし
富士フィルムR Iファーマ株式会社	東京都中央区	490	放射性医薬品の製造及び販売	100.0 (100.0)	無	なし
(株)ジャパン・ティッシュ・エンジニアリング * 1, 2	愛知県蒲郡市	4,959	再生医療製品、研究開発支援製品の製造及び販売	50.1 (50.1)	無	なし
和光純薬工業株式会社 * 6	大阪府大阪市	2,339	試薬、化成品、臨床検査薬の製造及び販売	100.0 (100.0)	有	なし
富士フィルムメディカル株式会社	東京都港区	1,200	医療診断用製品・サービスの販売	100.0 (100.0)	無	なし
富士フィルムグローバルグラフィックシステムズ株式会社	東京都港区	800	印刷用材料・機器の製造及び販売	100.0 (100.0)	無	なし
富士ゼロックス情報システム株式会社	神奈川県横浜市	100	ソフトウェアの開発及びソフトウェア製品の販売	100.0 (100.0)	無	なし
富士ゼロックスシステムサービス株式会社	東京都千代田区	200	戸籍関連業務、各種複写サービス等の情報処理サービス	100.0 (100.0)	無	なし
富士ゼロックスインターフィールド株式会社	東京都品川区	50	用紙、事務機器及び消耗品の販売	100.0 (100.0)	無	なし
富士ゼロックスサービスリンク株式会社	東京都港区	100	印刷・複写・複合機管理等のドキュメント関連サービスの提供	80.0 (80.0)	無	なし
富士ゼロックス北海道株式会社	北海道札幌市	30	事務機器の販売及び保守	100.0 (100.0)	無	なし
富士ゼロックス宮城株式会社	宮城県仙台市	30	事務機器の販売及び保守	100.0 (100.0)	無	なし
富士ゼロックス北日本株式会社	宮城県仙台市	10	販売会社の受託業務及び販売会社が受託したサービス業務の再受託	100.0 (100.0)	無	なし
富士ゼロックス新潟株式会社	新潟県新潟市	30	事務機器の販売及び保守	100.0 (100.0)	無	なし
富士ゼロックス千葉株式会社	千葉県千葉市	30	事務機器の販売及び保守	100.0 (100.0)	無	なし

名称	住所	資本金 (百万円)	主要な事業 の内容	議決権の 所有割合 (%)	関係内容	
					役員の 兼任等	営業上の取引他
富士ゼロックス埼玉㈱	埼玉県さいたま市	30	事務機器の販売及び保守	100.0 (100.0)	無	なし
富士ゼロックス神奈川㈱	神奈川県横浜市	30	事務機器の販売及び保守	100.0 (100.0)	無	なし
富士ゼロックス東京㈱	東京都新宿区	120	事務機器の販売及び保守	100.0 (100.0)	無	なし
富士ゼロックス首都圏㈱	東京都新宿区	10	販売会社の受託業務及び販売会社が受託したサービス業務の再受託	100.0 (100.0)	無	なし
富士ゼロックス多摩㈱	東京都立川市	30	事務機器の販売及び保守	100.0 (100.0)	無	なし
富士ゼロックス北陸㈱	石川県金沢市	30	事務機器の販売及び保守	100.0 (100.0)	無	なし
富士ゼロックス静岡㈱	静岡県静岡市	30	事務機器の販売及び保守	100.0 (100.0)	無	なし
富士ゼロックス愛知㈱	愛知県名古屋市	30	事務機器の販売及び保守	100.0 (100.0)	無	なし
富士ゼロックス中部㈱	愛知県名古屋市	10	販売会社の受託業務及び販売会社が受託したサービス業務の再受託	100.0 (100.0)	無	なし
富士ゼロックス西日本㈱	大阪府大阪市	10	販売会社の受託業務及び販売会社が受託したサービス業務の再受託	100.0 (100.0)	無	なし
富士ゼロックス京都㈱	京都府京都市	30	事務機器の販売及び保守	100.0 (100.0)	無	なし
富士ゼロックス大阪㈱	大阪府大阪市	90	事務機器の販売及び保守	100.0 (100.0)	無	なし
富士ゼロックス兵庫㈱	兵庫県神戸市	30	事務機器の販売及び保守	100.0 (100.0)	無	なし
富士ゼロックス四国㈱	香川県高松市	30	事務機器の販売及び保守	100.0 (100.0)	無	なし
富士ゼロックス広島㈱	広島県広島市	30	事務機器の販売及び保守	100.0 (100.0)	無	なし
富士ゼロックス福岡㈱	福岡県福岡市	30	事務機器の販売及び保守	100.0 (100.0)	無	なし
富士ゼロックス九州㈱	福岡県福岡市	10	販売会社の受託業務及び販売会社が受託したサービス業務の再受託	100.0 (100.0)	無	なし
富士ゼロックス関東㈱	埼玉県さいたま市	10	販売会社の受託業務及び販売会社が受託したサービス業務の再受託	100.0 (100.0)	無	なし
富士ゼロックス プリンティングシステムズ㈱	東京都中野区	310	プリンター製品及び関連消耗品等の販売、修理及び保守	81.0 (81.0)	無	なし
富士フイルム イメージングシステムズ㈱	東京都品川区	100	写真感光材料、デジタルカメラ等の販売、及び画像・情報サービスの提供	100.0 (100.0)	無	なし
富士フイルムファーマ㈱ * 3	東京都港区	50	医薬品の開発、製造及び販売	80.0 (80.0)	無	なし
㈱富士フイルム ヘルスケアラボラトリー	東京都港区	50	化粧品、機能性食品の販売	100.0 (100.0)	無	なし
富士フイルム ロジスティックス㈱	神奈川県横浜市	79	物流管理・包装及び梱包	100.0 (100.0)	有	なし
富士フイルム ICTソリューションズ㈱	東京都港区	50	情報システム開発・運用・維持・管理	100.0 (100.0)	無	なし
FUJIFILM Holdings America Corporation	米国	千US\$ 1,083	米州の製造・販売子会社の持株会社	100.0 (100.0)	有	なし
FUJIFILM Manufacturing U.S.A., Inc. * 1	米国	千US\$ 80,000	写真感光材料、オフセット印刷CTPプレート等の製造	100.0 (100.0)	無	なし
FUJIFILM Recording Media U.S.A., Inc.	米国	千US\$ 51	記録メディア製品の製造及び販売	100.0 (100.0)	有	なし
FUJIFILM Electronic Materials U.S.A., Inc.	米国	千US\$ 0	電子材料の製造及び販売	100.0 (100.0)	無	なし
FUJIFILM Planar Solutions, LLC.	米国	千US\$ 0	電子材料の製造及び販売	100.0 (100.0)	無	なし
FUJIFILM North America Corporation	米国	千US\$ 22,802	写真感光材料、デジタルカメラ、印刷用材料・機器等の販売	100.0 (100.0)	無	なし
FUJIFILM Dimatix, Inc.	米国	千US\$ 0	産業用インクジェットプリンター用ヘッドの研究、開発、製造及び販売	100.0 (100.0)	無	なし
FUJIFILM Medical Systems U.S.A., Inc.	米国	千US\$ 30	医療診断用製品・サービスの開発及び販売	100.0 (100.0)	無	なし

名称	住所	資本金 (百万円)	主要な事業 の内容	議決権の 所有割合 (%)	関係内容	
					役員の 兼任等	営業上の取引他
FUJIFILM SonoSite, Inc.	米国	千US\$ 47	超音波診断装置の研究、開発、製造及び販売	100.0 (100.0)	有	なし
Wako Chemicals USA, Inc. * 7	米国	千US\$ 30,018	試薬、化成品、臨床検査薬の製造及び販売	100.0 (100.0)	無	なし
FUJIFILM Diosynth Biotechnologies U.S.A., Inc.	米国	千US\$ 1	バイオ医薬品の受託製造・販売	80.0 (80.0)	無	なし
FUJIFILM Diosynth Biotechnologies Texas, LLC	米国	千US\$ 0	ワクチン等含むバイオ医薬品の受託製造・販売	100.0 (100.0)	無	なし
Cellular Dynamics International, Inc. * 8	米国	千US\$ 2	創薬支援、細胞治療等向けのiPS細胞の開発、製造及び販売	100.0 (100.0)	有	なし
FX Global, Inc.	米国	千US\$ 76	富士ゼロックスの米国での市場及び投資先調査、研究開発受託等	100.0 (100.0)	無	なし
FUJIFILM Canada Inc. * 1	カナダ	千CAN\$ 86,283	写真感光材料、デジタルカメラ及び記録メディア等の販売	100.0 (100.0)	無	なし
FUJIFILM do Brasil Ltda. * 1	ブラジル	千Real 88,064	写真感光材料等の加工及び販売	100.0 (100.0)	無	なし
FUJIFILM Recording Media GmbH * 1	ドイツ	千EURO 43,460	記録メディア製品の販売	100.0 (100.0)	無	なし
FUJIFILM Europe GmbH * 1	ドイツ	千EURO 52,150	欧州地域における販売戦略統括、及び写真感光材料等の販売	100.0 (100.0)	無	なし
FUJIFILM IMAGING PRODUCTS & SOLUTIONS GmbH & Co. KG	ドイツ	千EURO 3,835	写真の現像・プリント及び販売	100.0 (100.0)	無	なし
Wako Chemicals GmbH * 9	ドイツ	千EURO 7,772	試薬、化成品、臨床検査薬の製造及び販売	100.0 (100.0)	無	なし
FUJIFILM Europe B.V.	オランダ	千EURO 225	欧州地域の持株会社及び写真感光材料の販売等	100.0 (100.0)	無	なし
FUJIFILM Manufacturing Europe B.V. * 1	オランダ	千EURO 175,000	写真感光材料、オフセット印刷用CTPプレート等の製造	100.0 (100.0)	無	なし
FUJIFILM UK LIMITED * 1	英国	千STG 25,000	写真感光材料、デジタルカメラ等の販売	100.0 (100.0)	無	なし
FUJIFILM Speciality Ink Systems Limited * 1	英国	千STG 20,621	印刷用インク・機材の開発、製造及び販売	100.0 (100.0)	無	なし
FUJIFILM Imaging Colorants Limited * 1	英国	千STG 72,655	インク染料・顔料等の開発、製造及び販売	100.0 (100.0)	無	なし
FUJIFILM Diosynth Biotechnologies UK Limited	英国	千STG 25,703	バイオ医薬品の受託製造・販売	80.0 (80.0)	無	なし
FUJIFILM France S.A.S.	フランス	千EURO 31,663	写真感光材料、デジタルカメラ、医療診断用製品及び印刷用材料・機器等の販売	100.0 (100.0)	無	なし
FUJIFILM Belgium NV	ベルギー	千EURO 16,933	写真感光材料、印刷用薬品等の販売	100.0 (100.0)	無	なし
FUJIFILM Electronic Materials (Europe) NV	ベルギー	千EURO 17,167	電子材料の製造及び販売	100.0 (100.0)	無	なし
FUJIFILM Italia S.P.A.	イタリア	千EURO 2,580	写真感光材料、デジタルカメラ、医療診断用製品の販売	100.0 (100.0)	無	なし
FUJIFILM Middle East FZE	UAE	千AED 1,000	写真感光材料、デジタルカメラ、医療診断用製品等の販売	100.0 (100.0)	無	なし
FUJIFILM India Private Limited	インド	千INR 625,856	写真感光材料、デジタルカメラ、印刷用材料及び医療診断用製品等の販売	100.0 (100.0)	無	なし
PT. FUJIFILM INDONESIA	インドネシア	百万IDR 419,141	デジタルカメラ、写真感光材料、印刷用材料及び医療診断用製品等の販売	100.0 (100.0)	無	なし
FUJIFILM ASIA PACIFIC PTE. LTD. * 1	シンガポール	千SIN\$ 154,986	富士フイルムのアジア・オセアニア地域における販売戦略統括、及び写真感光材料、印刷用薬品等の製造及び販売	100.0 (100.0)	無	なし

名称	住所	資本金 (百万円)	主要な事業 の内容	議決権の 所有割合 (%)	関係内容	
					役員の 兼任等	営業上の取引他
FUJIFILM (Thailand) Ltd.	タイ	千BAHT 321,000	写真感光材料、デジタルカメラ等の販売	100.0 (100.0)	無	なし
Fuji Xerox (Thailand) Co., Ltd.	タイ	千BAHT 150,000	事務機器の販売	100.0 (100.0)	無	なし
FUJIFILM (Malaysia) Sdn. Bhd.	マレーシア	千MYR 21,500	写真感光材料、デジタルカメラ、印刷用材料及び医療診断用製品等の販売	100.0 (100.0)	無	なし
Fuji Xerox Hai Phong Co., Ltd.	ベトナム	千US\$ 36,000	事務機器の製造及び販売	100.0 (100.0)	無	なし
FUJIFILM Australia Pty Ltd	オーストラリア	千A\$ 800	写真感光材料、デジタルカメラ等の販売	100.0 (100.0)	無	なし
Fuji Xerox BusinessForce Pty.Limited	オーストラリア	千A\$ 1,000	富士ゼロックスのオーストラリアにおける販売会社の持株会社	100.0 (100.0)	無	なし
Fuji Xerox Australia Pty. Limited * 1	オーストラリア	千A\$ 52,500	事務機器の販売	100.0 (100.0)	無	なし
Upstream Print Solutions Holdings Pty Ltd * 1	オーストラリア	千A\$ 179,984	富士ゼロックスのオーストラリアにおける販売会社の持株会社	100.0 (100.0)	無	なし
Fuji Xerox New Zealand Limited * 4	ニュージーランド	千NZ\$ 31,400	事務機器の販売	100.0 (100.0)	無	なし
FUJIFILM (China) Investment Co., Ltd. * 1	中国	千人民元 1,724,003	富士フイルムの中国における持株会社、及び写真感光材料、デジタルカメラ等の販売	100.0 (100.0)	有	なし
FUJIFILM Imaging Systems (Suzhou) Co., Ltd. * 1	中国	千人民元 742,368	写真感光材料、デジタル機器等の製造及び販売	100.0 (100.0)	有	なし
FUJIFILM Electronic Materials Taiwan Co., Ltd.	中国	千TWS 100,000	電子材料の製造及び販売	100.0 (100.0)	無	なし
FUJIFILM Printing Plate (China) Co., Ltd. * 1	中国	千人民元 322,784	オフセット印刷用CTPプレートの製造及び販売	100.0 (100.0)	無	なし
FUJIFILM Hong Kong Limited	中国	千HK\$ 36,000	部材・商品の購入及び販売	100.0 (100.0)	無	なし
FUJIFILM Opt-Electronics (Tianjin) Co., Ltd. * 1	中国	千人民元 346,361	光学デバイス等の製造及び販売	100.0 (100.0)	有	なし
Fuji Xerox of Shenzhen Ltd.	中国	千人民元 315,240	事務機器の製造及び販売	100.0 (100.0)	無	なし
Fuji Xerox (China) Limited	中国	千人民元 237,833	事務機器の販売	100.0 (100.0)	無	なし
Fuji Xerox Leasing (China) Co., Ltd.	中国	千人民元 165,497	事務機器のリース	100.0 (100.0)	無	なし
Fuji Xerox (Hong Kong) Limited	中国	千HK\$ 65,000	事務機器の販売	100.0 (100.0)	無	なし
Fuji Xerox of Shanghai Limited	中国	千人民元 182,879	事務機器の製造及び販売	80.0 (80.0)	無	なし
Fuji Xerox Industry Development (China) Co., Ltd.	中国	千人民元 52,664	事務機器の販売	100.0 (100.0)	無	なし
Fuji Xerox Taiwan Corporation * 1	中国	千TWS 1,267,235	事務機器の販売	99.8 (99.8)	無	なし
Fuji Xerox Far East Limited	中国	千US\$ 1,000	事務機器用部品の調達	100.0 (100.0)	無	なし
Fuji Xerox Korea Co., Ltd.	韓国	百万WON 14,000	事務機器の製造及び販売	100.0 (100.0)	無	なし
その他175社						
(関連会社)						
㈱サンリツ	富山県下新川郡	1,442	偏光板等の開発、製造及び販売	36.0 (36.0)	無	なし
協和キリン富士フイルムバイオロジクス㈱ * 5	東京都千代田区	100	バイオシミラー医薬品の開発、製造及び販売	50.0 (50.0)	有	なし
その他30社						

- (注) 1 「親会社」「その他の関係会社」に該当する部分はありません。
 2 * 1 特定子会社に該当いたしません。
 3 * 2 有価証券報告書を提出しております。
 4 議決権に対する所有割合欄の()内数字は間接所有割合(内数)であります。
 5 富士ゼロックス㈱については売上高(連結会社相互間の内部売上高を除く)の連結売上高に占める割合が10%を超えております。主要な損益情報等は次のとおりであります。

	主要な損益情報等(百万円)				
	売上高	経常利益	当期純利益	純資産額	総資産額
富士ゼロックス㈱	694,849	350,695	329,221	654,619	963,557

- 6 * 3 債務超過会社であり、債務超過の金額は2018年3月末時点で14,057百万円であります。
 7 * 4 債務超過会社であり、債務超過の金額は2018年3月末時点で27,146百万円であります。
 8 * 5 債務超過会社であり、債務超過の金額は2018年3月末時点で48,174百万円であります。
 9 関係内容については期末日現在の状況を記載しております。
 10 * 6 和光純薬工業㈱と富士フィルムファインケミカルズ㈱は2018年4月1日に合併し、富士フィルム和光純薬㈱に商号変更いたしました。
 11 * 7 Wako Chemicals USA, Inc.は、2018年4月1日にFUJIFILM Wako Chemicals U.S.A. Corporationに商号変更いたしました。
 12 * 8 Cellular Dynamics International, Inc.は2018年4月1日にFUJIFILM Cellular Dynamics, Inc.に商号変更いたしました。
 13 * 9 Wako Chemicals GmbHは2018年4月1日にFUJIFILM Wako Chemicals Europe GmbHに商号変更いたしました。

5 【従業員の状況】

(1) 連結会社の状況

2018年3月31日現在

セグメントの名称	従業員数(名)
イメージング ソリューション	7,733 [1,244]
ヘルスケア&マテリアルズ ソリューション	23,666 [2,436]
ドキュメント ソリューション	44,424 [6,729]
全社(共通)	1,916 [244]
合計	77,739 [10,653]

(注) 従業員は就業人員であり、臨時従業員は〔 〕内に当連結会計年度の平均人員を外数で記載しております。

(2) 提出会社の状況

2018年3月31日現在

従業員数(名)	平均年齢(歳)	平均勤続年数(年)	平均年間給与(円)
220 [12]	42.7	17.8	9,711,760

セグメントの名称	従業員数(名)
全社(共通)	220 [12]
合計	220 [12]

- (注) 1 従業員は就業人員であり、臨時従業員は〔 〕内に当事業年度の平均人員を外数で記載しております。
 2 平均年間給与は、賞与及び基準外賃金を含んでおります。
 3 当社の従業員は、富士フィルム㈱及び富士ゼロックス㈱等からの出向者であり、平均勤続年数には各当該会社での勤続年数を通算しております。
 4 従業員数が前事業年度末に比べ108名増加したのは、ガバナンス強化策の一環として、富士フィルム㈱及び富士ゼロックス㈱の経理部門を統合したことに伴い、当社への出向者が増加したこと等によります。

第2 【事業の状況】

1 【経営方針、経営環境及び対処すべき課題等】

(1)経営方針、経営環境

文中における将来に関する事項は、当連結会計年度末現在において判断したものです。

当社グループは、コア事業であった写真フィルムの需要が激減した2000年以降、事業構造の転換を積極的に進め、安定的に利益を創出できる経営基盤を構築し、新たな成長フェーズに入りました。2017年8月に2030年度を目標とした新CSR計画「サステナブル バリュー プラン (Sustainable Value Plan) 2030」(以下、「SVP2030」)を策定。革新的技術・製品・サービスの提供等、事業活動を通じた社会課題の解決により一層取り組み、サステナブル社会の実現に貢献する企業を目指します。また、SVP2030で示した目指す姿を実現するための具体的なアクションプランとして、中期経営計画「VISION2019」を策定。それぞれの事業を「収益力の向上」「さらなる成長の加速」「未来を創る投資」の3つのステージに位置づけ、成長過程に合わせた施策を適切に展開することにより、個々の事業の収益力のさらなる強化を図ることで、事業ポートフォリオをより強固なものにし、戦略的飛躍へとつなげていきます。2018年度は、米国と中国の貿易摩擦、欧州における英国のEU離脱や移民問題、中国をはじめとした新興国経済の動向、北朝鮮やシリア情勢等の地政学的リスク等、先行きの見えない不安定な状況が続くことが予想されますが、当社は各事業のさらなる収益力の向上で安定的にキャッシュを創出するとともに、特に「ヘルスケア・高機能材料領域の事業成長の強化」と「ドキュメント事業の抜本的強化」を実現することで、事業ポートフォリオをより強固なものとし、企業価値を向上していきます。

(2)対処すべき課題

「ヘルスケア・高機能材料領域の事業成長の強化」

ヘルスケア領域では、メディカルシステム事業、バイオCDMO事業が売上成長を牽引し、増収・増益を確保します。医薬品事業と再生医療事業は損益をコントロールしつつ、研究開発を加速することで事業を育成していきます。

メディカルシステム事業では、画像処理技術をベースにしたX線画像診断機器、医療IT、内視鏡、超音波、IVDと幅広いラインアップを活かし、競争優位性の高い医療ITを核とした総合的なソリューション提案を強化します。また、成長著しい新興国等海外において、現地ニーズにあった製品・サービスを提供することにより事業を拡大します。さらに、医用画像データ等の情報を最大限活用した医療ICTビジネスも推進していきます。

高い市場成長が見込めるバイオ医薬品のプロセス開発・製造受託事業では、2018年1月に米国テキサス拠点に生産棟を新設し培養タンク2基の稼働を開始しました。設備投資・技術開発により生産能力をさらに拡大し、スケールメリットによる収益力強化で事業成長を加速します。

医薬品事業では、開発中の抗がん剤「FF-10501」をはじめ、アルツハイマー型認知症治療薬「T-817MA」等アンメットメディカルニーズが高い領域をターゲットとし、効率的な研究開発を推進します。また、薬を必要な場所に的確に届けるドラッグデリバリーシステム領域において、マイクロネードルやリポソーム等当社独自技術を活用した製剤化技術の実用化に向けた取り組みを加速。リポソーム製剤については2020年2月に富山化学工業(株)の医薬品生産拠点に新工場を稼働させる予定です。

再生医療事業では、2018年3月に培地のリーディングカンパニーであるIrvine Scientific Sales Company, Inc. (以下、「ISUS」と記載します。)および(株)アイエスジャパン(以下、「ISJ」と記載します。)の買収を発表しました。iPS細胞の開発・製造のリーディングカンパニーであるCellular Dynamics International, Inc. (現 FUJIFILM Cellular Dynamics, Inc. 以下、「FCDI」と記載します。)や自家培養軟骨や皮膚を提供する(株)ジャパン・ティッシュ・エンジニアリング(以下、「J-TEC」と記載します。)、**「培地・サイトカイン」**に高い技術を持つ和光純薬工業(株)(現 富士フイルム和光純薬(株))、そして**「足場材」**で強みを持つ富士フイルム(株)とあわせ、再生医療の重要な三要素である**「細胞」「培地」「足場材」**をグループ内で一体開発できる体制をさらに強化しました。再生医療分野の研究開発の加速、バイオ医薬品の開発・製造受託事業の拡大等のシナジーを最大化させるとともに官・学との連携も強化し、再生医療の産業化に貢献していきます。

高機能材料領域の各事業では、現在の競争優位性を維持し、さらに独自の技術力を生かし、市場のニーズにあった高収益の製品をタイムリーに投入していくことで売上・利益ともに拡大していきます。

電子材料事業では、先端フォトリソ周辺材料等の既存製品の拡販に加えて、新規の周辺材料等で製品ラインアップを拡大し、事業を拡大します。

ディスプレイ材料事業では、既存製品におけるマーケットポジションの維持に加え、薄膜・積層塗布技術を活用し、有機ELやタッチパネル用部材等、新規材料の拡販を進めます。

産業機材事業では、タッチパネル用センサーフィルムの「エクスクリア」や優れた微細孔構造とろ過特性をもつ「マイクロフィルター」等、当社独自技術を活用した新規用途の高機能製品を拡販していきます。また、トンネルや橋梁等の社会インフラに対して、当社画像診断技術を活用した点検サービスに参入し、事業を拡大します。

ファインケミカル事業では、2018年4月に和光純薬工業(株)と富士フイルムファインケミカルズ(株)を統合するとともに社名を富士フイルム和光純薬(株)とし、さらなるシナジー創出を実現するための体制を整備しました。両社の技術の融合や化合物ライブラリーを活用することで競争力のある化成品・試薬等を開発・拡充し、事業を拡大します。

「ドキュメント事業の抜本的強化」

ドキュメント事業は、日本及びアジア・オセアニア地域で獲得したトップポジションを維持しつつ、ソリューション・サービスの提供価値の強化、中国をはじめとする成長市場の事業拡大を加速するとともに、2018年1月に発表した構造改革を完遂することにより、収益・生産性を改善し、強靱な体質へと変革を果たすことで、今後の事業成長を力強く確かなものとします。

オフィスプロダクト&プリンター事業では、「Smart Work Innovation」による新たな価値提案を通して、顧客の経営課題の解決に貢献します。クラウド対応した複合機の販売に加え、AIや自然言語処理等、富士ゼロックス(株)のユニークな技術の活用により、複雑化、多様化する顧客の経営課題に対しソリューションを提供します。また、市場ニーズにマッチしたコスト競争力のある製品開発、ローエンドモデルから上位機種への製品Mixのシフトによる収益モデルの見直し等を進め、高い収益性を確保します。

プロダクションサービス事業では、有力な顧客基盤を梃子に、印刷ワークフロー全般をサービス化することで顧客価値を高めるとともに、印刷アプリケーションの拡張も進めます。また、インクジェットの領域で富士フイルム(株)と富士ゼロックス(株)、米国Xerox Corporationのネットワークをフル活用したグローバルなビジネス展開により、事業成長を図っていきます。

ソリューション&サービス事業では、お客様の業種業務に基づいた付加価値の高い提案を実施し、さらなる成長を狙います。また、オフィスの膨大なビックデータとAIやIoT等の技術活用による、働き方/生産性改革を実現する新たな価値創出に向けた投資を積極的に行い、事業成長をリードします。

当社は、グループガバナンスの強化を徹底するため、2017年8月に包括的なプロジェクト運営体制を整えました。具体的には、当社の社長を委員長とし、経営企画・経理・法務・CSR・監査・IR・ドキュメント事業を管掌する当社の各執行役員を委員とするガバナンス強化委員会を設置するとともに、同委員会の下、5つのプロジェクト(「グループ会社管理強化」「経理強化」「監査強化」「コンプライアンス強化」「ITガバナンス強化」)を発足させ、今後の改善方針を決定し、諸施策を推進してまいりました。また、2017年11月以降、内部通報制度の実効性をより一層高めるために、当社グループ全役員・従業員が当社コンプライアンス専任部門に直接通報できる内部通報制度の導入を進めています。さらに、2018年2月に「コーポレートガバナンス・ガイドライン」を改訂する等、多面的な施策によりコーポレートガバナンスをさらに充実させるとともに、コンプライアンス・リスクマネジメントの強化を図ってまいります。

当社グループは、2018年度の基本方針として「創造力と決断力を研ぎ澄まし、大胆に、フェアに、スピーディーに、イノベティブに考え、行動する」を掲げました。「オープン、フェア、クリア」

の精神のもと、AIやIoT、デジタルマーケティング、デジタルマニュファクチャリングで本格化するデジタル社会等の動きを先読みしてイノベティブに行動するとともに、決断力とスピード感を持って課題をやり抜くことで、全事業における収益性向上に向けた取り組みを加速します。

(3)会社の支配に関する基本方針について

当社は財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針を定めており、その内容等（会社法施行規則第118条第3号に掲げる事項）は次のとおりであります。

株主の皆様から経営を負託された当社取締役会は、その負託にお応えすべく、平素から当社グループの財務及び事業の方針を決定するにあたり、中長期的な視点に基づく持続的な成長を通じて、企業価値・株主共同の利益の確保及び向上を図ることがその責務であると考えております。この考え方に基づき、当社グループの企業理念のもと、「先進・独自の多様な技術力」と「グローバルネットワーク」、これらを下支えする「人材」と「企業風土」という当社グループの企業価値の源泉を伸張させること等により、企業価値の向上に努めてまいりました。

当社は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者は、当社グループの企業価値の源泉を理解し、中長期的な視点から当社の企業価値・株主共同の利益を継続的かつ持続的に確保し、向上していくことを可能とする者である必要があると考えております。当社は、当社の支配権の獲得を目的とした買収提案がなされた場合、それを受け入れるか否かは最終的には株主の皆様のご判断に委ねられるべきものと考えております。

株式の大量買付の中には、その目的等から見て企業価値・株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらすもの、株主に株式の売却を事実上強要するおそれがあるもの、対象会社の取締役会や株主が株式の大量買付の内容等について検討し、あるいは対象会社の取締役会が代替案を検討するための十分な時間や情報を提供しないもの、対象会社に買収者との十分な交渉機会を提供しないもの等、対象会社の企業価値・株主共同の利益に資さないものがあります。

当社は、当社株式の大量買付を行おうとする者が現れた場合は、株主の皆様のご判断に資するべく積極的な情報収集と適時開示に努めるとともに、当社の企業価値・株主共同の利益の確保及び向上を図るために、会社法及び金融商品取引法等の関係諸法令の範囲内で可能な措置を適切に講じてまいります。

2 【事業等のリスク】

当社グループの財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性のあるリスクには以下のようなものがあります。

なお、文中における将来に関する事項は、当連結会計年度末現在において判断したものです。

(1) 経済情勢・為替変動による業績への影響

当社グループは、世界のさまざまなマーケットにおいて製品及びサービスを提供しており、連結ベースでの海外売上高比率は当連結会計年度において約59%です。世界各地の経済情勢、とりわけ為替レートの変動は業績に大きく影響を及ぼす可能性があります。

為替変動による業績への影響を軽減するため、米ドル、ユーロにおいて先物予約を中心としたヘッジを行っていますが、為替の変動の程度によって業績に影響を及ぼす可能性があります。

(2) 市場競争状況

当社グループが関連する事業分野において、競合会社との競争激化による製品販売単価の下落、製品のライフサイクルの短縮化、代替製品の出現等が考えられます。これらは、売上高に影響を与え、また研究開発コストが増加する、営業権ほか無形固定資産の評価見直しを行う等、結果的に利益の減少に結びついていく可能性があります。今後も、新たな技術に裏付された製品・サービスの研究開発とこれをサポートするマーケティング活動を継続的に実施してまいります。その成否によっては業績に影響を及ぼす可能性が考えられます。

(3) 特許及びその他の知的財産権

当社グループは、さまざまな特許、ノウハウ等の知的財産権を保有し、競争上の優位性を確保していますが、将来、特許の権利存続期間の満了や代替技術等の出現に伴って、優位性の確保が困難となることが起こり得ます。

当社グループが関連する幅広い事業分野においては、多数の企業が高度かつ複雑な技術を保有しており、また、かかる技術は著しい勢いで進歩しています。事業を展開する上で、他社の保有する特許やノウハウ等の知的財産権の使用が必要となるケースがありますが、このような知的財産権の使用に関する交渉が成立しないことで業績に影響を及ぼす可能性があります。また、他社の権利を侵害することがないように常に注意を払って事業展開をしておりますが、訴訟に巻き込まれるリスクを完全に回避することは難しいのが実情です。このような場合、係争費用や敗訴した場合の賠償金等の負担により、業績に影響を及ぼす可能性も考えられます。

(4) 公的規制

当社グループが事業を展開している地域においては、事業・投資等の許認可、輸出入に関する制限や規制等、さまざまな政府規制を受けています。また、通商、公正取引、特許、消費者保護、租税、為替管理、環境関連、薬事関連等の法規制もを受けています。

万一、規制に抵触した場合、制裁金等が課される可能性があり、さらに、今後規制が強化されたり、大幅な変更がされたりすることが考えられ、その場合、当社グループの活動の制限や、規制遵守のため、あるいは規制内容の改廃に対応するためのコストが発生する可能性も否定できません。従って、これらの規制は当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

(5)生産活動

当社グループの生産活動において、自然災害又は人災、原材料・部品等の供給元の製造中止、その他要因による混乱等により当社グループ製品の供給が妨げられたり、重大な設備故障が発生したりする可能性があります。また、原材料・部品等の価格高騰により、当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

当社グループは、厳しい品質管理基準に従い各種製品を生産しておりますが、将来にわたり製品に欠陥が発生する可能性がないとは言えず、万一、リコール等の事態が発生した場合には、当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

(6)情報システム

当社グループは、さまざまな情報システムを使用して業務を遂行しており、適切なシステム管理体制の構築やセキュリティ対策を行っておりますが、停電、災害、不正アクセス等の要因により、情報システムの障害や個人情報の漏えい、改ざん等の事態が起こる可能性があります。これらにより、当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

(7)大規模災害

当社グループは、世界各地で生産・販売等の事業活動を行っております。このため、地震、台風、洪水といった大規模な自然災害に見舞われた場合や、火災、テロ、戦争、新型インフルエンザ等の感染症の蔓延といった要因により、事業活動に支障をきたし、当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

(8)構造改革

当社グループは、当社子会社である富士ゼロックス㈱を取り巻く市場環境が厳しさを増す中で、今後の競争を勝ち抜き、事業成長を力強く確実なものとするため、2017年度より構造改革を実施しております。また、今後も引き続き経営効率の向上に向けて、コスト削減や資産圧縮を図る等の諸施策を講じていく方針です。この進展状況によって組織や事業・業務の見直しにより一時的に多額の経費が発生し、当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

3【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

(1) 経営成績等の状況の概要

財政状態及び経営成績の状況

2017年度の世界経済を概観すると、全体として緩やかな回復基調が継続しました。米国の景気は、個人消費や設備投資が増加し、着実な回復が継続しました。欧州の景気は、消費や設備投資の増加により、緩やかな回復基調が継続しました。中国や他のアジア地域の景気は持ち直しの動きが続きました。日本では、雇用・所得環境の改善により、緩やかな回復基調が続きました。

当社グループは、事業構造の転換で確立した強靱な経営基盤から生み出す利益を効率的に活用して安定成長できる事業ポートフォリオを構築して参りました。これらをさらに深化させ、持続的な成長を実現するために2017年8月に中期経営計画「VISION2019」（2017年度～2019年度）を策定しました。本中期経営計画では、イメージング・ヘルスケア&マテリアルズ・ドキュメントソリューションに属する各事業を、その成長段階に応じて「収益力の向上」、「さらなる成長の加速」、「未来を創る投資」の3つのステージに置き、現在の各事業の位置付けを明確化し、「各事業の収益力の向上によるキャッシュの安定的創出」、「主要事業の成長加速による売上・利益の拡大」、「未来の柱となる収益貢献事業の育成」を推進することで、戦略的飛躍へと繋げていきます。また、既存事業で築いた海外販売基盤の強化を進めつつ、ヘルスケア製品や新規高機能製品等の海外展開を加速させて、さらなる成長を図ります。なお、当連結会計年度より、報告セグメントの名称を変更しており、従来の「インフォメーション ソリューション」を「ヘルスケア&マテリアルズ ソリューション」に変更しております。当該変更は名称変更のみであり、セグメント情報に与える影響はありません。

当社グループの2017年度における連結売上高は、電子映像事業、メディカルシステム事業、電子材料事業等で売上を伸ばし、2,433,365百万円（前年度比4.8%増）となりました。営業利益は、ドキュメントソリューションで実施した構造改革等の一時費用が発生したことにより、130,679百万円（前年度比24.1%減）となりました。これに加えて、有価証券売却益や和光純薬工業(株)（現 富士フイルム和光純薬(株)）の連結子会社化による評価益により、税金等調整前当期純利益は197,807百万円（前年度比1.6%増）、当社株主帰属当期純利益は140,694百万円（前年度比7.0%増）となりました。

当連結会計年度末では、総資産は社債の償還、営業債権の減少等により40,249百万円減少し、3,492,940百万円（前年度比1.1%減）となりました。負債は社債の償還等により70,897百万円減少し、1,194,234百万円（前年度比5.6%減）となりました。純資産は自己株式取得や配当金の支払い等で減少した一方、当期純利益で増加したことにより30,648百万円増加し、2,298,706百万円（前年度比1.4%増）となりました。

セグメントの業績は次のとおりであります。

「イメージング ソリューション部門」

フォトイメージング事業では、インスタントカメラ“チェキ”シリーズやチェキ用フィルム等、撮影したその場で写真プリントが楽しめるインスタントフォトシステムを中心に売上が増加しました。2017年5月に発売したハイブリッドインスタントカメラ「instax SQUARE SQ10」及びスクエアフォーマットフィルム「instax SQUARE Film」、2017年11月に発売したスクエアフォーマット採用のスマートフォン用プリンター「instax SHARE SP-3」の販売が好調に推移しました。また、2017年12月からスマートフォン向けプリント注文アプリ「超簡単プリントアプリケーション」の提供を開始。スマートフォンに保存されている画像を簡単にプリントすることができ、新たなプリント需要を開拓しています。付加価値プリントビジネスでは、写真をパネル加工や額装し、部屋のインテリアとして楽しめる「WALL DECOR（ウォールデコ）プリントサービス」や、AIを活用した独自技術で写真を自動的にレイアウトするフォトブック「Year Album（イヤーアルバム）」、店頭での即時仕上げが可能なフォトブック「PhotoZINE」等の各種サービスが成長を続けており、売上の拡大に貢献しています。

光学・電子映像事業の電子映像分野では、2018年3月に発売した、新開発の高剛性・高耐久ボ

ディ、究極の高画質、快適な操作性を実現したミラーレスデジタルカメラ「FUJIFILM X-H1」、2018年2月に発売した、小型軽量ボディに新開発のセンサーと画像処理エンジンを搭載した「FUJIFILM X-A5」を中心としたXシリーズ、大型サイズ(43.8mm×32.9mm)のイメージセンサーを搭載した中判ミラーレスデジタルカメラ「FUJIFILM GFX 50S」、及び各種交換レンズの販売が好調に推移したことにより、売上が増加しました。光学デバイス分野では、車載用やプロジェクター用等各種産業用レンズや、市場が拡大しているWeb映像等の動画撮影向けの新シリーズであるシネマカメラ用レンズ「MKレンズ」シリーズの販売が好調に推移し、売上が増加しました。また、2018年1月に24倍の高倍率ズームを備え小型軽量と4K高画質を両立した放送用レンズ「UA24×7.8BE」を発売。4K対応放送用レンズのラインアップは8機種となり、4K分野をリードしていきます。

本部門の連結売上高は、電子映像事業が大幅に売上を伸ばし、382,961百万円(前年度比12.1%増)となりました。営業利益は、各事業の収益性改善等により、56,025百万円(前年度比52.0%増)となりました。

「ヘルスケア&マテリアルズ ソリューション部門」

メディカルシステム事業では、X線画像診断、医療IT、内視鏡、超音波、体外診断(IVD)システム等全ての分野で販売が好調に推移し、売上が増加しました。X線画像診断分野では、小型化と従来機比約1/5の軽量化を実現した超軽量移動型デジタルX線撮影装置「FUJIFILM DR CALNEO AQRO(カルネオ アクロ)」の販売が好調に推移。また2018年2月に発売した、前方視認性に優れる支柱昇降タイプのX線DR回診車「FUJIFILM DR CALNEO Go PLUS version」も医療現場で高い評価を得ています。医療IT分野では、医用画像情報システム(PACS)「SYNAPSE」を中心としたシステムの販売が好調に推移しました。内視鏡分野では、当社独自の特殊光観察が可能な「LASEREO」シリーズの国内外での販売が好調に推移しました。超音波診断分野では、プレミアム機種「SonoSite X-Porte」、携帯型超音波画像診断装置「SonoSite Edge」、フルフラット型超音波画像診断装置「SonoSite S」等臨床処置現場における操作性・堅牢性等のニーズに応えた製品群の販売が、日米欧をはじめアジアや中東地域等で伸長しました。体外診断(IVD)分野は、血液検査システム「ドライケムシリーズ」の販売が欧州及びアジアで好調に推移しました。2017年4月に和光純薬工業(株)(現 富士フイルム和光純薬(株))の臨床検査薬事業を連結対象に加えたことで、前年に対して売上が大きく伸長。2018年2月にインフルエンザやマイコプラズマ肺炎等の感染症を引き起こすウイルスや細菌の有無を自動判定する感染症検査装置「富士ドライケム IMMUNO AG2」を発売しました。

医薬品事業では、低分子医薬品における後発医薬品の影響等を受け、売上は減少しました。研究開発においては、2017年8月に再発・難治性の急性骨髄性白血病を適応症とする抗がん剤「FF-10101」の臨床第 相試験を米国で開始。また、進行性の固形がんを適応症とする抗がん剤「ゲムシタピン」をリポソームに内包したりポソーム製剤「FF-10832」の臨床第 相試験を2018年5月に米国で開始する等パイプラインの開発を着実に推進しています。また、当社グループの富山化学工業(株)の医薬品生産拠点に約40億円を投資し新工場を建設することを2018年2月に発表。新工場では、「FF-10832」等独自技術を活かしたりポソーム製剤の治験薬製造や商業生産を行う計画です。

バイオCDMO事業では、医薬品のプロセス開発・製造受託が好調に推移しました。顧客からの増産要請や今後のさらなる需要拡大に迅速にこえるため、米国テキサス拠点に新たに建設した生産棟を2018年1月に稼働しました。さらに、米国拠点のバイオ医薬品の生産能力増強や、英国の生産プロセス開発拠点の追加設備投資の前倒しを決定する等、今後も生産能力増強を継続するとともに、高効率・高生産技術の開発により、バイオ医薬品のプロセス開発・製造受託事業を拡大していきます。

再生医療事業では、J-TECの自家培養表皮「ジェイス」が、2016年12月より先天性巨大色素性母斑に適応対象を拡大した効果もあり、受注が好調に推移し、売上に貢献しました。また、再生医療で重要な役割を果たす「培地・サイトカイン」に高い技術を持つ和光純薬工業(株)(現 富士フイルム和光純薬(株))を2017年4月に連結子会社化。iPS細胞の開発・製造の世界的なリーディングカン

パニーであるFCDIやJ-TEC、そして「足場材（リコンビナントペプチド）」で強みを持つ富士フィルム(株)と合わせ、グループ内のシナジーを発揮し、再生医療事業の拡大をさらに加速します。また、2018年3月には、培地のリーディングカンパニーであるISUSおよびISJの買収を発表。培地事業を拡大すると共に、再生医療分野の研究開発を加速、医薬品の開発・製造受託事業の拡大への貢献等シナジーを最大化させていきます。

ライフサイエンス事業では、2017年3月に販売を開始した美白化粧品「アスタリフト ホワイト ブライトローション」等の美白シリーズ、「糖の吸収を抑える」と「腸内環境を整える」の2つの機能を持つ機能性表示食品「メタバリアS」等の販売が好調に推移し、売上が増加しました。また、2018年3月に発売した美白クリーム「アスタリフト ホワイト クリーム」、ベースメイクシリーズの新たなラインアップとして発売した「アスタリフト BB クリーム」の販売も堅調に推移しています。

ディスプレイ材料事業では、タッチパネル、有機EL関連など新規分野の製品販売が伸長しましたが、既存タック製品の在庫調整の影響を受け、売上はほぼ横這いとなりました。

産業機材事業では、当社グループ会社の洋紙事業とプリンターシステム事業の譲渡等により売上が減少しましたが、タッチパネル用センサーフィルム「エクスクリア」、工業用X線フィルムや圧力測定フィルム「プレスケール」の販売が好調に推移しました。

電子材料事業では、先端フォトレジストやフォトリソ周辺材料、CMPスラリー、イメージセンサー用カラーモザイク等の販売が通期にわたり好調を維持し、売上が大幅に増加しました。

ファインケミカル事業では、紙おむつ等日用品に使用される高吸水性樹脂の原料となる重合開始剤等の高機能化成品の売上が増加しました。事業基盤をさらに強化するため、2018年4月1日付で和光純薬工業(株)と富士フィルムファインケミカルズ(株)を統合。社名を富士フィルム和光純薬(株)として、研究開発・生産・品質保証・営業等の全ての機能を一体化することで体制を強化し、さらなるビジネス拡大を図っていきます。

記録メディア事業では、大容量データストレージ用磁気テープ製品の在庫調整等の影響で売上が減少しました。「BaFe（バリウムフェライト）磁性体」等の独自技術を使用したデータストレージ用磁気テープの拡販を進めるとともに、「dternity（ディターニティ）」等のアーカイブサービスを提供することで、ビッグデータ時代の顧客ニーズに確実に対応していきます。

グラフィックシステム事業では、製版・刷版材料の総需要減による販売減等により、売上が減少しました。2017年10月から米国Xerox Corporationと北米地域におけるデジタル印刷機「Jet Press720S」の販売協業を開始。また、富士フィルム(株)と富士ゼロックス(株)のインクジェットデジタルプレスの国内の販売機能を、富士フィルムデジタルプレス(株)に統合する等販売体制を再編。デジタル化が進む印刷市場において、最適な製品・ソリューションを提供するとともに、「Jet Press」の拡販を図ります。

インクジェット事業では、インク及び産業用インクジェットヘッドの販売が好調に推移しました。これまで注力してきた商業印刷分野、サインディスプレイ分野やセラミック分野に加え、テキスタイル等、新たな領域へ独自の製品を展開し、事業を拡大していきます。

本部門の連結売上高は、メディカルシステム事業、電子材料事業等で大きく売上を伸ばし、1,002,602百万円（前年度比11.5%増）となりました。営業利益は、収益性の改善等により、92,796百万円（前年度比11.8%増）となりました。

「ドキュメント ソリューション部門」

オフィスプロダクト&プリンター事業のオフィスプロダクト分野では、国内やオセアニア地域で複合機の販売台数が減少しましたが、中国での販売が引続き堅調だったことや、欧米向けの新商品が好調で輸出が増加したことから、全体の販売台数は対前年でやや増加しました。オフィスプリンター分野では低採算のローエンドプリンタービジネスの縮小により、販売台数が減少しました。

プロダクションサービス事業は、年間の販売台数は減少しましたが、2017年11月に発売したカラー・オンデマンド・パブリッシング機「Iridesse™ Production Press」の販売が好調に推移しました。2018年2月にはモノクロ高速プロダクションプリンターのラインアップを一新、オフィス市場、グラフィックアーツ市場から基幹出力業務まで幅広い業務を支援し、売上拡大を目指します。

ソリューション&サービス事業は、図面管理ソリューション等の業種業務別ソリューションの販売が好調に推移したことに加え、既存のBPO（Business Process Outsourcing）契約に対する売上也堅調に推移しましたが、仕入れ商品に対する売上の計上方法を変更した影響により、全体の売上は対前年で減少しました。今後は、AI（人工知能）及びIoT（Internet of Things）・IoH（Internet of Humans）技術を活用した新たなソリューション・サービスの提供により、創造的な働き方への変革及び企業競争力の強化を支援することで、事業を拡大していきます。

なお、構造改革費用等の一時費用については、主に国内の人員削減等により37,987百万円の構造改革費用を計上しました。また、一時費用の一部として、富士ゼロックス㈱のアジア販売子会社等において以下の事項にかかわる費用を計上しております。

当社は前年度に公表したFuji Xerox New Zealand Limited及びFuji Xerox Australia Pty. Limitedの会計問題を踏まえ、当社社長を委員長とするガバナンス強化委員会の下、全世界のグループ会社を対象にガバナンス強化策を実施してきました。特に、経理分野では、当社、富士フイルム㈱及び富士ゼロックス㈱の経理部門を統合し、売上計上プロセスや債権管理プロセスの改善を徹底、リース取引基準の厳格化、全グループ会社のCEO及びCFOを対象にした会計コンプライアンス教育等を実施いたしました。さらに、各社の経理状況を徹底的にチェックし、営業債権に対する貸倒引当金処理の厳格化等を各グループ会社に徹底しています。その結果、2017年度における貸倒引当金処理の厳格化や事業戦略見直しによる費用計上等、当施策の実施により明らかになった過年度分を含む会計処理の修正を実施いたしました。

当社は、本修正が当社連結決算に重要な影響を及ぼすものではないと判断し、2016年度までの累積的影響額を2017年度に一括して処理しています。本修正が2017年度における当社株主帰属当期純利益に与える影響額は、10,073百万円となります。

主な会計処理の修正等として、富士ゼロックス㈱のアジア販売子会社における営業債権に対する貸倒引当金の修正、及び小型プリンター事業における実質的な預託販売と判断される取引の修正をしております。これらの修正が2017年度における当社株主帰属当期純利益に与える影響額はそれぞれ3,567百万円及び2,858百万円となります。

本部門の連結売上高は、低採算のローエンドプリンタービジネスの縮小やオセアニア地域での販売減少等により、1,047,802百万円（前年度比3.1%減）となりました。営業利益は、構造改革費用等の一時費用（約700億円）が発生したことにより、13,980百万円（前年度比83.1%減）となりました。

キャッシュ・フローの状況

当連結会計年度における連結ベースの現金及び現金同等物（以下「資金」と記載します。）は、為替変動による影響等を合わせて、前連結会計年度末より107,712百万円減少し、当連結会計年度末におきまして768,246百万円となりました。

（営業活動によるキャッシュ・フロー）

当連結会計年度の営業活動により得られた資金は261,152百万円となり、前連結会計年度と比較して27,467百万円（9.5%）減少しておりますが、これは営業債務の支払額が増加したこと等によるものです。

（投資活動によるキャッシュ・フロー）

当連結会計年度の投資活動に使用した資金は111,786百万円となり、前連結会計年度と比較して4,653百万円（4.0%）減少しておりますが、これは和光純薬工業(株)（現 富士フイルム和光純薬(株)）の買収による支出があったものの、定期預金が減少したこと等によるものです。

（財務活動によるキャッシュ・フロー）

当連結会計年度の財務活動に使用した資金は258,961百万円となり、前連結会計年度と比較して370,251百万円（前連結会計年度は111,290百万円の収入）増加しておりますが、これは長期債務による調達額が減少したことや長期債務の返済額が増加したこと等によるものです。

生産、受注及び販売の実績

当社グループの生産・販売品目は多種多様であり、同種の製品であっても、その容量・構造・形式等は必ずしも一様ではなく、また、受注生産形態は基本的にとっておらず、セグメント毎に生産規模及び受注規模を金額あるいは数量で示すことは行っておりません。

販売の実績につきましては、「 財政状態及び経営成績の状況」の記載に含めております。

(2) 経営者の視点による経営成績等の状況に関する分析・検討内容

資本の財源及び資金の流動性

)キャッシュ・フロー

当連結会計年度のキャッシュ・フローの分析につきましては、「(1) 経営成績等の状況の概要 キャッシュ・フローの状況」に記載のとおりです。

・連結キャッシュ・フロー指標

	前連結会計年度	当連結会計年度
株主資本比率(%)	57.8	59.5
時価ベースの株主資本比率(%)	53.9	52.3
キャッシュ・フロー対有利子負債比率(年)	1.9	1.7
インタレスト・カバレッジ・レシオ(倍)	60.2	57.1

(注)株主資本比率 : 株主資本 / 総資産
 時価ベースの株主資本比率 : 株式時価総額(期末株価終値×期末発行済株式数*) / 総資産
 *自己株式を除く
 キャッシュ・フロー対有利子負債比率 : 有利子負債(社債、短期・長期借入金) / 営業キャッシュ・フロー
 インタレスト・カバレッジ・レシオ : 営業キャッシュ・フロー / 利払い(支払利息)

)財務政策

当社グループの資金調達の手段は、社債の発行、銀行借入金等であり、2018年3月31日現在の残高の内訳は、短期の社債及び借入金41,676百万円、長期の社債及び借入金412,502百万円となっております。

これらの資金調達は設備投資資金、投融資資金、運転資金等の資金需要に対応しております。

経営成績

)売上高

当連結会計年度の売上高は、前年度の2兆3,222億円に対し、1,112億円増加し、2兆4,334億円(前年度比4.8%増)となりました。国内売上高は1兆65億円(前年度比4.5%増)、海外売上高は1兆4,269億円(前年度比5.0%増)となりました。実績為替レートは111円/米ドル(前年度比3円安)、130円/ユーロ(前年度比11円安)となりました。

イメージングソリューション部門は、為替の円安によるプラス影響、電子映像事業が大幅に売上を伸ばしたこと等により、対前年増収となりました。ヘルスケア&マテリアルズソリューション部門は、為替の円安によるプラス影響に加え、メディカルシステム事業、電子材料事業等が好調で対前年で売上は増加しました。ドキュメントソリューション部門は、ローエンドプリンタービジネスの縮小やオセアニア地域での販売減少等により、対前年で売上は減少しました。

)営業費用及び営業利益

販売費及び一般管理費は、前年度の5,981億円に対し749億円増加し、6,730億円（前年度比12.5%増）となりました。販売費及び一般管理費の売上高に対する比率は27.7%でした。

研究開発費は、前年度の1,602億円に対し61億円増加し、1,663億円（前年度比3.8%増）となりました。研究開発費の売上高に対する比率は6.8%でした。

営業利益は、前年度の1,723億円に対し、ドキュメント ソリューションで実施した構造改革等の一時費用が発生したこと等により416億円減少し、1,307億円（前年度比24.1%減）となりました。

イメージング ソリューション部門の営業利益は、前年度の368億円に対し192億円増加し、560億円となりました。これは、為替の円安による売上増加の影響を受けたことに加え、各事業の収益性が改善したことによるものです。ヘルスケア&マテリアルズ ソリューション部門の営業利益は、前年度の830億円に対し98億円増加し、928億円となりました。これは、為替の円安による売上増加の影響を受けたことに加え、収益性が改善したことによるものです。また、ドキュメント ソリューション部門の営業利益は、前年度の827億円に対し687億円減少し、140億円となりました。これは、構造改革費用等の一時費用が発生したことによるものです。

)営業外損益及び税金等調整前当期純利益

営業外収益及び費用は、投資有価証券売却益を計上したこと等により、前年度225億円の営業外収益に対し446億円増加し、671億円の営業外収益となりました。

税金等調整前当期純利益は、前年度の1,948億円に対し30億円増加し、1,978億円となりました。

)法人税等

法人税等は、前年度の441億円に対し103億円増加し、544億円となりました。

)持分法による投資損益及び非支配持分帰属損益

持分法による投資損益は、前年度35億円の損失に対して43億円増益し、9億円の利益となりました。

非支配持分帰属損益は、主として富士ゼロックス㈱及びその子会社の非支配持分に帰属する利益です。前年度の157億円に対し121億円減少し、36億円となりました。

)当社株主帰属当期純利益

当社株主帰属当期純利益は、前年度の1,315億円に対し92億円増加し、1,407億円となりました。基本的1株当たり当社株主帰属当期純利益は、前年度の296.27円に対し、322.62円となりました。また、希薄化後1株当たり当社株主帰属当期純利益は、前年度の295.22円に対し、321.55円となりました。

4 【経営上の重要な契約等】

(1)相互に技術を供与している契約

契約会社名	相手方の名称	契約内容	契約期間
富士ゼロックス㈱ (連結子会社)	Xerox Corporation (米国)	ゼログラフィー製品及びその他の製品に関する 技術・商標等のクロスライセンス	2016年4月1日から 2021年3月31日まで

(2)外国会社への技術輸出契約

契約会社名	相手方の名称	契約内容	契約期間
富山化学工業㈱ (連結子会社)	Merck Sharp & Dohme Corp (注) (米国)	ニュータイプのキノロン系抗菌薬「T-3811」の 特許及びノウハウについての実施契約並びにパ ルク供給契約	2004年6月22日から 対象特許の満了日まで
	MSD International Holdings GmbH (注) (スイス)		

(注) Schering Corporation(米国)はMerck Sharp & Dohme Corp との合併(2012年5月)により、社名がMerck Sharp & Dohme Corp となっております。

Schering-Plough Limited(スイス)は組織変更により、社名をMSD International Holdings GmbH に変更しております。

(3)国内会社との取引契約

契約会社名	相手方の名称	契約内容	契約期間
富山化学工業㈱ (連結子会社)	アステラス製薬㈱	ニュータイプの経口用キノロン系抗菌薬「T-3811」の特許及びノウハウについて国内における実施権供与、共同開発、並びに販売権の供与	2006年3月31日から 対象特許の満了日まで

(4)株式取得に関する契約

当社は、2018年1月31日開催の取締役会において、当社子会社である富士ゼロックス㈱とXerox Corporation(米国ニューヨーク証券取引所に上場する米国法人。以下「ゼロックス」と記載します。)との間で、ゼロックスが富士ゼロックス㈱を完全子会社化すること、及び、富士ゼロックス㈱を完全子会社化した後にゼロックスの第三者割当増資を当社が引き受けることによりゼロックス株式の50.1%を取得する旨の契約を締結することについて決議し、当該契約を締結しました。

当社の完全子会社である富士フィルム㈱は、JXTGホールディングス株式会社のグループ会社で、細胞培養に必要な培地のリーディングカンパニーであるISUSおよびISJの発行済全株式を取得する株式売買契約を、2018年3月29日に締結しました。

当社は、2018年5月10日開催の取締役会において、診断薬・治療薬の新薬開発を加速させるため、低分子医薬品の研究・開発・製造・販売を行う富山化学工業㈱と、放射性医薬品の研究・開発・製造・販売を行う富士フィルムRIファーマ㈱を2018年10月1日付で統合し、富士フィルム富山化学㈱としてスタートさせることを決定いたしました。

また、新会社発足に向けて、大正製薬ホールディングス㈱と、同社が保有する富山化学工業㈱の全株式を取得し、2018年7月31日に富山化学工業㈱を完全子会社化することを、2018年5月14日に合意しました。

5 【研究開発活動】

当社グループは、写真感光材料やドキュメント等の事業で培った材料化学、光学、解析、画像等の幅広い基盤技術のもと、機能性材料、ファインケミカル、エレクトロニクス、メカトロニクス、生産プロセス等の技術領域で多様なコア技術を有しています。現在、さまざまな分野でビジネスを展開している当社グループでは、これらの基盤技術とコア技術を融合した商品設計によって、重点事業分野への研究開発を進める一方、将来を担う新規事業の創出も進めています。2018年3月には、富士フイルム(株)において、「バイオサイエンス&テクノロジー開発センター」と「精密プロセス技術センター」を設立しました。生産プロセス技術の応用展開の強化によるバイオ医療の研究開発の加速、革新的なモノづくり基盤技術や新規事業創出を支える生産プロセス技術の開発を目指します。

富士フイルム(株)は、2018年3月に、細胞培養に必要な培地のリーディングカンパニーであるISUSおよびISJの発行済全株式を取得する株式売買契約を締結し、2018年6月に買収手続きを完了しました。今後、写真フィルムで培った高度な化学合成力・設計力、富士フイルムグループの細胞の作製・培養技術などを活かして、培地事業のさらなる成長を図り、なおかつ培地事業以外でもシナジーを最大化させていきます。

また、富士フイルム(株)は、写真フィルムで培った粒子形成技術やナノフォトニクス技術などを活かし、非標識・無染色で組織の代謝物を大面積で高精度に分析できるSERSイメージング技術を開発し、2018年4月に研究成果を発表しました。本技術を応用した慶應義塾大学との共同研究において、マウス生体切片中のがん組織の分布を、自動的に可視化することに世界で初めて成功しており、これはがんの自動病理診断に繋がる画期的な成果です。

当社グループでは、これまで開発してきた優れた材料・製品を支える基盤技術やコア技術、開発中の新しい技術・材料・製品を直接触れていただきながら、ビジネスパートナーにソリューションを提案する施設「Open Innovation Hub」を日・米・欧3拠点で展開しています。「Open Innovation Hub」では、ビジネスパートナーが持つ課題やアイデア、潜在的なニーズと自社の技術を結びつけ、画期的な新しい製品・技術・サービスを生み出す「共創」活動が日々活発に行なわれており、花王(株)との共同研究により非反応型染毛染料「レインボー染料」の開発に成功するなど、「共創」活動が新しい技術へ結実しています。

このように、富士フイルム(株)、富士ゼロックス(株)及び富山化学工業(株)等のグループシナジーを強化するとともに、他社とのアライアンス、M&A及び産官学との連携を強力に推進し、新たな成長軌道を確立していきます。

当連結会計年度における研究開発費の総額は166,331百万円（前年度比3.8%増）、売上高比6.8%となりました。各セグメントに配賦していない汎用性の高い上記基盤技術の強化、新規事業創出のための基礎研究費は25,267百万円です。

当連結会計年度の主な研究開発の成果は次のとおりであります。

(1) イメージング ソリューション部門

フォトイメージング事業では、新開発した当社独自の4色インク「ViViDiA D-photo」や1200×1200dpiの高解像度を実現するインクジェットヘッド、専用インクジェットペーパー、画像処理技術「Image Intelligence™」の組み合わせにより、4色インクながら従来のコンパクトタイプのインクジェットプリンターを凌駕する高画質を実現した小型インクジェットプリンター「Frontier DE100」を発売しました。

光学・電子映像事業では、新開発の高剛性・高耐久ボディ、究極の高画質、快適な操作性を実現したミラーレスデジタルカメラ「FUJIFILM X-H1」と、「Xシリーズ」用交換レンズとして高い光学性能を実現したシネマレンズ2本を発売し、静止画のみならず動画撮影にも最適なミラーレスデジタルカメラのラインアップを拡大しました。「FUJIFILM X-H1」は、新開発の高剛性・高耐久ボディに、ボディ内5軸・最大5.5段手ブレ補正機能を「Xシリーズ」で初めて搭載しており、また不安定な光源下でも安定した露出を実現する「フリッカー低減撮影機能」も搭載しています。さらに、多彩な色調を実現する「フィルムシミュレーション」には当社映画用フィルムの色・階調を再現した「ETERNA（エテルナ）」モードを新たに備えました。「Xシリーズ」用交換レンズである「フジノンレンズ MKX18-

55mmT2.9」と「フジノンレンズ MKX50-135mmT2.9」は、約1kgの軽量設計ながら、世界中の映画制作などで採用されている「FUJINON シネレンズ」の高い描写力を実現しています。4K対応放送用レンズでは、コンパクトボディながら、広角7.8mmから187mmの焦点距離をカバーする24倍高倍率ズームを備え、高い機動力と運用性を発揮するポータブルズームレンズ「FUJINON UA24×7.8BERD」を発売しました。

本部門の研究開発費は、8,994百万円となりました。

(2)ヘルスケア&マテリアルズ ソリューション部門

メディカルシステム事業では、特性の異なる2種類のX線検出部を積層した「デュアル構造」のデジタルX線画像診断装置「FUJIFILM DR CALNEO Dual」を新たに開発しました。「CALNEO Dual」は、一度のX線照射で、高精細な一般X線画像に加え骨密度測定用の骨強調画像を同時に取得できるため、撮影時間の短縮と被検者の身体的負荷軽減に貢献し、また一般X線画像の撮影とDXA法による骨密度測定が1台でできるため、省スペース化にも貢献します。さらに、当社のX線動画技術と、X線動画全体のコントラストを最適化する画像処理技術「Dynamic Visualization2」で構成されるX線動画処理エンジン「Dynamic Core Engine」を搭載した、外科用Cアーム型デジタル透視システム「COREVISION 3D」を新たに開発しました。「COREVISION 3D」は、2D動画だけでなく、術中に対象部位を180°相当スキャンして3D画像を描出することで、医師の正確な手技をサポートします。内視鏡分野では、臓器の粘膜表層の微細な血管や、粘膜の微細な構造などを強調して表示する機能「BLI」や、画像の赤色領域のわずかな色の違いを強調して表示する機能「LCI」などの画像強調機能により、微小な病変の発見をサポートするLED光源搭載内視鏡システム「6000システム」を発売しました。そして「6000システム」にも装着可能なキセノン光源搭載の内視鏡システム「Advancia（アドバンシア）」用スコープのラインアップとして、スコープ先端の軟性部に弾発性が高い素材を採用した「高追従挿入部」を搭載した十二指腸用処置スコープ「ED-580T」も発売しました。

医薬品事業では、米国において進行性の固形がんを対象とする抗がん剤「FF-10832」の臨床第 相試験を開始しました。「FF-10832」は、高度なナノ分散技術や解析技術、プロセス技術などを活かして、既存の水溶性薬剤である抗がん剤「ゲムシタピン」をリポソームに内包したりポソーム製剤です。リポソームとは、体内で必要な量の薬剤を必要な部位に必要なタイミングで送達する技術であるドラッグ・デリバリー・システム技術の一種で、薬剤をリポソーム製剤にすることで、がん組織に薬剤を選択的に送達し、副作用を抑制して薬効を高めることができると期待されています。さらに、抗がん剤「FF-10101」では、米国において、再発・難治性の急性骨髄性白血病の患者を対象とした臨床第 相試験を開始しました。「FF-10101」は、富士フイルム㈱が写真フィルムなどで培った、化合物の高い合成力、設計力を活かして自社で創製したFLT3阻害剤で、FLT3に含まれるアミノ酸と不可逆的に結合してその働きを阻害し、白血病細胞の異常増殖を抑制します。細胞実験では、「FF-10101」が、他のFLT3阻害剤に耐性を示すTKD変異が発現している白血病細胞の増殖に対し強力な阻害作用を示しており、さらに白血病の患者細胞を用いたマウス実験でも高い効果を発揮していることから、ヒトでの有効性が期待されています。また、富山化学工業㈱は、横浜市立大学、産業技術総合研究所、医薬基盤・健康・栄養研究所との共同研究により、富山化学工業㈱が創製した化合物「edonerpic maleate」が脳損傷後の機能回復のメカニズムである脳の可塑性を向上させることを明らかにし、脳損傷後の「edonerpic maleate」投与で、リハビリテーションによる運動機能回復効果が改善することをモデルで示すことに成功しました。富山化学工業㈱は承認取得に向けて脳卒中後の回復期リハビリテーションを行っている患者を対象とした治験を実施します。

再生医療事業では、武田薬品工業㈱に対して、iPS細胞由来心筋細胞を用いた再生医療製品の全世界での共同事業化に関する優先交渉権を付与する契約を締結しました。今後、複数のiPS細胞由来心筋細胞の薬効・安全性評価、実用化に向けたプロセス開発などについて共同研究を実施します。また、富士フイルム㈱の子会社であるセルトラスト・アニマル・セラピューティクス㈱では、犬の眼疾患である難治性の乾性角結膜炎を対象に細胞を用いた治療法の有効性を確認しました。本治療法は、動物医療分野では初めて、人の再生医療と同等の品質管理基準に基づき培養された他家細胞を用いる画期的なものです。

ライフサイエンス事業では、「ASTALIFT」のプレステージシリーズ「ASTALIFT IN-FOCUS」を新たに展開し、総合エイジングケア美容液「アスタリフト イン・フォーカス セルアクティブセラム」を発売しました。「アスタリフト イン・フォーカス セルアクティブセラム」は、「アスタキサンチン」と「ニコチン酸トコフェロール」を組み合わせ独自技術でナノ分散した美容成分「ナノアスタキサンチンCP+」のほかに、「ナノボスウェリン酸」を含む成分「ナノセルアクティブ」を配合しています。また、美容成分を含んだオイルを微細な粒子にして高密度に配合する処方技術「イオンセンシング技術」を開発し、肌に載せると、肌と一体化するように溶けて浸透します。さらに、近年の動物の健康に対する関心の高まりを受け、馬の腸内環境を整える作用を持つサプリメント「ピュア サラシア」を発売しました。馬に本製品を継続摂取させた結果、馬の腸内で善玉菌に分類される乳酸菌の比率が顕著に増加することが明らかになり、また、エネルギー吸収を向上させる腸内細菌の比率が増加する一方、エネルギー吸収の低下を招く腸内細菌の比率が減少することも分かっています。

産業機材事業では、ひび割れ点検業務を大幅に効率化する社会インフラ画像診断サービス「ひびみつけ」の提供を開始しました。「ひびみつけ」は、富士フィルム(株)が医療用画像診断システムで培った高精度な画像解析技術を用いて開発したサービスで、AIを活用した画像解析などにより、人手による従来の点検業務に比べて作業時間を半減することができます。

ファインケミカル事業では、原料を連続的に供給し混合・反応させる化学合成法である「フロー合成法」を活用した新たな化成品の製造受託サービスを開始しました。富士フィルムが持つ、合成処方設計から高精度な反応制御、生産プロセス開発を一貫して行える多様な技術と、富士フィルム和光純薬(株)が保有する生産設備を組み合わせ、多品種少量生産から大量生産まで対応可能な受託体制を構築しており、化成品の高純度化ニーズに応えます。

記録メディア事業では、「バリウムフェライト (BaFe) 磁性体」を世界で初めて採用した大容量磁気テープの開発に携わった7名が、第7回ものづくり日本大賞「内閣総理大臣賞」(製品・技術開発部門)を受賞しました。「ものづくり日本大賞」は、ものづくりの現場で活躍し新たな付加価値を提供できる人材を顕彰する内閣総理大臣表彰であり、「活用が進むビッグデータを安全・安価・長期に保管したい」という社会のニーズに応えたこと、また、磁気テープの今後のさらなる大容量化の道を拓いた点が高く評価されました。

本部門の研究開発費は、69,737百万円となりました。

当社グループにおける新薬開発状況は以下のとおりです。(2018年6月現在)

開発番号	薬効・適応症	剤形	地域	開発段階
T-705	抗インフルエンザウィルス薬	経口	米国	Ph
	重症熱性血小板減少症候群 (SFTS) 治療薬	経口	日本	Ph
T-3811	キノロン系合成抗菌薬	経口	中国	承認申請中
T-2307	抗真菌薬	注射	米国	Ph
T-817MA	アルツハイマー型認知症治療薬	経口	米国 日本	Ph Ph
T-4288	新規フルオロケトライド系抗菌薬	経口	日本	Ph
ITK-1	去勢抵抗性前立腺がん治療薬	注射	日本	Ph
FF-10501	骨髄異形成症候群治療薬	経口	日本 米国	Ph Ph
FF-10502	進行・再発固形がん治療薬	注射	米国	Ph
FF-21101	進行・再発固形がん治療薬 (Armed抗体)	注射	米国	Ph
F-1311	前立腺がん診断薬 (放射性医薬品)	注射	日本	Ph
FF-10101	急性骨髄性白血病治療薬	経口	米国	Ph
F-1515	神経内分泌腫瘍治療薬 (放射性医薬品)	注射	日本	Ph

開発番号	薬効・適応症	剤形	地域	開発段階
FF-10832	進行性固形がん治療薬（ゲムシタビンリポソーム）	注射	米国	Ph
F-1614	難治性褐色細胞腫治療薬（放射性医薬品）	注射	日本	Ph

(3)ドキュメント ソリューション部門

ドキュメント事業領域では多様な働き方をサポートする商品・サービスを提供しており、クラウドサービス「Working Folder」と連携するなどモバイルワーク向け機能を強化したドキュメントハンドリング・ソフトウェアの新バージョン「DocuWorks 9」の発売を開始しました。DocuWorksシリーズは国内販売累計500万ライセンスを突破し有効なツールとして認知されています。また小規模企業向けには「直観的でシンプルな操作」「モバイル・クラウド連携」機能を強化し多様な働き方を支援するフルカラー複合機「DocuCentre C2000」を発売しました。その他、セブン-イレブン店舗の「マルチコピー機」で、ユーザー情報の登録無しで「ネットプリント」が利用可能なサービスを開始しました。

カラープロダクション市場向けには、業界初1パス6色のプリントエンジンで複数の特殊色を一度に印刷可能な「Iridesse™ Production Press」を発売開始し、新たなデジタルプリンティング市場を創出していきます。また「Xerox iGen 5 150 Press」のオプショントナーとしてホワイトトナーを発売、濃色用紙や透明紙への印刷を可能とし訴求効果の高い印刷アプリケーションで印刷業のお客様のビジネス拡大に貢献していきます。

また複写技術を進化させた独自のアルゴリズムにより工業製品など物体表面に偶然生成された固有のランダムパターンを識別する「Yoctrace®」技術を開発しました。特に印刷業で有価証券の偽造防止などの目的に本技術をセキュリティー媒体として活用し、高い真贋判定や認証サービスの実現に向けて支援します。

さらに知的財産交流を通して、自社の特許を開放し新たな事業創出を支援する特許ライセンスビジネスを本格展開しました。この第1号案件として、自己修復性能を有する樹脂材料の特許技術に関する契約を神奈川県内の企業と締結しました。

2018年3月には、社会課題である働き方改革の実現に向けて、より創造的な働き方への変革を促す新たな価値提供戦略「Smart Work Innovation」を発表しました。この戦略実現に向けてAI（人工知能）およびIoT（Internet of Things）・IoH（Internet of Humans）技術を活用した新たなサービスを順次提供します。

本部門の研究開発費は、62,333百万円となりました。

第3 【設備の状況】

1 【設備投資等の概要】

当連結会計年度の当社グループは、高成長製品の生産能力増強、製造設備の合理化、省力化並びに環境保全を主目的として、総額67,483百万円の設備投資を実施いたしました。

設備投資(有形固定資産受入ベースの数値)の内訳は次のとおりであります。

	当連結会計年度
イメージング ソリューション	9,427百万円
ヘルスケア&マテリアルズ ソリューション	42,668
ドキュメント ソリューション	13,848
小計	65,943
全社	1,540
合計	67,483

(注) 金額には消費税等を含みません。

セグメント毎の投資内容は、次のとおりであります。

なお、設備投資資金は主として自己資金によるものであります。

また、重要な設備の除売却はありません。

(イメージング ソリューション部門)

生産能力増強のための設備投資と合理化・省力化・環境保全のための設備投資であります。

(ヘルスケア&マテリアルズ ソリューション部門)

生産能力増強のための設備投資と合理化・省力化・環境保全のための設備投資であります。

(ドキュメント ソリューション部門)

生産能力増強のための設備投資と合理化・省力化・環境保全のための設備投資であります。

2 【主要な設備の状況】

当社グループにおける主要な設備は、次のとおりであります。

(1) 提出会社

2018年3月31日現在

事業所名 (所在地)	セグメントの名称	設備の内容	帳簿価額(百万円)					従業員数 (名)
			建物及び 構築物	機械装置 及びその 他の有形 固定資産	土地 (面積千㎡)	建設 仮勘定	合計	
富士フィルムホールディングス (株) (東京都港区)	全社管理統括	その他設備	472	71	-	-	544	220

(2) 国内子会社

2018年3月31日現在

会社名	事業所名 (所在地)	セグメントの名称	設備の内容	帳簿価額(百万円)					従業員数 (名)
				建物及び 構築物	機械装置 及びその 他の有形 固定資産	土地 (面積千㎡)	建設 仮勘定	合計	
富士フィルム(株)	本社地区 (東京都港区他)	イメージング ソリューション ヘルスケア&マ テリアルズ ソリューション	販売・その他 設備	8,645	3,536	13,185 (373)	453	25,819	983
	足柄地区 (神奈川県南足柄市他)	"	写真感光材 料・フラット パネルディス プレイ材料 生産設備他	32,220	18,594	3,308 (631)	1,009	55,130	722
	小田原地区 (神奈川県小田原市他)	"	記録メディ ア・フラット パネルディス プレイ材料 生産設備他	11,317	7,458	400 (131)	1,768	20,942	415
	富士宮地区 (静岡県富士宮市)	"	医療用フィル ム 生産設備他	10,273	3,701	1,089 (451)	431	15,493	168
	吉田地区 (静岡県榛原郡)	ヘルスケア&マ テリアルズ ソリューション	印刷材料 生産設備他	3,848	1,735	2,246 (455)	34	7,862	291
	開成地区 (神奈川県足柄上郡)	"	研究開発設備	6,896	5,850	1,238 (61)	734	14,719	1,143
	大宮地区 (埼玉県さいたま市他)	イメージング ソリューション	光学機器 生産設備他	2,106	2,443	2,258 (259)	818	7,624	454
富士ゼロックス(株)	(東京都港区他)	ドキュメント ソリューション	事務機器 生産・販売・ 研究開発設備 他	51,027	30,851	28,899 (811)	3,465	114,242	7,949
富士フィルムメ ディカル(株)	(東京都港区他)	ヘルスケア&マ テリアルズ ソリューション	販売設備・賃 貸設備	2,670	1,560	7,136 (44)	66	11,432	1,282
富士ゼロックスマ ニュファクチャー リング(株)	(神奈川県海老名市他)	ドキュメント ソリューション	事務機器 生産設備	1,995	1,347	1,066 (132)	30	4,438	1,282
富山化学工業(株)	(東京都新宿区他)	ヘルスケア&マ テリアルズ ソリューション	医薬品 生産設備	7,892	4,076	11,041 (230)	28	23,037	371
和光純薬工業 (株) * 1	(大阪府大阪市他)	"	化成品 生産・研究開 発設備他	14,283	6,963	13,234 (410)	117	34,597	1,374

(3) 海外子会社

2018年3月31日現在

会社名 (所在地)	セグメントの名称	設備の内容	帳簿価額(百万円)					従業員数 (名)
			建物及び 構築物	機械装置 及びその 他の有形 固定資産	土地 (面積千㎡)	建設 仮勘定	合計	
FUJIFILM Manufacturing U.S.A., Inc. (米国)	イメージング ソリューション ヘルスケア&マテリ アルズ ソリューション	写真感光材料・ 印刷材料 生産設備他	4,263	2,306	373 (2,014)	307	7,250	576
FUJIFILM Diosynth Biotechnologies Texas, LLC (米国)	ヘルスケア&マテリ アルズ ソリューション	バイオ医薬品 生産・研究開発 設備	5,505	2,492	157 (50)	3,398	11,553	161
FUJIFILM Electronic Materials U.S.A., Inc. (米国)	"	電子材料 生産・販売設備	1,686	5,037	851 (357)	1,163	8,737	335
FUJIFILM Manufacturing Europe B.V. (オランダ)	イメージング ソリューション ヘルスケア&マテリ アルズ ソリューション	写真感光材料・ 印刷材料 生産設備他	3,644	4,360	1,632 (603)	458	10,094	618
Fuji Xerox of Shenzhen Ltd. (中国)	ドキュメント ソリューション	事務機器 生産設備	2,221	5,142	-	325	7,688	5,133
Fuji Xerox Australia Pty. Limited (オーストラリア)	"	事務機器 販売設備	1,581	4,596	-	785	6,962	1,369

- (注) 1 帳簿価額の「機械装置及びその他の有形固定資産」は、機械装置、車両運搬具、工具器具備品及びリース資産の合計であります。
- 2 現在休止中の主要な設備はありません。
- 3 * 1 和光純薬工業(株)は、2018年4月1日に富士フイルムファインケミカルズ(株)と合併し、富士フイルム和光純薬(株)に商号変更いたしました。

3 【設備の新設、除却等の計画】

当連結会計年度後1年間における当社グループの設備投資(新規・拡充)は80,000百万円を計画しており、セグメント毎の内訳及び計画概要は次のとおりであります。

なお、経常的な設備の更新のための除売却を除き、重要な設備の除売却の計画はありません。

セグメントの名称	計画金額 (百万円)	設備計画の主な内容・目的	資金調達方法
イメージング ソリューション	11,000	生産能力の増強、製造設備合 理化・省力化・環境保全	主として自己資金
ヘルスケア&マテリアルズ ソリューション	51,000	生産能力の増強、製造設備合 理化・省力化・環境保全	"
ドキュメント ソリューション	15,000	生産能力の増強、製造設備合 理化・省力化・環境保全	"
小計	77,000	-	-
全社	3,000	-	-
合計	80,000	-	-

(注) 金額には消費税等を含みません。

第4 【提出会社の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	800,000,000
計	800,000,000

【発行済株式】

種類	事業年度末現在 発行数(株) (2018年3月31日)	提出日現在 発行数(株) (2018年6月29日)	上場金融商品取引所名又は 登録認可金融商品取引業協 会名	内容
普通株式	514,625,728	514,625,728	東京証券取引所(市場第一 部)	単元株式数100株
計	514,625,728	514,625,728		

(2) 【新株予約権等の状況】

【ストックオプション制度の内容】

当社は、ストックオプション制度を採用しております。会社法に基づき発行した新株予約権は、次のとおりであります。

a. 富士フィルムホールディングス株式会社第1ノ2回新株予約権

(2007年6月28日定時株主総会決議並びに2007年7月27日取締役会決議)

付与対象者の区分及び人数	当社取締役・執行役員11名及び富士フィルム株式会社取締役・執行役員・フェロー19名
新株予約権の数	74個
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式 単元株式数100株
新株予約権の目的となる株式の数	7,400株
新株予約権の行使時の払込金額	1株当たり1円
新株予約権の行使期間	2007年9月4日～ 2018年9月3日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	発行価格 4,905円 資本組入額 2,453円 (注)1
新株予約権の行使の条件	(注)2
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)3

当事業年度の末日(2018年3月31日)における内容を記載しております。当事業年度の末日から提出日の前月末現在(2018年5月31日)にかけて変更された事項については、提出日の前月末現在における内容を〔〕内に記載しており、その他の事項については当事業年度の末日における内容から変更はありません。

(注)1 発行価格は本新株予約権の払込金額1株当たり4,904円と行使時の払込金額1円を合算しています。なお、本新株予約権は当社取締役及び執行役員、並びに富士フィルム株式会社の取締役、執行役員及びフェローに対して付与されたものであり、本新株予約権の払込金額1株当たり4,904円については各付与対象者の金銭報酬にかかる債権の対当額をもって相殺されています。

(注)2 新株予約権の行使の条件

(1) 新株予約権原簿に記載された各新株予約権を保有する者(以下、「新株予約権者」と記述します。)

は、2007年度決算において当社業績目標である連結営業利益2,000億円以上を達成しない場合は新株予約権を行使することができないものとします。

(2) 新株予約権者は、割当日の翌日から3年を経過する日より新株予約権を行使できるものとします。

(3) 上記(2)に関わらず、新株予約権者は、以下に定める場合(但し、下記(注)3に従って新株予約権者に再編対象会社の新株予約権が交付される場合を除く。)には、それぞれに定める期間内に限り新株予約権を行使できるものとします。但し、以下に定める事由の発生時点で、上記(1)に定める条件の達成が確定していない場合、当該条件の確定をその行使の条件とするものとします。

新株予約権者が、任期満了その他正当な理由に基づき当社及び富士フィルム株式会社の取締役、執行役員又はフェローのいずれの地位をも喪失した場合

当該地位喪失日の翌日から7年間

当社が消滅会社となる合併で契約承認の議案、又は当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画承認の議案につき当社株主総会で承認された場合(株主総会決議が不要な場合は、当社の取締役会決議又は代表執行役の決定がなされた場合)

当該承認又は決定日の翌日から15日間

(4) 新株予約権者が新株予約権を放棄した場合には、かかる新株予約権を行使することができないものとします。

(注)3 組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項

当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限ります。)、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転(以上を総称して以下、「組織再編成行為」と記述します。)をする場合において、組織再編成行為の効力発生日(吸収合併につき吸収合併の効力発生日、新設合併につき新設合併設立会社成立の日、吸収分割につき吸

収分割の効力発生日、新設分割につき新設分割設立会社の成立の日、株式交換につき株式交換の効力発生日、及び株式移転につき株式移転設立完全親会社の成立の日)の直前において残存する新株予約権(以下、「残存新株予約権」と記述します。)を保有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社(以下、「再編対象会社」と記述します。)の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとします。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとします。但し、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとします。

(1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数

新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとします。

(2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とします。

(3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編成行為の条件等を勘案の上、次に準じて決定します。

新株予約権の目的である株式の種類は普通株式とし、各新株予約権の目的である株式の数(以下、「付与株式数」と記述します。)は100株とします。但し、当社が当社普通株式につき、株式分割又は株式併合を行う場合には、付与株式数を次の算式により調整するものとします。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

調整後付与株式数は、株式分割の場合は、当該株式分割の基準日の翌日以降、株式併合の場合は、その効力発生日以降、これを適用します。但し、剰余金の額を減少して資本金又は準備金を増加する議案が当社株主総会において承認されることを条件として株式分割が行われる場合で、当該株主総会の終結の日以前の日を株式分割のための基準日とする場合は、調整後付与株式数は、当該株主総会の終結の日の翌日以降、当該基準日の翌日に遡及してこれを適用します。また、上記のほか、当社普通株式の株式無償割当てを行う場合等付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合理的な範囲で付与株式数を調整します。なお、上記の調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てるものとします。また付与株式数の調整を行うときは、当社は調整後付与株式数を適用する日の前日までに、必要な事項を新株予約権者に通知又は公告します。但し、当該適用の日の前日までに通知又は公告を行うことができない場合には、以後速やかに通知又は公告するものとします。

(4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、以下に定める再編後払込金額に上記(3)に従って決定される当該各新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とします。再編後払込金額は、交付される各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる再編対象会社の株式1株当たり1円とします。

(5) 新株予約権を行使することができる期間

新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編成行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、新株予約権を行使することができる期間の満了日までとします。

(6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
次に準じて決定します。

新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げるものとします。

新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記記載の資本金等増加限度額から上記に定める増加する資本金の額を減じた額とします。

(7) 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとします。

(8) 新株予約権の取得条項

次に準じて決定します。

以下の、
又はの議案につき当社株主総会で承認された場合(株主総会決議が不要の場合は、当社の取締役会決議又は代表執行役の決定がなされた場合)は、取締役会が別途定める日に、当社は無償で新株予約権を取得することができます。

当社が消滅会社となる合併契約承認の議案

当社が分割会社となる分割契約若しくは分割計画承認の議案

当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画承認の議案

当社の発行する全部の株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要することについての定めを設ける定款の変更承認の議案

新株予約権の目的である株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要すること若しくは当該種類の株式について当社が株主総会の決議によってその全部を取得することについての定めを設ける定款の変更承認の議案

(9) その他の新株予約権の行使の条件

次に準じて決定します。

新株予約権者は、2007年度決算において当社業績目標である連結営業利益2,000億円以上を達成しない場合は新株予約権を行使することができないものとします。

新株予約権者は、割当日の翌日から3年を経過する日より新株予約権を行使できるものとします。

上記に関わらず、新株予約権者は、以下に定める場合（但し、新株予約権者に再編対象会社の新株予約権が交付される場合を除く。）には、それぞれに定める期間内に限り新株予約権を行使できるものとします。但し、以下に定める事由の発生時点で、上記に定める条件の達成が確定していない場合、当該条件の確定をその行使の条件とするものとします。

）新株予約権者が、任期満了その他正当な理由に基づき当社及び富士フィルム株式会社の取締役、執行役員又はフェローのいずれの地位をも喪失した場合

当該地位喪失日の翌日から7年間

）当社が消滅会社となる合併で契約承認の議案、又は当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画承認の議案につき当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要な場合は、当社の取締役会決議又は代表執行役の決定がなされた場合）

当該承認又は決定日の翌日から15日間

新株予約権者が新株予約権を放棄した場合には、かかる新株予約権を行使することができないものとします。

b. 富士フィルムホールディングス株式会社第2ノ2回新株予約権
(2007年6月28日定時株主総会決議並びに2008年8月28日取締役会決議)

付与対象者の区分及び人数	当社取締役・執行役員14名、重要な使用人2名及び富士フィルム株式会社取締役・執行役員・フェロー24名、重要な使用人26名
新株予約権の数	340個 [300個]
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式 単元株式数100株
新株予約権の目的となる株式の数	34,000株 [30,000株]
新株予約権の行使時の払込金額	1株当たり2,981円
新株予約権の行使期間	2010年8月29日～ 2018年8月28日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	発行価格 2,981円 資本組入額 1,491円 (注)1
新株予約権の行使の条件	新株予約権者(新株予約権原簿に記載された各新株予約権を保有するもの)が新株予約権を放棄した場合には、かかる新株予約権を行使することができないものとする。
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)2

当事業年度の末日(2018年3月31日)における内容を記載しております。当事業年度の末日から提出日の前月末現在(2018年5月31日)にかけて変更された事項については、提出日の前月末現在における内容を〔〕内に記載しており、その他の事項については当事業年度の末日における内容から変更はありません。

(注)1 本新株予約権は、当社取締役、執行役員及び重要な使用人、並びに富士フィルム株式会社の取締役、執行役員、フェロー及び重要な使用人に対して付与されたものであり、これらに対する本新株予約権の払込金額は無償であるため、発行価格は、行使時の払込金額と同様であります。

(注)2 組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項
当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限ります。)、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転(以上を総称して以下、「組織再編成行為」と記述します。)をする場合において、組織再編成行為の効力発生日(吸収合併につき吸収合併の効力発生日、新設合併につき新設合併設立会社成立の日、吸収分割につき吸収分割の効力発生日、新設分割につき新設分割設立会社の成立の日、株式交換につき株式交換の効力発生日、及び株式移転につき株式移転設立完全親会社の成立の日)の直前において残存する新株予約権(以下、「残存新株予約権」と記述します。)を保有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社(以下、「再編対象会社」と記述します。)の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとします。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとします。但し、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとします。

(1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数

新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとします。

(2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とします。

(3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編成行為の条件等を勘案の上、次に準じて決定します。

新株予約権の目的である株式の種類は普通株式とし、新株予約権の目的である株式の数(以下、「付与株式数」と記述します。)は100株とします。但し、当社が当社普通株式につき、株式分割又は株式併合を行う場合には、付与株式数を次の算式により調整するものとします。当該調整後付与株式数を適用する日については、下記 の規定を準用します。

調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 分割・併合の比率

また、上記のほか、当社普通株式の株式無償割当てを行う等付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合理的な範囲で付与株式数を調整します。なお、上記の調整の結果生じる1株未

満の端数は、これを切り捨てるものとします。更に、付与株式数の調整を行うときは、当社は調整後付与株式数を適用する日の前日までに、必要な事項を新株予約権者に通知又は公告します。但し、当該適用の日の前日までに通知又は公告を行うことができない場合には、以後速やかに通知又は公告するものとします。

株式分割の場合は、当該株式分割の基準日の翌日以降、株式併合の場合は、その効力発生日以降、これを適用します。但し、剰余金の額を減少して資本金又は準備金を増加する議案が当社株主総会において承認されることを条件として株式分割が行われる場合で、当該株主総会の終結の日以前の日を株式分割のための基準日とする場合は、調整後行使価額は、当該株主総会の終結の日の翌日以降、当該基準日の翌日に遡及してこれを適用します。

(4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、以下に定める再編後払込金額に上記(3)に従って決定される当該各新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とします。再編後払込金額は、交付される各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる再編対象会社の株式1株当たり1円とします。

(5) 新株予約権を行使することができる期間

新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編成行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、新株予約権を行使することができる期間の満了日までとします。

(6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
次に準じて決定します。

新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げるものとします。

新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記記載の資本金等増加限度額から上記に定める増加する資本金の額を減じた額とします。

(7) 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとします。

(8) 新株予約権の取得条項

次に準じて決定します。

以下の 、 、 、 又は の議案につき当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は、当社の取締役会決議又は代表執行役の決定がなされた場合）は、取締役会が別途定める日に、当社は無償で新株予約権を取得することができます。

当社が消滅会社となる合併契約承認の議案

当社が分割会社となる分割契約若しくは分割計画承認の議案

当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画承認の議案

当社の発行する全部の株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要することについての定めを設ける定款の変更承認の議案

新株予約権の目的である株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要すること若しくは当該種類の株式について当社が株主総会の決議によってその全部を取得することについての定めを設ける定款の変更承認の議案

(9) その他の新株予約権の行使の条件

次に準じて決定します。

新株予約権者が新株予約権を放棄した場合には、かかる新株予約権を行使することができないものとします。

c. 富士フィルムホールディングス株式会社第3ノ1回新株予約権
(2009年6月26日定時株主総会決議並びに2009年7月31日取締役会決議)

付与対象者の区分及び人数	当社取締役・執行役員16名及び富士フィルム株式会社取締役・執行役員・フェロー17名
新株予約権の数	1,286個
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式 単元株式数100株
新株予約権の目的となる株式の数	128,600株
新株予約権の行使時の払込金額	1株当たり1円
新株予約権の行使期間	2009年9月2日～ 2039年9月1日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	発行価格 2,775円 資本組入額 1,388円 (注)1
新株予約権の行使の条件	(注)2
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)3

当事業年度の末日(2018年3月31日)における内容を記載しております。当事業年度の末日から提出日の前月末現在(2018年5月31日)にかけて変更された事項については、提出日の前月末現在における内容を〔〕内に記載しており、その他の事項については当事業年度の末日における内容から変更はありません。

(注)1 発行価格は本新株予約権の払込金額1株当たり2,774円と行使時の払込金額1円を合算しています。なお、本新株予約権は当社取締役及び執行役員、並びに富士フィルム株式会社の取締役、執行役員及びフェローに対して付与されたものであり、本新株予約権の払込金額1株当たり2,774円については各付与対象者の金銭報酬にかかる債権の対当額をもって相殺されています。

(注)2 新株予約権の行使の条件

- (1) 新株予約権原簿に記載された各新株予約権を保有する者(以下、「新株予約権者」と記述します。)は、上記新株予約権の行使期間内において、当社及び当社子会社の取締役、監査役、執行役員及びフェローその他当社の取締役会において決定する職位のいずれの地位も喪失した日の翌日(以下、「権利行使開始日」と記述します。)から7年間に限り、新株予約権を行使できるものとします。なお、新株予約権者(但し、当社及び当社子会社の取締役、監査役、執行役員及びフェローその他当社の取締役会において決定する職位のいずれの地位も喪失していない者に限る。)と当社が個別に合意することにより、新株予約権の行使期間を権利行使開始日から暦日10日間に短縮することができるものとします。
- (2) 上記(1)に関わらず、新株予約権者は、以下の又はに定める場合(但し、については、下記(注)3に定める条件に従って新株予約権者に再編対象会社の新株予約権が交付される場合を除く。)には、それぞれに定める期間内に限り新株予約権を行使できるものとします。

新株予約権者が、2038年9月1日に至るまでに権利行使開始日を迎えなかった場合

2038年9月1日から2039年9月1日

当社が消滅会社となる合併契約承認の議案、又は当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画承認の議案につき当社株主総会で承認された場合(株主総会決議が不要な場合は、当社の取締役会決議がなされた場合)

当該承認日又は決議日の翌日から15日間

- (3) 新株予約権者が新株予約権を放棄した場合には、当該新株予約権を行使することができないものとします。

(注)3 組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項

当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限ります。)、吸収分割若しくは新設分割(それぞれ当社が分割会社となる場合に限ります。)、又は株式交換若しくは株式移転(それぞれ当社が完全子会社となる場合に限ります。)(以上を総称して以下、「組織再編成行為」と記述します。)をする場合において、組織再編成行為の効力発生日(吸収合併につき吸収合併の効力発生日、新設合併につき新設合併設立会社成立の日、吸収分割につき吸収分割の効力発生日、新設分割につき新設分割設立会社の成立の日、株式交換につき株式交換の効力発生日、及び株式移転につき株式移転設立完全親会社の成立の日)の直前において残存する新株予約権(以下、「残存新株予約権」と記述します。)を保有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社

法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」と記述します。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとします。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとします。但し、以下の条件に基づき再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとします。

(1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数

新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとします。

(2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とします。

(3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編成行為の条件等を勘案の上、次に準じて決定します。

新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とし、各新株予約権の目的である株式の数（以下、「付与株式数」と記述します。）は100株とします。但し、当社が当社普通株式につき、株式分割又は株式併合を行う場合には、付与株式数を次の算式により調整するものとします。

調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 株式分割・株式併合の比率

調整後付与株式数は、株式分割の場合は、当該株式分割の基準日の翌日以降、株式併合の場合は、その効力発生日以降、これを適用します。但し、剰余金の額を減少して資本金又は準備金を増加する議案が当社株主総会において承認されることを条件として株式分割が行われる場合で、当該株主総会の終結の日以前の日を株式分割のための基準日とする場合は、調整後付与株式数は、当該株主総会の終結の日の翌日以降、当該基準日の翌日に遡及してこれを適用します。また、上記のほか、当社普通株式の株式無償割当てを行う場合等付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合理的な範囲で付与株式数を調整します。なお、上記の調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てるものとします。また、付与株式数の調整を行うときは、当社は調整後付与株式数を適用する日の前日までに、必要な事項を新株予約権者に通知又は公告します。但し、当該適用の日の前日までに通知又は公告を行うことができない場合には、以後速やかに通知又は公告するものとします。

(4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、以下に定める再編後払込金額に上記(3)に従って決定される当該各新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とします。再編後払込金額は、交付される各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる再編対象会社の株式1株当たり1円とします。

(5) 新株予約権を行使することができる期間

新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編成行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、新株予約権を行使することができる期間の満了日までとします。

(6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
次に準じて決定します。

新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げるものとします。

新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記記載の資本金等増加限度額から上記に定める増加する資本金の額を減じた額とします。

(7) 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとします。

(8) 新株予約権の取得条項

次に準じて決定します。

以下の各号のいずれかの議案につき当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は、当社の取締役会決議がなされた場合）は、当社取締役会が別途定める日に、当社は無償で新株予約権を取得することができます。

当社が消滅会社となる合併契約承認の議案

当社が分割会社となる分割契約又は分割計画承認の議案

当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画承認の議案

当社の発行する全部の株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要することについての定めを設ける定款の変更承認の議案

新株予約権の目的である種類の株式の内容として譲渡による当該種類の株式の取得について当社の承認を要すること又は当該種類の株式について当社が株主総会の決議によってその全部を取得することについての定めを設ける定款の変更承認の議案

(9) その他の新株予約権の行使の条件

上記（注）2 に準じて決定します。

d. 富士フィルムホールディングス株式会社第3ノ2回新株予約権
(2009年6月26日定時株主総会決議並びに2009年7月31日取締役会決議)

付与対象者の区分及び人数	当社取締役・執行役員16名、重要な使用人3名及び富士フィルム株式会社取締役・執行役員・フェロー21名、重要な使用人25名
新株予約権の数	508個 [488個]
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式 単元株式数100株
新株予約権の目的となる株式の数	50,800株 [48,800株]
新株予約権の行使時の払込金額	1株当たり2,828円
新株予約権の行使期間	2011年8月1日～ 2019年7月31日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	発行価格 2,828円 資本組入額 1,414円 (注)1
新株予約権の行使の条件	新株予約権者(新株予約権原簿に記載された各新株予約権を保有するもの)が新株予約権を放棄した場合には、かかる新株予約権を行使することができないものとする。
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)2

当事業年度の末日(2018年3月31日)における内容を記載しております。当事業年度の末日から提出日の前月末現在(2018年5月31日)にかけて変更された事項については、提出日の前月末現在における内容を〔〕内に記載しており、その他の事項については当事業年度の末日における内容から変更はありません。

(注)1 本新株予約権は、当社取締役、執行役員及び重要な使用人、並びに富士フィルム株式会社の取締役、執行役員、フェロー及び重要な使用人に対して付与されたものであり、これらに対する本新株予約権の払込金額は無償であるため、発行価格は、行使時の払込金額と同様であります。

(注)2 組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項
当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限ります。)、吸収分割若しくは新設分割(それぞれ当社が分割会社となる場合に限ります。)、又は株式交換若しくは株式移転(それぞれ当社が完全子会社となる場合に限ります。)(以上を総称して以下、「組織再編成行為」と記述します。)をする場合において、組織再編成行為の効力発生日(吸収合併につき吸収合併の効力発生日、新設合併につき新設合併設立会社成立の日、吸収分割につき吸収分割の効力発生日、新設分割につき新設分割設立会社の成立の日、株式交換につき株式交換の効力発生日、及び株式移転につき株式移転設立完全親会社の成立の日)の直前において残存する新株予約権(以下、「残存新株予約権」と記述します。)を保有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社(以下、「再編対象会社」と記述します。)の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとします。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとします。但し、以下の条件に基づき再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとします。

(1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数

新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとします。

(2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とします。

(3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編成行為の条件等を勘案の上、次に準じて決定します。

新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とし、各新株予約権の目的である株式の数(以下、「付与株式数」と記述します。)は100株とします。但し、当社が当社普通株式につき、株式分割又は株式併合を行う場合には、付与株式数を次の算式により調整するものとします。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{株式分割・株式併合の比率}$$

調整後付与株式数は、株式分割の場合は、当該株式分割の基準日の翌日以降、株式併合の場合は、その効力発生日以降、これを適用します。但し、剰余金の額を減少して資本金又は準備金を増加する議案が当

社株主総会において承認されることを条件として株式分割が行われる場合で、当該株主総会の終結の日以前の日を株式分割のための基準日とする場合は、調整後付与株式数は、当該株主総会の終結の日の翌以降、当該基準日の翌日に遡及してこれを適用します。また、上記のほか、当社普通株式の株式無償割当てを行う場合等付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合理的な範囲で付与株式数を調整します。なお、上記の調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てるものとします。さらに、付与株式数の調整を行うときは、当社は調整後付与株式数を適用する日の前日までに、必要な事項を新株予約権者に通知又は公告します。但し、当該適用の日の前日までに通知又は公告を行うことができない場合には、以後速やかに通知又は公告するものとします。

- (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、以下に定める再編後払込金額に上記(3)に従って決定される当該各新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とします。再編後払込金額は、上記発行価格に組織再編成行為の条件等を勘案の上決定します。
- (5) 新株予約権を行使することができる期間
新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編成行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、新株予約権を行使することができる期間の満了日までとします。
- (6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
次に準じて決定します。
新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げるものとします。
新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記記載の資本金等増加限度額から上記に定める増加する資本金の額を減じた額とします。
- (7) 譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとします。
- (8) 新株予約権の取得条項
次に準じて決定します。
以下の各号のいずれかの議案につき当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は、当社の取締役会決議がなされた場合）は、当社取締役会が別途定める日に、当社は無償で新株予約権を取得することができます。
当社が消滅会社となる合併契約承認の議案
当社が分割会社となる分割契約又は分割計画承認の議案
当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画承認の議案
当社の発行する全部の株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要することに
ついての定めを設ける定款の変更承認の議案
新株予約権の目的である種類の株式の内容として譲渡による当該種類の株式の取得について当社の承認を要すること又は当該種類の株式について当社が株主総会の決議によってその全部を取得することについて
の定めを設ける定款の変更承認の議案
- (9) その他の新株予約権の行使の条件
次に準じて決定します。
新株予約権者が新株予約権を放棄した場合には、当該新株予約権を行使することができないものとします。

e. 富士フィルムホールディングス株式会社第4ノ1回新株予約権
(2009年6月26日定時株主総会決議並びに2010年12月24日取締役会決議)

付与対象者の区分及び人数	当社取締役・執行役員17名及び富士フィルム株式会社取締役・執行役員・フェロー19名
新株予約権の数	1,519個
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式 単元株式数100株
新株予約権の目的となる株式の数	151,900株
新株予約権の行使時の払込金額	1株当たり1円
新株予約権の行使期間	2011年2月1日～ 2041年1月31日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	発行価格 2,938円 資本組入額 1,469円 (注)1
新株予約権の行使の条件	(注)2
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)3

当事業年度の末日(2018年3月31日)における内容を記載しております。当事業年度の末日から提出日の前月末現在(2018年5月31日)にかけて変更された事項については、提出日の前月末現在における内容を〔〕内に記載しており、その他の事項については当事業年度の末日における内容から変更はありません。

(注)1 発行価格は本新株予約権の払込金額1株当たり2,937円と行使時の払込金額1円を合算しています。なお、本新株予約権は当社取締役及び執行役員、並びに富士フィルム株式会社の執行役員及びフェローに対して付与されたものであり、本新株予約権の払込金額1株当たり2,937円については各付与対象者の金銭報酬にかかる債権の対当額をもって相殺されています。

(注)2 新株予約権の行使の条件

- (1) 新株予約権原簿に記載された各新株予約権を保有する者(以下、「新株予約権者」と記述します。)は、上記新株予約権の行使期間内において、当社及び当社子会社の取締役、監査役、執行役員及びフェローその他当社の取締役会において決定する職位のいずれの地位も喪失した日の翌日(以下、「権利行使開始日」と記述します。)から7年間に限り、新株予約権を行使できるものとします。なお、新株予約権者(但し、当社及び当社子会社の取締役、監査役、執行役員及びフェローその他当社の取締役会において決定する職位のいずれの地位も喪失していない者に限る。)と当社が個別に合意することにより、新株予約権の行使期間を権利行使開始日から暦日10日間に短縮することができるものとします。
- (2) 上記(1)に関わらず、新株予約権者は、以下の又はに定める場合(但し、については、下記(注)3に定める条件に従って新株予約権者に再編対象会社の新株予約権が交付される場合を除く。)には、それぞれに定める期間内に限り新株予約権を行使できるものとします。

新株予約権者が、2040年1月31日に至るまでに権利行使開始日を迎えなかった場合

2040年1月31日から2041年1月31日

当社が消滅会社となる合併契約承認の議案、又は当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画承認の議案につき当社株主総会で承認された場合(株主総会決議が不要な場合は、当社の取締役会決議がなされた場合)

当該承認日又は決議日の翌日から15日間

- (3) 新株予約権者が新株予約権を放棄した場合には、当該新株予約権を行使することができないものとします。

(注)3 組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項

当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限ります。)、吸収分割若しくは新設分割(それぞれ当社が分割会社となる場合に限ります。)、又は株式交換若しくは株式移転(それぞれ当社が完全子会社となる場合に限ります。)(以上を総称して以下、「組織再編成行為」と記述します。)をする場合において、組織再編成行為の効力発生日(吸収合併につき吸収合併の効力発生日、新設合併につき新設合併設立会社成立の日、吸収分割につき吸収分割の効力発生日、新設分割につき新設分割設立会社の成立の日、株式交換につき株式交換の効力発生日、及び株式移転につき株式移転設立完全親会社の成立の日)の直前において残存する新株予約権(以下、「残存新株予約権」と記述します。)を保有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社

法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」と記述します。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとします。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとします。但し、以下の条件に基づき再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとします。

(1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数

新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとします。

(2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とします。

(3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編成行為の条件等を勘案の上、次に準じて決定します。

新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とし、新株予約権1個あたりの目的である株式の数（以下、「付与株式数」と記述します。）は100株とします。但し、当社が当社普通株式につき、株式分割又は株式併合を行う場合には、付与株式数を次の算式により調整するものとします。

調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 株式分割・株式併合の比率

調整後付与株式数は、株式分割の場合は、当該株式分割の基準日の翌日以降、株式併合の場合は、その効力発生日以降、これを適用します。但し、剰余金の額を減少して資本金又は準備金を増加する議案が当社株主総会において承認されることを条件として株式分割が行われる場合で、当該株主総会の終結の日以前の日を株式分割のための基準日とする場合は、調整後付与株式数は、当該株主総会の終結の日の翌日以降、当該基準日の翌日に遡及してこれを適用します。また、上記のほか、当社普通株式の株式無償割当てを行う場合等付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合理的な範囲で付与株式数を調整します。なお、上記の調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てるものとします。また、付与株式数の調整を行うときは、当社は調整後付与株式数を適用する日の前日までに、必要な事項を新株予約権者に通知又は公告します。但し、当該適用の日の前日までに通知又は公告を行うことができない場合には、以後速やかに通知又は公告するものとします。

(4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、以下に定める再編後払込金額に上記(3)に従って決定される当該各新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とします。再編後払込金額は、交付される各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる再編対象会社の株式1株当たり1円とします。

(5) 新株予約権を行使することができる期間

新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編成行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、新株予約権を行使することができる期間の満了日までとします。

(6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
次に準じて決定します。

新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げるものとします。

新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記記載の資本金等増加限度額から上記に定める増加する資本金の額を減じた額とします。

(7) 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとします。

(8) 新株予約権の取得条項

次に準じて決定します。

以下の各号のいずれかの議案につき当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は、当社の取締役会決議がなされた場合）は、当社取締役会が別途定める日に、当社は無償で新株予約権を取得することができます。

当社が消滅会社となる合併契約承認の議案

当社が分割会社となる分割契約又は分割計画承認の議案

当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画承認の議案

当社の発行する全部の株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要することについての定めを設ける定款の変更承認の議案

新株予約権の目的である種類の株式の内容として譲渡による当該種類の株式の取得について当社の承認を要すること又は当該種類の株式について当社が株主総会の決議によってその全部を取得することについての定めを設ける定款の変更承認の議案

(9) その他の新株予約権の行使の条件

上記（注）2 に準じて決定します。

f. 富士フィルムホールディングス株式会社第4ノ2回新株予約権

(2009年6月26日定時株主総会決議並びに2010年12月24日取締役会決議)

付与対象者の区分及び人数	当社取締役・執行役員17名及び、重要な使用人3名及び富士フィルム株式会社取締役・執行役員・フェロー22名、重要な使用人27名
新株予約権の数	812個
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式 単元株式数100株
新株予約権の目的となる株式の数	81,200株
新株予約権の行使時の払込金額	1株当たり2,965円
新株予約権の行使期間	2012年12月25日～ 2020年12月24日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	発行価格 2,965円 資本組入額 1,483円 (注)1
新株予約権の行使の条件	新株予約権者(新株予約権原簿に記載された各新株予約権を保有するもの)が新株予約権を放棄した場合には、かかる新株予約権を行使することができないものとする。
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)2

当事業年度の末日(2018年3月31日)における内容を記載しております。当事業年度の末日から提出日の前月末現在(2018年5月31日)にかけて変更された事項については、提出日の前月末現在における内容を〔〕内に記載しており、その他の事項については当事業年度の末日における内容から変更はありません。

(注)1 本新株予約権は、当社取締役、執行役員及び重要な使用人、並びに富士フィルム株式会社の執行役員、フェロー及び重要な使用人に対して付与されたものであり、これらに対する本新株予約権の払込金額は無償であるため、発行価格は、行使時の払込金額と同様であります。

(注)2 組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項

当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限ります。)、吸収分割若しくは新設分割(それぞれ当社が分割会社となる場合に限ります。)、又は株式交換若しくは株式移転(それぞれ当社が完全子会社となる場合に限ります。)(以上を総称して以下、「組織再編成行為」と記述します。)をする場合において、組織再編成行為の効力発生日(吸収合併につき吸収合併の効力発生日、新設合併につき新設合併設立会社成立の日、吸収分割につき吸収分割の効力発生日、新設分割につき新設分割設立会社の成立の日、株式交換につき株式交換の効力発生日、及び株式移転につき株式移転設立完全親会社の成立の日)の直前において残存する新株予約権(以下、「残存新株予約権」と記述します。)を保有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社(以下、「再編対象会社」と記述します。)の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとします。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとします。但し、以下の条件に基づき再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとします。

(1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数

新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとします。

(2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とします。

(3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編成行為の条件等を勘案の上、次に準じて決定します。

新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とし、新株予約権1個あたりの目的である株式の数(以下、「付与株式数」と記述します。)は100株とします。但し、当社が当社普通株式につき、株式分割又は株式併合を行う場合には、付与株式数を次の算式により調整するものとします。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{株式分割・株式併合の比率}$$

調整後付与株式数は、株式分割の場合は、当該株式分割の基準日の翌日以降、株式併合の場合は、その効力発生日以降、これを適用します。但し、剰余金の額を減少して資本金又は準備金を増加する議案が当

社株主総会において承認されることを条件として株式分割が行われる場合で、当該株主総会の終結の日以前の日を株式分割のための基準日とする場合は、調整後付与株式数は、当該株主総会の終結の日の翌以降、当該基準日の翌日に遡及してこれを適用します。また、上記のほか、当社普通株式の株式無償割当てを行う場合等付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合理的な範囲で付与株式数を調整します。なお、上記の調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てるものとします。さらに、付与株式数の調整を行うときは、当社は調整後付与株式数を適用する日の前日までに、必要な事項を新株予約権者に通知又は公告します。但し、当該適用の日の前日までに通知又は公告を行うことができない場合には、以後速やかに通知又は公告するものとします。

(4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、以下に定める再編後払込金額に上記(3)に従って決定される当該各新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とします。再編後払込金額は、上記発行価格に組織再編成行為の条件等を勘案の上決定します。

(5) 新株予約権を行使することができる期間

新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編成行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、新株予約権を行使することができる期間の満了日までとします。

(6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
次に準じて決定します。

新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げるものとします。

新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記記載の資本金等増加限度額から上記に定める増加する資本金の額を減じた額とします。

(7) 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとします。

(8) 新株予約権の取得条項

次に準じて決定します。

以下の各号のいずれかの議案につき当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は、当社の取締役会決議がなされた場合）は、当社取締役会が別途定める日に、当社は無償で新株予約権を取得することができます。

当社が消滅会社となる合併契約承認の議案

当社が分割会社となる分割契約又は分割計画承認の議案

当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画承認の議案

当社の発行する全部の株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要することに
ついての定めを設ける定款の変更承認の議案

新株予約権の目的である種類の株式の内容として譲渡による当該種類の株式の取得について当社の承認を要すること又は当該種類の株式について当社が株主総会の決議によってその全部を取得することについて
の定めを設ける定款の変更承認の議案

(9) その他の新株予約権の行使の条件

次に準じて決定します。

新株予約権者が新株予約権を放棄した場合には、当該新株予約権を行使することができないものとします。

g. 富士フィルムホールディングス株式会社第5ノ1回新株予約権
(2009年6月26日定時株主総会決議並びに2012年3月2日取締役会決議)

付与対象者の区分及び人数	当社取締役・執行役員17名、重要な使用人4名及び富士フィルム株式会社取締役・執行役員・フェロー21名、重要な使用人25名
新株予約権の数	2,021個 [1,964個]
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式 単元株式数100株
新株予約権の目的となる株式の数	202,100株 [196,400株]
新株予約権の行使時の払込金額	1株当たり1円
新株予約権の行使期間	2012年4月3日～ 2042年4月2日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	発行価格 1,885円 資本組入額 943円 (注)1
新株予約権の行使の条件	(注)2
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)3

当事業年度の末日(2018年3月31日)における内容を記載しております。当事業年度の末日から提出日の前月末現在(2018年5月31日)にかけて変更された事項については、提出日の前月末現在における内容を〔〕内に記載しており、その他の事項については当事業年度の末日における内容から変更はありません。

(注)1 発行価格は本新株予約権の払込金額1株当たり1,884円と行使時の払込金額1円を合算しています。なお、本新株予約権は当社取締役、執行役員及び重要な使用人、並びに富士フィルム株式会社の取締役、執行役員、フェロー及び重要な使用人に対して付与されたものであり、本新株予約権の払込金額1株当たり1,884円については各付与対象者の金銭報酬にかかる債権の対当額をもって相殺されています。

(注)2 新株予約権の行使の条件

- (1) 新株予約権原簿に記載された各新株予約権を保有する者(以下、「新株予約権者」と記述します。)は、上記新株予約権の行使期間内において、当社及び当社子会社の取締役、監査役、執行役員、フェロー及び使用人その他当社の取締役会において決定する職位のいずれの地位も喪失した日の翌日(以下、「権利行使開始日」と記述します。)から7年間に限り、新株予約権を行使できるものとします。なお、新株予約権者(但し、当社及び当社子会社の取締役、監査役、執行役員、フェロー及び使用人その他当社の取締役会において決定する職位のいずれの地位も喪失していない者に限る。)と当社が個別に合意することにより、新株予約権の行使期間を権利行使開始日から暦日10日間に短縮することができるものとします。
- (2) 上記(1)に関わらず、新株予約権者は、以下の又はに定める場合(但し、については、下記(注)3に定める条件に従って新株予約権者に再編対象会社の新株予約権が交付される場合を除く。)には、それぞれに定める期間内に限り新株予約権を行使できるものとします。

新株予約権者が、2041年4月2日に至るまでに権利行使開始日を迎えなかった場合
2041年4月2日から2042年4月2日

当社が消滅会社となる合併契約承認の議案、又は当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画承認の議案につき当社株主総会で承認された場合(株主総会決議が不要な場合は、当社の取締役会決議がなされた場合)

当該承認日又は決議日の翌日から15日間

- (3) 新株予約権者が新株予約権を放棄した場合には、当該新株予約権を行使することができないものとします。

(注)3 組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項

当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限ります。)、吸収分割若しくは新設分割(それぞれ当社が分割会社となる場合に限ります。)、又は株式交換若しくは株式移転(それぞれ当社が完全子会社となる場合に限ります。)(以上を総称して以下、「組織再編成行為」と記述します。)をする場合において、組織再編成行為の効力発生日(吸収合併につき吸収合併の効力発生日、新設合併につき新設合併設立会社成立の日、吸収分割につき吸収分割の効力発生日、新設分割につき新設分割設立会社の成立の日、株式交換につき株式交換の効力発生日、及び株式移転につき株式移転設立完全親会社の成立の日)の直前において残存する新株予約権

(以下、「残存新株予約権」と記述します。)を保有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社(以下、「再編対象会社」と記述します。)の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとします。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとします。但し、以下の条件に基づき再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとします。

(1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数

新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとします。

(2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とします。

(3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編成行為の条件等を勘案の上、次に準じて決定します。

新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とし、新株予約権1個あたりの目的である株式の数(以下、「付与株式数」と記述します。)は100株とします。但し、当社が当社普通株式につき、株式分割又は株式併合を行う場合には、付与株式数を次の算式により調整するものとします。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{株式分割} \cdot \text{株式併合の比率}$$

調整後付与株式数は、株式分割の場合は、当該株式分割の基準日の翌日以降、株式併合の場合は、その効力発生日以降、これを適用します。但し、剰余金の額を減少して資本金又は準備金を増加する議案が当社株主総会において承認されることを条件として株式分割が行われる場合で、当該株主総会の終結の日以前の日を株式分割のための基準日とする場合は、調整後付与株式数は、当該株主総会の終結の日の翌日以降、当該基準日の翌日に遡及してこれを適用します。また、上記のほか、当社普通株式の株式無償割当てを行う場合等付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合理的な範囲で付与株式数を調整します。なお、上記の調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てるものとします。また、付与株式数の調整を行うときは、当社は調整後付与株式数を適用する日の前日までに、必要な事項を新株予約権者に通知又は公告します。但し、当該適用の日の前日までに通知又は公告を行うことができない場合には、以後速やかに通知又は公告するものとします。

(4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、以下に定める再編後払込金額に上記(3)に従って決定される当該各新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とします。再編後払込金額は、交付される各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる再編対象会社の株式1株当たり1円とします。

(5) 新株予約権を行使することができる期間

新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編成行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、新株予約権を行使することができる期間の満了日までとします。

(6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
次に準じて決定します。

新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げるものとします。

新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記記載の資本金等増加限度額から上記に定める増加する資本金の額を減じた額とします。

(7) 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとします。

(8) 新株予約権の取得条項

次に準じて決定します。

以下の各号のいずれかの議案につき当社株主総会で承認された場合(株主総会決議が不要の場合は、当社の取締役会決議がなされた場合)は、当社取締役会が別途定める日に、当社は無償で新株予約権を取得することができます。

当社が消滅会社となる合併契約承認の議案

当社が分割会社となる分割契約又は分割計画承認の議案

当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画承認の議案

当社の発行する全部の株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要することについての定めを設ける定款の変更承認の議案

新株予約権の目的である種類の株式の内容として譲渡による当該種類の株式の取得について当社の承認を要すること又は当該種類の株式について当社が株主総会の決議によってその全部を取得することについての定めを設ける定款の変更承認の議案

- (9) その他の新株予約権の行使の条件
上記(注)2 に準じて決定します。

h. 富士フィルムホールディングス株式会社第5ノ2回新株予約権
(2009年6月26日定時株主総会決議並びに2012年3月2日取締役会決議)

付与対象者の区分及び人数	当社取締役・執行役員17名、重要な使用人4名及び富士フィルム株式会社取締役・執行役員・フェロー24名、重要な使用人26名
新株予約権の数	91個
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式 単元株式数100株
新株予約権の目的となる株式の数	9,100株
新株予約権の行使時の払込金額	1株当たり2,012円
新株予約権の行使期間	2014年3月3日～ 2022年3月2日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	発行価格 2,012円 資本組入額 1,006円 (注)1
新株予約権の行使の条件	新株予約権者(新株予約権原簿に記載された各新株予約権を保有するもの)が新株予約権を放棄した場合には、かかる新株予約権を行使することができないものとする。
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)2

当事業年度の末日(2018年3月31日)における内容を記載しております。当事業年度の末日から提出日の前月末現在(2018年5月31日)にかけて変更された事項については、提出日の前月末現在における内容を〔〕内に記載しており、その他の事項については当事業年度の末日における内容から変更はありません。

(注)1 本新株予約権は、当社取締役、執行役員及び重要な使用人、並びに富士フィルム株式会社の取締役、執行役員、フェロー及び重要な使用人に対して付与されたものであり、これらに対する本新株予約権の払込金額は無償であるため、発行価格は、行使時の払込金額と同様であります。

(注)2 組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項
当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限ります。)、吸収分割若しくは新設分割(それぞれ当社が分割会社となる場合に限ります。)、又は株式交換若しくは株式移転(それぞれ当社が完全子会社となる場合に限ります。)(以上を総称して以下、「組織再編成行為」と記述します。)をする場合において、組織再編成行為の効力発生日(吸収合併につき吸収合併の効力発生日、新設合併につき新設合併設立会社成立の日、吸収分割につき吸収分割の効力発生日、新設分割につき新設分割設立会社の成立の日、株式交換につき株式交換の効力発生日、及び株式移転につき株式移転設立完全親会社の成立の日)の直前において残存する新株予約権(以下、「残存新株予約権」と記述します。)を保有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社(以下、「再編対象会社」と記述します。)の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとします。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとします。但し、以下の条件に基づき再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとします。

(1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数

新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとします。

(2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とします。

(3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編成行為の条件等を勘案の上、次に準じて決定します。

新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とし、新株予約権1個あたりの目的である株式の数(以下、「付与株式数」と記述します。)は100株とします。但し、当社が当社普通株式につき、株式分割又は株式併合を行う場合には、付与株式数を次の算式により調整するものとします。

調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 株式分割・株式併合の比率

調整後付与株式数は、株式分割の場合は、当該株式分割の基準日の翌日以降、株式併合の場合は、その効力発生日以降、これを適用します。但し、剰余金の額を減少して資本金又は準備金を増加する議案が当

社株主総会において承認されることを条件として株式分割が行われる場合で、当該株主総会の終結の日以前の日を株式分割のための基準日とする場合は、調整後付与株式数は、当該株主総会の終結の日の翌以降、当該基準日の翌日に遡及してこれを適用します。また、上記のほか、当社普通株式の株式無償割当てを行う場合等付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合理的な範囲で付与株式数を調整します。なお、上記の調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てるものとします。さらに、付与株式数の調整を行うときは、当社は調整後付与株式数を適用する日の前日までに、必要な事項を新株予約権者に通知又は公告します。但し、当該適用の日の前日までに通知又は公告を行うことができない場合には、以後速やかに通知又は公告するものとします。

- (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、以下に定める再編後払込金額に上記(3)に従って決定される当該各新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とします。再編後払込金額は、上記発行価格に組織再編成行為の条件等を勘案の上決定します。
- (5) 新株予約権を行使することができる期間
新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編成行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、新株予約権を行使することができる期間の満了日までとします。
- (6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
次に準じて決定します。
新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げるものとします。
新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記記載の資本金等増加限度額から上記に定める増加する資本金の額を減じた額とします。
- (7) 譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとします。
- (8) 新株予約権の取得条項
次に準じて決定します。
以下の各号のいずれかの議案につき当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は、当社の取締役会決議がなされた場合）は、当社取締役会が別途定める日に、当社は無償で新株予約権を取得することができます。
当社が消滅会社となる合併契約承認の議案
当社が分割会社となる分割契約又は分割計画承認の議案
当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画承認の議案
当社の発行する全部の株式の内容として譲渡による当該種類の株式の取得について当社の承認を要することについての定めを設ける定款の変更承認の議案
新株予約権の目的である種類の株式の内容として譲渡による当該種類の株式の取得について当社の承認を要すること又は当該種類の株式について当社が株主総会の決議によってその全部を取得することについての定めを設ける定款の変更承認の議案
- (9) その他の新株予約権の行使の条件
次に準じて決定します。
新株予約権者が新株予約権を放棄した場合には、当該新株予約権を行使することができないものとします。

i. 富士フィルムホールディングス株式会社第6ノ1回新株予約権
(2009年6月26日定時株主総会決議並びに2013年2月26日取締役会決議)

付与対象者の区分及び人数	当社取締役・執行役員19名、重要な使用人4名及び富士フィルム株式会社取締役・執行役員・フェロー15名、重要な使用人29名
新株予約権の数	2,268個 [2,258個]
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式 単元株式数100株
新株予約権の目的となる株式の数	226,800株 [225,800株]
新株予約権の行使時の払込金額	1株当たり1円
新株予約権の行使期間	2013年4月2日～ 2043年4月1日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	発行価格 1,758円 資本組入額 879円 (注)1
新株予約権の行使の条件	(注)2
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)3

当事業年度の末日(2018年3月31日)における内容を記載しております。当事業年度の末日から提出日の前月末現在(2018年5月31日)にかけて変更された事項については、提出日の前月末現在における内容を〔〕内に記載しており、その他の事項については当事業年度の末日における内容から変更はありません。

(注)1 発行価格は本新株予約権の払込金額1株当たり1,757円と行使時の払込金額1円を合算しています。なお、本新株予約権は当社取締役、執行役員及び重要な使用人、並びに富士フィルム株式会社の取締役、執行役員、フェロー及び重要な使用人に対して付与されたものであり、本新株予約権の払込金額1株当たり1,757円については各付与対象者の金銭報酬にかかる債権の対当額をもって相殺されています。

(注)2 新株予約権の行使の条件

- (1) 新株予約権原簿に記載された各新株予約権を保有する者(以下、「新株予約権者」と記述します。)は、上記新株予約権の行使期間内において、当社及び当社子会社の取締役、監査役、執行役員、フェロー及び使用人その他当社の取締役会において決定する職位のいずれの地位も喪失した日の翌日(以下、「権利行使開始日」と記述します。)から7年間に限り、新株予約権を行使できるものとします。なお、新株予約権者(但し、当社及び当社子会社の取締役、監査役、執行役員、フェロー及び使用人その他当社の取締役会において決定する職位のいずれの地位も喪失していない者に限る。)と当社が個別に合意することにより、新株予約権の行使期間を権利行使開始日から暦日10日間に短縮することができるものとします。
- (2) 上記(1)に関わらず、新株予約権者は、以下の又はに定める場合(但し、については、下記(注)3に定める条件に従って新株予約権者に再編対象会社の新株予約権が交付される場合を除く。)には、それぞれに定める期間内に限り新株予約権を行使できるものとします。

新株予約権者が、2042年4月1日に至るまでに権利行使開始日を迎えなかった場合
2042年4月1日から2043年4月1日

当社が消滅会社となる合併契約承認の議案、又は当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画承認の議案につき当社株主総会で承認された場合(株主総会決議が不要な場合は、当社の取締役会決議がなされた場合)

当該承認日又は決議日の翌日から15日間

- (3) 新株予約権者が新株予約権を放棄した場合には、当該新株予約権を行使することができないものとします。

(注)3 組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項

当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限ります。)、吸収分割若しくは新設分割(それぞれ当社が分割会社となる場合に限ります。)、又は株式交換若しくは株式移転(それぞれ当社が完全子会社となる場合に限ります。)(以上を総称して以下、「組織再編成行為」と記述します。)をする場合において、組織再編成行為の効力発生日(吸収合併につき吸収合併の効力発生日、新設合併につき新設合併設立会社成立の日、吸収分割につき吸収分割の効力発生日、新設分割につき新設分割設立会社の成立の日、株式交換につき株式交換の効力発生日、及び株式移転につき株式移転設立完全親会社の成立の日)の直前において残存する新株予約権

(以下、「残存新株予約権」と記述します。)を保有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社(以下、「再編対象会社」と記述します。)の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとします。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとします。但し、以下の条件に基づき再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとします。

(1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数

新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとします。

(2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とします。

(3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編成行為の条件等を勘案の上、次に準じて決定します。

新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とし、新株予約権1個あたりの目的である株式の数(以下、「付与株式数」と記述します。)は100株とします。但し、当社が当社普通株式につき、株式分割又は株式併合を行う場合には、付与株式数を次の算式により調整するものとします。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{株式分割} \cdot \text{株式併合の比率}$$

調整後付与株式数は、株式分割の場合は、当該株式分割の基準日の翌日以降、株式併合の場合は、その効力発生日以降、これを適用します。但し、剰余金の額を減少して資本金又は準備金を増加する議案が当社株主総会において承認されることを条件として株式分割が行われる場合で、当該株主総会の終結の日以前の日を株式分割のための基準日とする場合は、調整後付与株式数は、当該株主総会の終結の日の翌日以降、当該基準日の翌日に遡及してこれを適用します。また、上記のほか、当社普通株式の株式無償割当てを行う場合等付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合理的な範囲で付与株式数を調整します。なお、上記の調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てるものとします。また、付与株式数の調整を行うときは、当社は調整後付与株式数を適用する日の前日までに、必要な事項を新株予約権者に通知又は公告します。但し、当該適用の日の前日までに通知又は公告を行うことができない場合には、以後速やかに通知又は公告するものとします。

(4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、以下に定める再編後払込金額に上記(3)に従って決定される当該各新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とします。再編後払込金額は、交付される各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる再編対象会社の株式1株当たり1円とします。

(5) 新株予約権を行使することができる期間

新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編成行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、新株予約権を行使することができる期間の満了日までとします。

(6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
次に準じて決定します。

新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げるものとします。

新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記記載の資本金等増加限度額から上記に定める増加する資本金の額を減じた額とします。

(7) 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとします。

(8) 新株予約権の取得条項

次に準じて決定します。

以下の各号のいずれかの議案につき当社株主総会で承認された場合(株主総会決議が不要の場合は、当社の取締役会決議がなされた場合)は、当社取締役会が別途定める日に、当社は無償で新株予約権を取得することができます。

当社が消滅会社となる合併契約承認の議案

当社が分割会社となる分割契約又は分割計画承認の議案

当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画承認の議案

当社の発行する全部の株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要することについての定めを設ける定款の変更承認の議案

新株予約権の目的である種類の株式の内容として譲渡による当該種類の株式の取得について当社の承認を要すること又は当該種類の株式について当社が株主総会の決議によってその全部を取得することについての定めを設ける定款の変更承認の議案

- (9) その他の新株予約権の行使の条件
上記(注)2 に準じて決定します。

j. 富士フィルムホールディングス株式会社第6ノ2回新株予約権
(2009年6月26日定時株主総会決議並びに2013年2月26日取締役会決議)

付与対象者の区分及び人数	当社取締役・執行役員19名、重要な使用人4名及び富士フィルム株式会社取締役・執行役員・フェロー20名、重要な使用人29名
新株予約権の数	120個
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式 単元株式数100株
新株予約権の目的となる株式の数	12,000株
新株予約権の行使時の払込金額	1株当たり1,842円
新株予約権の行使期間	2015年2月27日～ 2023年2月26日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	発行価格 1,842円 資本組入額 921円 (注)1
新株予約権の行使の条件	新株予約権者(新株予約権原簿に記載された各新株予約権を保有するもの)が新株予約権を放棄した場合には、かかる新株予約権を行使することができないものとする。
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)2

当事業年度の末日(2018年3月31日)における内容を記載しております。当事業年度の末日から提出日の前月末現在(2018年5月31日)にかけて変更された事項については、提出日の前月末現在における内容を〔〕内に記載しており、その他の事項については当事業年度の末日における内容から変更はありません。

(注)1 本新株予約権は、当社取締役、執行役員及び重要な使用人、並びに富士フィルム株式会社の取締役、執行役員、フェロー及び重要な使用人に対して付与されたものであり、これらに対する本新株予約権の払込金額は無償であるため、発行価格は、行使時の払込金額と同様であります。

(注)2 組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項
当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限ります。)、吸収分割若しくは新設分割(それぞれ当社が分割会社となる場合に限ります。)、又は株式交換若しくは株式移転(それぞれ当社が完全子会社となる場合に限ります。)(以上を総称して以下、「組織再編成行為」と記述します。)をする場合において、組織再編成行為の効力発生日(吸収合併につき吸収合併の効力発生日、新設合併につき新設合併設立会社成立の日、吸収分割につき吸収分割の効力発生日、新設分割につき新設分割設立会社の成立の日、株式交換につき株式交換の効力発生日、及び株式移転につき株式移転設立完全親会社の成立の日)の直前において残存する新株予約権(以下、「残存新株予約権」と記述します。)を保有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社(以下、「再編対象会社」と記述します。)の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとします。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとします。但し、以下の条件に基づき再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとします。

(1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数

新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとします。

(2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とします。

(3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編成行為の条件等を勘案の上、次に準じて決定します。

新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とし、新株予約権1個あたりの目的である株式の数(以下、「付与株式数」と記述します。)は100株とします。但し、当社が当社普通株式につき、株式分割又は株式併合を行う場合には、付与株式数を次の算式により調整するものとします。

調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 株式分割・株式併合の比率

調整後付与株式数は、株式分割の場合は、当該株式分割の基準日の翌日以降、株式併合の場合は、その効力発生日以降、これを適用します。但し、剰余金の額を減少して資本金又は準備金を増加する議案が当

社株主総会において承認されることを条件として株式分割が行われる場合で、当該株主総会の終結の日以前の日を株式分割のための基準日とする場合は、調整後付与株式数は、当該株主総会の終結の日の翌以降、当該基準日の翌日に遡及してこれを適用します。また、上記のほか、当社普通株式の株式無償割当てを行う場合等付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合理的な範囲で付与株式数を調整します。なお、上記の調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てるものとします。さらに、付与株式数の調整を行うときは、当社は調整後付与株式数を適用する日の前日までに、必要な事項を新株予約権者に通知又は公告します。但し、当該適用の日の前日までに通知又は公告を行うことができない場合には、以後速やかに通知又は公告するものとします。

- (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、以下に定める再編後払込金額に上記(3)に従って決定される当該各新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とします。再編後払込金額は、上記発行価格に組織再編成行為の条件等を勘案の上決定します。
- (5) 新株予約権を行使することができる期間
新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編成行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、新株予約権を行使することができる期間の満了日までとします。
- (6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
次に準じて決定します。
新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げるものとします。
新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記記載の資本金等増加限度額から上記に定める増加する資本金の額を減じた額とします。
- (7) 譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとします。
- (8) 新株予約権の取得条項
次に準じて決定します。
以下の各号のいずれかの議案につき当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は、当社の取締役会決議がなされた場合）は、当社取締役会が別途定める日に、当社は無償で新株予約権を取得することができます。
当社が消滅会社となる合併契約承認の議案
当社が分割会社となる分割契約又は分割計画承認の議案
当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画承認の議案
当社の発行する全部の株式の内容として譲渡による当該種類の株式の取得について当社の承認を要することについての定めを設ける定款の変更承認の議案
新株予約権の目的である種類の株式の内容として譲渡による当該種類の株式の取得について当社の承認を要すること又は当該種類の株式について当社が株主総会の決議によってその全部を取得することについての定めを設ける定款の変更承認の議案
- (9) その他の新株予約権の行使の条件
次に準じて決定します。
新株予約権者が新株予約権を放棄した場合には、当該新株予約権を行使することができないものとします。

k. 富士フィルムホールディングス株式会社第7ノ1回新株予約権
(2009年6月26日定時株主総会決議並びに2014年2月27日取締役会決議)

付与対象者の区分及び人数	当社取締役・執行役員16名、重要な使用人5名及び富士フィルム株式会社取締役・執行役員・フェロー11名、重要な使用人29名
新株予約権の数	1,740個 [1,736個]
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式 単元株式数100株
新株予約権の目的となる株式の数	174,000株 [173,600株]
新株予約権の行使時の払込金額	1株当たり1円
新株予約権の行使期間	2014年4月2日～ 2044年4月1日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	発行価格 2,763円 資本組入額 1,382円 (注)1
新株予約権の行使の条件	(注)2
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)3

当事業年度の末日(2018年3月31日)における内容を記載しております。当事業年度の末日から提出日の前月末現在(2018年5月31日)にかけて変更された事項については、提出日の前月末現在における内容を〔〕内に記載しており、その他の事項については当事業年度の末日における内容から変更はありません。

(注)1 発行価格は本新株予約権の払込金額1株当たり2,762円と行使時の払込金額1円を合算しています。なお、本新株予約権は当社取締役、執行役員及び重要な使用人、並びに富士フィルム株式会社の取締役、執行役員、フェロー及び重要な使用人に対して付与されたものであり、本新株予約権の払込金額1株当たり2,762円については各付与対象者の金銭報酬にかかる債権の対当額をもって相殺されています。

(注)2 新株予約権の行使の条件

- (1) 新株予約権原簿に記載された各新株予約権を保有する者(以下、「新株予約権者」と記述します。)は、上記新株予約権の行使期間内において、当社及び当社子会社の取締役、監査役、執行役員、フェロー及び使用人その他当社の取締役会において決定する職位のいずれの地位も喪失した日の翌日(以下、「権利行使開始日」と記述します。)から7年間に限り、新株予約権を行使できるものとします。なお、新株予約権者(但し、当社及び当社子会社の取締役、監査役、執行役員、フェロー及び使用人その他当社の取締役会において決定する職位のいずれの地位も喪失していない者に限る。)と当社が個別に合意することにより、新株予約権の行使期間を権利行使開始日から暦日10日間に短縮することができるものとします。
- (2) 上記(1)に関わらず、新株予約権者は、以下の又はに定める場合(但し、については、下記(注)3に定める条件に従って新株予約権者に再編対象会社の新株予約権が交付される場合を除く。)には、それぞれに定める期間内に限り新株予約権を行使できるものとします。

新株予約権者が、2043年4月1日に至るまでに権利行使開始日を迎えなかった場合
2043年4月1日から2044年4月1日まで

当社が消滅会社となる合併契約承認の議案、又は当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画承認の議案につき当社株主総会で承認された場合(株主総会決議が不要な場合は、当社の取締役会決議がなされた場合)

当該承認日又は決議日の翌日から15日間

- (3) 新株予約権者が新株予約権を放棄した場合には、当該新株予約権を行使することができないものとします。

(注)3 組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項

当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限ります。)、吸収分割若しくは新設分割(それぞれ当社が分割会社となる場合に限ります。)、又は株式交換若しくは株式移転(それぞれ当社が完全子会社となる場合に限ります。)(以上を総称して以下、「組織再編成行為」と記述します。)をする場合において、組織再編成行為の効力発生日(吸収合併につき吸収合併の効力発生日、新設合併につき新設合併設立会社成立の日、吸収分割につき吸収分割の効力発生日、新設分割につき新設分割設立会社の成立の日、株式交換につき株式交換の効力発生日、及び株式移転につき株式移転設立完全親会社の成立の日)の直前において残存する新株予約権

(以下、「残存新株予約権」と記述します。)を保有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社(以下、「再編対象会社」と記述します。)の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとします。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとします。但し、以下の条件に基づき再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとします。

(1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数

新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとします。

(2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とします。

(3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編成行為の条件等を勘案の上、次に準じて決定します。

新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とし、新株予約権1個あたりの目的である株式の数(以下、「付与株式数」と記述します。)は100株とします。但し、当社が当社普通株式につき、株式分割又は株式併合を行う場合には、付与株式数を次の算式により調整するものとします。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{株式分割} \cdot \text{株式併合の比率}$$

調整後付与株式数は、株式分割の場合は、当該株式分割の基準日の翌日以降、株式併合の場合は、その効力発生日以降、これを適用します。但し、剰余金の額を減少して資本金又は準備金を増加する議案が当社株主総会において承認されることを条件として株式分割が行われる場合で、当該株主総会の終結の日以前の日を株式分割のための基準日とする場合は、調整後付与株式数は、当該株主総会の終結の日の翌日以降、当該基準日の翌日に遡及してこれを適用します。また、上記のほか、当社普通株式の株式無償割当てを行う場合等付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合理的な範囲で付与株式数を調整します。なお、上記の調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てるものとします。また、付与株式数の調整を行うときは、当社は調整後付与株式数を適用する日の前日までに、必要な事項を新株予約権者に通知又は公告します。但し、当該適用の日の前日までに通知又は公告を行うことができない場合には、以後速やかに通知又は公告するものとします。

(4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、以下に定める再編後払込金額に上記(3)に従って決定される当該各新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とします。再編後払込金額は、交付される各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる再編対象会社の株式1株当たり1円とします。

(5) 新株予約権を行使することができる期間

新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編成行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、新株予約権を行使することができる期間の満了日までとします。

(6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
次に準じて決定します。

新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げるものとします。

新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記記載の資本金等増加限度額から上記に定める増加する資本金の額を減じた額とします。

(7) 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとします。

(8) 新株予約権の取得条項

次に準じて決定します。

以下の各号のいずれかの議案につき当社株主総会で承認された場合(株主総会決議が不要の場合は、当社の取締役会決議がなされた場合)は、当社取締役会が別途定める日に、当社は無償で新株予約権を取得することができます。

当社が消滅会社となる合併契約承認の議案

当社が分割会社となる分割契約又は分割計画承認の議案

当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画承認の議案

当社の発行する全部の株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要することについての定めを設ける定款の変更承認の議案

新株予約権の目的である種類の株式の内容として譲渡による当該種類の株式の取得について当社の承認を要すること又は当該種類の株式について当社が株主総会の決議によってその全部を取得することについての定めを設ける定款の変更承認の議案

- (9) その他の新株予約権の行使の条件
上記(注)2 に準じて決定します。

1. 富士フィルムホールディングス株式会社第7ノ2回新株予約権
(2009年6月26日定時株主総会決議並びに2014年2月27日取締役会決議)

付与対象者の区分及び人数	当社取締役・執行役員16名、重要な使用人5名及び富士フィルム株式会社取締役・執行役員・フェロー17名、重要な使用人29名
新株予約権の数	183個 [181個]
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式 単元株式数100株
新株予約権の目的となる株式の数	18,300株 [18,100株]
新株予約権の行使時の払込金額	1株当たり2,803円
新株予約権の行使期間	2016年2月28日～ 2024年2月27日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	発行価格 2,803円 資本組入額 1,402円 (注)1
新株予約権の行使の条件	新株予約権者(新株予約権原簿に記載された各新株予約権を保有するもの)が新株予約権を放棄した場合には、かかる新株予約権を行使することができないものとする。
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)2

当事業年度の末日(2018年3月31日)における内容を記載しております。当事業年度の末日から提出日の前月末現在(2018年5月31日)にかけて変更された事項については、提出日の前月末現在における内容を〔〕内に記載しており、その他の事項については当事業年度の末日における内容から変更はありません。

(注)1 本新株予約権は、当社取締役、執行役員及び重要な使用人、並びに富士フィルム株式会社の取締役、執行役員、フェロー及び重要な使用人に対して付与されたものであり、これらに対する本新株予約権の払込金額は無償であるため、発行価格は、行使時の払込金額と同様であります。

(注)2 組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項
当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限ります。)、吸収分割若しくは新設分割(それぞれ当社が分割会社となる場合に限ります。)、又は株式交換若しくは株式移転(それぞれ当社が完全子会社となる場合に限ります。)(以上を総称して以下、「組織再編成行為」と記述します。)をする場合において、組織再編成行為の効力発生日(吸収合併につき吸収合併の効力発生日、新設合併につき新設合併設立会社成立の日、吸収分割につき吸収分割の効力発生日、新設分割につき新設分割設立会社の成立の日、株式交換につき株式交換の効力発生日、及び株式移転につき株式移転設立完全親会社の成立の日)の直前において残存する新株予約権(以下、「残存新株予約権」と記述します。)を保有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社(以下、「再編対象会社」と記述します。)の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとします。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとします。但し、以下の条件に基づき再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとします。

(1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数

新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとします。

(2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類
再編対象会社の普通株式とします。

(3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編成行為の条件等を勘案の上、次に準じて決定します。

新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とし、新株予約権1個あたりの目的である株式の数(以下、「付与株式数」と記述します。)は100株とします。但し、当社が当社普通株式につき、株式分割又は株式併合を行う場合には、付与株式数を次の算式により調整するものとします。

調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 株式分割・株式併合の比率

調整後付与株式数は、株式分割の場合は、当該株式分割の基準日の翌日以降、株式併合の場合は、その効力発生日以降、これを適用します。但し、剰余金の額を減少して資本金又は準備金を増加する議案が当

社株主総会において承認されることを条件として株式分割が行われる場合で、当該株主総会の終結の日以前の日を株式分割のための基準日とする場合は、調整後付与株式数は、当該株主総会の終結の日の翌以降、当該基準日の翌日に遡及してこれを適用します。また、上記のほか、当社普通株式の株式無償割当てを行う場合等付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合理的な範囲で付与株式数を調整します。なお、上記の調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てるものとします。さらに、付与株式数の調整を行うときは、当社は調整後付与株式数を適用する日の前日までに、必要な事項を新株予約権者に通知又は公告します。但し、当該適用の日の前日までに通知又は公告を行うことができない場合には、以後速やかに通知又は公告するものとします。

(4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、以下に定める再編後払込金額に上記(3)に従って決定される当該各新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とします。再編後払込金額は、上記発行価格に組織再編成行為の条件等を勘案の上決定します。

(5) 新株予約権を行使することができる期間

新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編成行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、新株予約権を行使することができる期間の満了日までとします。

(6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項次に準じて決定します。

新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げるものとします。

新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記記載の資本金等増加限度額から上記に定める増加する資本金の額を減じた額とします。

(7) 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとします。

(8) 新株予約権の取得条項

次に準じて決定します。

以下の各号のいずれかの議案につき当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は、当社の取締役会決議がなされた場合）は、当社取締役会が別途定める日に、当社は無償で新株予約権を取得することができます。

当社が消滅会社となる合併契約承認の議案

当社が分割会社となる分割契約又は分割計画承認の議案

当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画承認の議案

当社の発行する全部の株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要することに
ついての定めを設ける定款の変更承認の議案

新株予約権の目的である種類の株式の内容として譲渡による当該種類の株式の取得について当社の承認を要すること又は当該種類の株式について当社が株主総会の決議によってその全部を取得することについて
の定めを設ける定款の変更承認の議案

(9) その他の新株予約権の行使の条件

次に準じて決定します。

新株予約権者が新株予約権を放棄した場合には、当該新株予約権を行使することができないものとします。

m. 富士フィルムホールディングス株式会社第8ノ1回新株予約権

(2009年6月26日定時株主総会決議並びに2015年2月26日取締役会決議)

付与対象者の区分及び人数	当社取締役・執行役員16名、重要な使用人5名及び富士フィルム株式会社取締役・執行役員・フェロー10名、重要な使用人26名
新株予約権の数	1,389個 [1,386個]
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式 単元株式数100株
新株予約権の目的となる株式の数	138,900株 [138,600株]
新株予約権の行使時の払込金額	1株当たり1円
新株予約権の行使期間	2015年4月2日～ 2045年4月1日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	発行価格 4,150円 資本組入額 2,075円 (注)1
新株予約権の行使の条件	(注)2
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)3

当事業年度の末日(2018年3月31日)における内容を記載しております。当事業年度の末日から提出日の前月末現在(2018年5月31日)にかけて変更された事項については、提出日の前月末現在における内容を〔〕内に記載しており、その他の事項については当事業年度の末日における内容から変更はありません。

(注)1 発行価格は本新株予約権の払込金額1株当たり4,149円と行使時の払込金額1円を合算しています。なお、本新株予約権は当社取締役、執行役員及び重要な使用人、並びに富士フィルム株式会社の取締役、執行役員、フェロー及び重要な使用人に対して付与されたものであり、本新株予約権の払込金額1株当たり4,149円については各付与対象者の金銭報酬にかかる債権の対当額をもって相殺されています。

(注)2 新株予約権の行使の条件

- (1) 新株予約権原簿に記載された各新株予約権を保有する者(以下、「新株予約権者」と記述します。)は、上記新株予約権の行使期間内において、当社及び当社子会社の取締役、監査役、執行役員、フェロー及び使用人その他当社の取締役会において決定する職位のいずれの地位も喪失した日の翌日(以下、「権利行使開始日」と記述します。)から7年間に限り、新株予約権を行使できるものとします。なお、新株予約権者(但し、当社及び当社子会社の取締役、監査役、執行役員、フェロー及び使用人その他当社の取締役会において決定する職位のいずれの地位も喪失していない者に限る。)と当社が個別に合意することにより、新株予約権の行使期間を権利行使開始日から暦日10日間に短縮することができるものとします。
- (2) 上記(1)に関わらず、新株予約権者は、以下の又はに定める場合(但し、については、下記(注)3に定める条件に従って新株予約権者に再編対象会社の新株予約権が交付される場合を除く。)には、それぞれに定める期間内に限り新株予約権を行使できるものとします。

新株予約権者が、2044年4月1日に至るまでに権利行使開始日を迎えなかった場合
2044年4月1日から2045年4月1日まで

当社が消滅会社となる合併契約承認の議案、又は当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画承認の議案につき当社株主総会で承認された場合(株主総会決議が不要な場合は、当社の取締役会決議がなされた場合)

当該承認日又は決議日の翌日から15日間

- (3) 新株予約権者が新株予約権を放棄した場合には、当該新株予約権を行使することができないものとします。

(注)3 組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項

当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限ります。)、吸収分割若しくは新設分割(それぞれ当社が分割会社となる場合に限ります。)、又は株式交換若しくは株式移転(それぞれ当社が完全子会社となる場合に限ります。)(以上を総称して以下、「組織再編成行為」と記述します。)をする場合において、組織再編成行為の効力発生日(吸収合併につき吸収合併の効力発生日、新設合併につき新設合併設立会社成立の日、吸収分割につき吸収分割の効力発生日、新設分割につき新設分割設立会社の成立の日、株式交換につき株式交換の効力発生日、及び株式移転につき株式移転設立完全親会社の成立の日)の直前において残存する新株予約権

(以下、「残存新株予約権」と記述します。)を保有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社(以下、「再編対象会社」と記述します。)の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとします。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとします。但し、以下の条件に基づき再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとします。

(1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数

新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとします。

(2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とします。

(3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編成行為の条件等を勘案の上、次に準じて決定します。

新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とし、新株予約権1個あたりの目的である株式の数(以下、「付与株式数」と記述します。)は100株とします。但し、当社が当社普通株式につき、株式分割又は株式併合を行う場合には、付与株式数を次の算式により調整するものとします。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{株式分割・株式併合の比率}$$

調整後付与株式数は、株式分割の場合は、当該株式分割の基準日の翌日以降、株式併合の場合は、その効力発生日以降、これを適用します。但し、剰余金の額を減少して資本金又は準備金を増加する議案が当社株主総会において承認されることを条件として株式分割が行われる場合で、当該株主総会の終結の日以前の日を株式分割のための基準日とする場合は、調整後付与株式数は、当該株主総会の終結の日の翌日以降、当該基準日の翌日に遡及してこれを適用します。また、上記のほか、当社普通株式の株式無償割当てを行う場合等付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合理的な範囲で付与株式数を調整します。なお、上記の調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てるものとします。また、付与株式数の調整を行うときは、当社は調整後付与株式数を適用する日の前日までに、必要な事項を新株予約権者に通知又は公告します。但し、当該適用の日の前日までに通知又は公告を行うことができない場合には、以後速やかに通知又は公告するものとします。

(4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、以下に定める再編後払込金額に上記(3)に従って決定される当該各新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とします。再編後払込金額は、交付される各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる再編対象会社の株式1株当たり1円とします。

(5) 新株予約権を行使することができる期間

新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編成行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、新株予約権を行使することができる期間の満了日までとします。

(6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
次に準じて決定します。

新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げるものとします。

新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記記載の資本金等増加限度額から上記に定める増加する資本金の額を減じた額とします。

(7) 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとします。

(8) 新株予約権の取得条項

次に準じて決定します。

以下の各号のいずれかの議案につき当社株主総会で承認された場合(株主総会決議が不要の場合は、当社の取締役会決議がなされた場合)は、当社取締役会が別途定める日に、当社は無償で新株予約権を取得することができます。

当社が消滅会社となる合併契約承認の議案

当社が分割会社となる分割契約又は分割計画承認の議案

当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画承認の議案

当社の発行する全部の株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要することについての定めを設ける定款の変更承認の議案

新株予約権の目的である種類の株式の内容として譲渡による当該種類の株式の取得について当社の承認を要すること又は当該種類の株式について当社が株主総会の決議によってその全部を取得することについての定めを設ける定款の変更承認の議案

- (9) その他の新株予約権の行使の条件
上記(注)2 に準じて決定します。

n.富士フィルムホールディングス株式会社第8ノ2回新株予約権
(2009年6月26日定時株主総会決議並びに2015年2月26日取締役会決議)

付与対象者の区分及び人数	当社取締役・執行役員16名、重要な使用人5名及び富士フィルム株式会社取締役・執行役員・フェロー14名、重要な使用人26名
新株予約権の数	223個 [219個]
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式 単元株式数100株
新株予約権の目的となる株式の数	22,300株 [21,900株]
新株予約権の行使時の払込金額	1株当たり4,205円
新株予約権の行使期間	2017年2月27日～ 2025年2月26日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	発行価格 4,205円 資本組入額 2,103円 (注)1
新株予約権の行使の条件	新株予約権者(新株予約権原簿に記載された各新株予約権を保有するもの)が新株予約権を放棄した場合には、かかる新株予約権を行使することができないものとする。
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)2

当事業年度の末日(2018年3月31日)における内容を記載しております。当事業年度の末日から提出日の前月末現在(2018年5月31日)にかけて変更された事項については、提出日の前月末現在における内容を〔〕内に記載しており、その他の事項については当事業年度の末日における内容から変更はありません。

(注)1 本新株予約権は、当社取締役、執行役員及び重要な使用人、並びに富士フィルム株式会社の取締役、執行役員、フェロー及び重要な使用人に対して付与されたものであり、これらに対する本新株予約権の払込金額は無償であるため、発行価格は、行使時の払込金額と同様であります。

(注)2 組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項
当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限ります。)、吸収分割若しくは新設分割(それぞれ当社が分割会社となる場合に限ります。)、又は株式交換若しくは株式移転(それぞれ当社が完全子会社となる場合に限ります。)(以上を総称して以下、「組織再編成行為」と記述します。)をする場合において、組織再編成行為の効力発生日(吸収合併につき吸収合併の効力発生日、新設合併につき新設合併設立会社成立の日、吸収分割につき吸収分割の効力発生日、新設分割につき新設分割設立会社の成立の日、株式交換につき株式交換の効力発生日、及び株式移転につき株式移転設立完全親会社の成立の日)の直前において残存する新株予約権(以下、「残存新株予約権」と記述します。)を保有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社(以下、「再編対象会社」と記述します。)の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとします。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとします。但し、以下の条件に基づき再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとします。

(1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数

新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとします。

(2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類
再編対象会社の普通株式とします。

(3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編成行為の条件等を勘案の上、次に準じて決定します。

新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とし、新株予約権1個あたりの目的である株式の数(以下、「付与株式数」と記述します。)は100株とします。但し、当社が当社普通株式につき、株式分割又は株式併合を行う場合には、付与株式数を次の算式により調整するものとします。

調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 株式分割・株式併合の比率

調整後付与株式数は、株式分割の場合は、当該株式分割の基準日の翌日以降、株式併合の場合は、その効力発生日以降、これを適用します。但し、剰余金の額を減少して資本金又は準備金を増加する議案が当

社株主総会において承認されることを条件として株式分割が行われる場合で、当該株主総会の終結の日以前の日を株式分割のための基準日とする場合は、調整後付与株式数は、当該株主総会の終結の日の翌以降、当該基準日の翌日に遡及してこれを適用します。また、上記のほか、当社普通株式の株式無償割当てを行う場合等付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合理的な範囲で付与株式数を調整します。なお、上記の調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てるものとします。さらに、付与株式数の調整を行うときは、当社は調整後付与株式数を適用する日の前日までに、必要な事項を新株予約権者に通知又は公告します。但し、当該適用の日の前日までに通知又は公告を行うことができない場合には、以後速やかに通知又は公告するものとします。

- (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、以下に定める再編後払込金額に上記(3)に従って決定される当該各新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とします。再編後払込金額は、上記発行価格に組織再編成行為の条件等を勘案の上決定します。
- (5) 新株予約権を行使することができる期間
新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編成行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、新株予約権を行使することができる期間の満了日までとします。
- (6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
次に準じて決定します。
新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げるものとします。
新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記記載の資本金等増加限度額から上記に定める増加する資本金の額を減じた額とします。
- (7) 譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとします。
- (8) 新株予約権の取得条項
次に準じて決定します。
以下の各号のいずれかの議案につき当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は、当社の取締役会決議がなされた場合）は、当社取締役会が別途定める日に、当社は無償で新株予約権を取得することができます。
当社が消滅会社となる合併契約承認の議案
当社が分割会社となる分割契約又は分割計画承認の議案
当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画承認の議案
当社の発行する全部の株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要することに
ついての定めを設ける定款の変更承認の議案
新株予約権の目的である種類の株式の内容として譲渡による当該種類の株式の取得について当社の承認を要すること又は当該種類の株式について当社が株主総会の決議によってその全部を取得することについての定めを設ける定款の変更承認の議案
- (9) その他の新株予約権の行使の条件
次に準じて決定します。
新株予約権者が新株予約権を放棄した場合には、当該新株予約権を行使することができないものとします。

o. 富士フイルムホールディングス株式会社第9ノ1回新株予約権
(2009年6月26日定時株主総会決議並びに2016年4月27日取締役会決議)

付与対象者の区分及び人数	当社取締役・執行役員15名、重要な使用人5名及び富士フイルム株式会社取締役・執行役員・フェロー15名、重要な使用人28名
新株予約権の数	1,363個 [1,353個]
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式 単元株式数100株
新株予約権の目的となる株式の数	136,300株 [135,300株]
新株予約権の行使時の払込金額	1株当たり1円
新株予約権の行使期間	2016年6月2日～ 2046年6月1日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	発行価格 4,372円 資本組入額 2,186円 (注)1
新株予約権の行使の条件	(注)2
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)3

当事業年度の末日(2018年3月31日)における内容を記載しております。当事業年度の末日から提出日の前月末現在(2018年5月31日)にかけて変更された事項については、提出日の前月末現在における内容を〔〕内に記載しており、その他の事項については当事業年度の末日における内容から変更はありません。

(注)1 発行価格は本新株予約権の払込金額1株当たり4,371円と行使時の払込金額1円を合算しています。なお、本新株予約権は当社取締役、執行役員及び重要な使用人、並びに当社子会社の取締役、執行役員、フェロー及び重要な使用人に対して付与されたものであり、本新株予約権の払込金額1株当たり4,371円については各付与対象者の金銭報酬にかかる債権の対当額をもって相殺されています。

(注)2 新株予約権の行使の条件

- (1) 新株予約権原簿に記載された各新株予約権を保有する者(以下、「新株予約権者」と記述します。)は、上記新株予約権の行使期間内において、当社及び当社子会社の取締役、監査役、執行役員、フェロー及び使用人その他当社の取締役会において決定する職位のいずれの地位も喪失した日の翌日(以下、「権利行使開始日」と記述します。)から7年間に限り、新株予約権を行使できるものとします。なお、新株予約権者(但し、当社及び当社子会社の取締役、監査役、執行役員、フェロー及び使用人その他当社の取締役会において決定する職位のいずれの地位も喪失していない者に限る。)と当社が個別に合意することにより、新株予約権の行使期間を権利行使開始日から暦日10日間に短縮することができるものとします。
- (2) 上記(1)に関わらず、新株予約権者は、以下の又はに定める場合(但し、については、下記(注)3に定める条件に従って新株予約権者に再編対象会社の新株予約権が交付される場合を除く。)には、それぞれに定める期間内に限り新株予約権を行使できるものとします。

新株予約権者が、2045年6月1日に至るまでに権利行使開始日を迎えなかった場合

2045年6月1日から2046年6月1日まで

当社が消滅会社となる合併契約承認の議案、又は当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画承認の議案につき当社株主総会で承認された場合(株主総会決議が不要な場合は、当社の取締役会決議がなされた場合)

当該承認日又は決議日の翌日から15日間

- (3) 新株予約権者が新株予約権を放棄した場合には、当該新株予約権を行使することができないものとします。

(注)3 組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項

当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限ります。)、吸収分割若しくは新設分割(それぞれ当社が分割会社となる場合に限ります。)、又は株式交換若しくは株式移転(それぞれ当社が完全子会社となる場合に限ります。)(以上を総称して以下、「組織再編成行為」と記述します。)をする場合において、組織再編成行為の効力発生日(吸収合併につき吸収合併の効力発生日、新設合併につき新設合併設立会社成立の日、吸収分割につき吸収分割の効力発生日、新設分割につき新設分割設立会社の成立の日、株式交換につき株式交換の効力発生日、及び株式移転につき株式移転設立完全親会社の成立の日)の直前において残存する新株予約権

(以下、「残存新株予約権」と記述します。)を保有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社(以下、「再編対象会社」と記述します。)の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとします。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとします。但し、以下の条件に基づき再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとします。

(1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数

新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとします。

(2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とします。

(3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編成行為の条件等を勘案の上、次に準じて決定します。

新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とし、新株予約権1個あたりの目的である株式の数(以下、「付与株式数」と記述します。)は100株とします。但し、当社が当社普通株式につき、株式分割又は株式併合を行う場合には、付与株式数を次の算式により調整するものとします。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{株式分割} \cdot \text{株式併合の比率}$$

調整後付与株式数は、株式分割の場合は、当該株式分割の基準日の翌日以降、株式併合の場合は、その効力発生日以降、これを適用します。但し、剰余金の額を減少して資本金又は準備金を増加する議案が当社株主総会において承認されることを条件として株式分割が行われる場合で、当該株主総会の終結の日以前の日を株式分割のための基準日とする場合は、調整後付与株式数は、当該株主総会の終結の日の翌日以降、当該基準日の翌日に遡及してこれを適用します。また、上記のほか、当社普通株式の株式無償割当てを行う場合等付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合理的な範囲で付与株式数を調整します。なお、上記の調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てるものとします。また、付与株式数の調整を行うときは、当社は調整後付与株式数を適用する日の前日までに、必要な事項を新株予約権者に通知又は公告します。但し、当該適用の日の前日までに通知又は公告を行うことができない場合には、以後速やかに通知又は公告するものとします。

(4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、以下に定める再編後払込金額に上記(3)に従って決定される当該各新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とします。再編後払込金額は、交付される各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる再編対象会社の株式1株当たり1円とします。

(5) 新株予約権を行使することができる期間

新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編成行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、新株予約権を行使することができる期間の満了日までとします。

(6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
次に準じて決定します。

新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げるものとします。

新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記記載の資本金等増加限度額から上記に定める増加する資本金の額を減じた額とします。

(7) 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとします。

(8) 新株予約権の取得条項

次に準じて決定します。

以下の各号のいずれかの議案につき当社株主総会で承認された場合(株主総会決議が不要の場合は、当社の取締役会決議がなされた場合)は、当社取締役会が別途定める日に、当社は無償で新株予約権を取得することができます。

当社が消滅会社となる合併契約承認の議案

当社が分割会社となる分割契約又は分割計画承認の議案

当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画承認の議案

当社の発行する全部の株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要することについての定めを設ける定款の変更承認の議案

新株予約権の目的である種類の株式の内容として譲渡による当該種類の株式の取得について当社の承認を要すること又は当該種類の株式について当社が株主総会の決議によってその全部を取得することについての定めを設ける定款の変更承認の議案

- (9) その他の新株予約権の行使の条件
上記(注)2 に準じて決定します。

p. 富士フィルムホールディングス株式会社第9ノ2回新株予約権
(2009年6月26日定時株主総会決議並びに2016年4月27日取締役会決議)

付与対象者の区分及び人数	当社取締役・執行役員15名、重要な使用人5名及び富士フィルム株式会社取締役・執行役員・フェロー17名、重要な使用人28名
新株予約権の数	251個 [244個]
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式 単元株式数100株
新株予約権の目的となる株式の数	25,100株 [24,400株]
新株予約権の行使時の払込金額	1株当たり4,495円
新株予約権の行使期間	2018年4月28日～ 2026年4月27日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	発行価格 4,495円 資本組入額 2,248円 (注)1
新株予約権の行使の条件	新株予約権者(新株予約権原簿に記載された各新株予約権を保有するもの)が新株予約権を放棄した場合には、かかる新株予約権を行使することができないものとする。
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)2

当事業年度の末日(2018年3月31日)における内容を記載しております。当事業年度の末日から提出日の前月末現在(2018年5月31日)にかけて変更された事項については、提出日の前月末現在における内容を〔〕内に記載しており、その他の事項については当事業年度の末日における内容から変更はありません。

(注)1 本新株予約権は、当社取締役、執行役員及び重要な使用人、並びに当社子会社の取締役、執行役員、フェロー及び重要な使用人に対して付与されたものであり、これらに対する本新株予約権の払込金額は無償であるため、発行価格は、行使時の払込金額と同様であります。

(注)2 組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項

当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限ります。)、吸収分割若しくは新設分割(それぞれ当社が分割会社となる場合に限ります。)、又は株式交換若しくは株式移転(それぞれ当社が完全子会社となる場合に限ります。)(以上を総称して以下、「組織再編成行為」と記述します。)をする場合において、組織再編成行為の効力発生日(吸収合併につき吸収合併の効力発生日、新設合併につき新設合併設立会社成立の日、吸収分割につき吸収分割の効力発生日、新設分割につき新設分割設立会社の成立の日、株式交換につき株式交換の効力発生日、及び株式移転につき株式移転設立完全親会社の成立の日)の直前において残存する新株予約権(以下、「残存新株予約権」と記述します。)を保有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社(以下、「再編対象会社」と記述します。)の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとします。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとします。但し、以下の条件に基づき再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとします。

(1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数

新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとします。

(2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とします。

(3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編成行為の条件等を勘案の上、次に準じて決定します。

新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とし、新株予約権1個あたりの目的である株式の数(以下、「付与株式数」と記述します。)は100株とします。但し、当社が当社普通株式につき、株式分割又は株式併合を行う場合には、付与株式数を次の算式により調整するものとします。

調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 株式分割・株式併合の比率

調整後付与株式数は、株式分割の場合は、当該株式分割の基準日の翌日以降、株式併合の場合は、その効力発生日以降、これを適用します。但し、剰余金の額を減少して資本金又は準備金を増加する議案が当

社株主総会において承認されることを条件として株式分割が行われる場合で、当該株主総会の終結の日以前の日を株式分割のための基準日とする場合は、調整後付与株式数は、当該株主総会の終結の日の翌以降、当該基準日の翌日に遡及してこれを適用します。また、上記のほか、当社普通株式の株式無償割当てを行う場合等付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合理的な範囲で付与株式数を調整します。なお、上記の調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てるものとします。さらに、付与株式数の調整を行うときは、当社は調整後付与株式数を適用する日の前日までに、必要な事項を新株予約権者に通知又は公告します。但し、当該適用の日の前日までに通知又は公告を行うことができない場合には、以後速やかに通知又は公告するものとします。

- (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、以下に定める再編後払込金額に上記(3)に従って決定される当該各新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とします。再編後払込金額は、上記発行価格に組織再編成行為の条件等を勘案の上決定します。
- (5) 新株予約権を行使することができる期間
新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編成行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、新株予約権を行使することができる期間の満了日までとします。
- (6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
次に準じて決定します。
新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げるものとします。
新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記記載の資本金等増加限度額から上記に定める増加する資本金の額を減じた額とします。
- (7) 譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとします。
- (8) 新株予約権の取得条項
次に準じて決定します。
以下の各号のいずれかの議案につき当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は、当社の取締役会決議がなされた場合）は、当社取締役会が別途定める日に、当社は無償で新株予約権を取得することができます。
当社が消滅会社となる合併契約承認の議案
当社が分割会社となる分割契約又は分割計画承認の議案
当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画承認の議案
当社の発行する全部の株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要することに
ついての定めを設ける定款の変更承認の議案
新株予約権の目的である種類の株式の内容として譲渡による当該種類の株式の取得について当社の承認を要すること又は当該種類の株式について当社が株主総会の決議によってその全部を取得することについての定めを設ける定款の変更承認の議案
- (9) その他の新株予約権の行使の条件
次に準じて決定します。
新株予約権者が新株予約権を放棄した場合には、当該新株予約権を行使することができないものとします。

q. 富士フィルムホールディングス株式会社第10ノ1回新株予約権
(2009年6月26日定時株主総会決議並びに2017年4月27日取締役会決議)

付与対象者の区分及び人数	当社取締役・執行役員15名、重要な使用人4名及び富士フィルム株式会社取締役・執行役員・フェロー12名、重要な使用人28名
新株予約権の数	1,554個 [1,544個]
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式 単元株式数100株
新株予約権の目的となる株式の数	155,400株 [154,400株]
新株予約権の行使時の払込金額	1株当たり1円
新株予約権の行使期間	2017年6月2日～ 2047年6月1日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	発行価格 3,956円 資本組入額 1,978円 (注)1
新株予約権の行使の条件	(注)2
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)3

当事業年度の末日(2018年3月31日)における内容を記載しております。当事業年度の末日から提出日の前月末現在(2018年5月31日)にかけて変更された事項については、提出日の前月末現在における内容を〔〕内に記載しており、その他の事項については当事業年度の末日における内容から変更はありません。

(注)1 発行価格は本新株予約権の払込金額1株当たり3,955円と行使時の払込金額1円を合算しています。なお、本新株予約権は当社取締役、執行役員及び重要な使用人、並びに当社子会社の取締役、執行役員、フェロー及び重要な使用人に対して付与されたものであり、本新株予約権の払込金額1株当たり3,955円については各付与対象者の金銭報酬にかかる債権の対当額をもって相殺されています。

(注)2 新株予約権の行使の条件

(1) 新株予約権原簿に記載された各新株予約権を保有する者(以下、「新株予約権者」と記述します。)は、上記新株予約権の行使期間内において、当社及び当社子会社の取締役、監査役、執行役員、フェロー及び使用人その他当社の取締役会において決定する職位のいずれの地位も喪失した日の翌日(以下、「権利行使開始日」と記述します。)から暦日10日間に限り、新株予約権を一括して行使するものとします。なお、新株予約権者は、本新株予約権以外に、当社株式を取得する新株予約権(株式報酬型ストックオプションに限り)であり、その権利行使の条件として、権利行使開始日から暦日10日間に限定したものと(以下「10日間型新株予約権」と記述します。)を保有する場合には、当該10日間型新株予約権についても本新株予約権の行使と同時に一括して行うものとします。

(2) 上記(1)に関わらず、新株予約権者は、以下の又はに定める場合(但し、については、下記(注)3に定める条件に従って新株予約権者に再編対象会社の新株予約権が交付される場合を除く。)には、それぞれに定める期間内に限り新株予約権を行使できるものとします。

新株予約権者が、2046年6月1日に至るまでに権利行使開始日を迎えなかった場合

2046年6月1日から2047年6月1日まで

当社が消滅会社となる合併契約承認の議案、又は当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画承認の議案につき当社株主総会で承認された場合(株主総会決議が不要な場合は、当社の取締役会決議がなされた場合)

当該承認日又は決議日の翌日から15日間

(3) 上記(1)に関わらず、新株予約権者が死亡した場合には、新株予約権は相続人に承継され、当該相続人は、新株予約権を承継した日から6ヶ月間に限り、新株予約権を一括して行使するものとします。なお、承継者は、本新株予約権以外に10日間型新株予約権を承継した場合には、当該10日間型新株予約権についても本新株予約権の行使と同時に一括して行うものとします。

(4) 新株予約権者が新株予約権を放棄した場合には、当該新株予約権を行使することができないものとします。

(注)3 組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項

当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限ります。）、吸収分割若しくは新設分割（それぞれ当社が分割会社となる場合に限ります。）、又は株式交換若しくは株式移転（それぞれ当社が完全子会社となる場合に限ります。）（以上を総称して以下、「組織再編成行為」と記述します。）をする場合において、組織再編成行為の効力発生日（吸収合併につき吸収合併の効力発生日、新設合併につき新設合併設立会社成立の日、吸収分割につき吸収分割の効力発生日、新設分割につき新設分割設立会社の成立の日、株式交換につき株式交換の効力発生日、及び株式移転につき株式移転設立完全親会社の成立の日）の直前において残存する新株予約権（以下、「残存新株予約権」と記述します。）を保有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」と記述します。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとします。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとします。但し、以下の条件に基づき再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとします。

(1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数

新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとします。

(2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とします。

(3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編成行為の条件等を勘案の上、次に準じて決定します。

新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とし、新株予約権1個あたりの目的である株式の数（以下、「付与株式数」と記述します。）は100株とします。但し、当社が当社普通株式につき、株式分割又は株式併合を行う場合には、付与株式数を次の算式により調整するものとします。

調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 株式分割・株式併合の比率

調整後付与株式数は、株式分割の場合は、当該株式分割の基準日の翌日以降、株式併合の場合は、その効力発生日以降、これを適用します。但し、剰余金の額を減少して資本金又は準備金を増加する議案が当社株主総会において承認されることを条件として株式分割が行われる場合で、当該株主総会の終結の日以前の日を株式分割のための基準日とする場合は、調整後付与株式数は、当該株主総会の終結の日の翌日以降、当該基準日の翌日に遡及してこれを適用します。また、上記のほか、当社普通株式の株式無償割当てを行う場合等付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合理的な範囲で付与株式数を調整します。なお、上記の調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てるものとします。また、付与株式数の調整を行うときは、当社は調整後付与株式数を適用する日の前日までに、必要な事項を新株予約権者に通知又は公告します。但し、当該適用の日の前日までに通知又は公告を行うことができない場合には、以後速やかに通知又は公告するものとします。

(4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、以下に定める再編後払込金額に上記(3)に従って決定される当該各新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とします。再編後払込金額は、交付される各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる再編対象会社の株式1株当たり1円とします。

(5) 新株予約権を行使することができる期間

新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編成行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、新株予約権を行使することができる期間の満了日までとします。

(6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
次に準じて決定します。

新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げるものとします。

新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記記載の資本金等増加限度額から上記に定める増加する資本金の額を減じた額とします。

(7) 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとします。

(8) 新株予約権の取得条項

次に準じて決定します。

以下の各号のいずれかの議案につき当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は、当社の取締役会決議がなされた場合）は、当社取締役会が別途定める日に、当社は無償で新株予約権を取得することができます。

当社が消滅会社となる合併契約承認の議案

当社が分割会社となる分割契約又は分割計画承認の議案

当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画承認の議案

当社の発行する全部の株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要することについての定めを設ける定款の変更承認の議案

新株予約権の目的である種類の株式の内容として譲渡による当該種類の株式の取得について当社の承認を要すること又は当該種類の株式について当社が株主総会の決議によってその全部を取得することについての定めを設ける定款の変更承認の議案

新株予約権の目的である種類の株式についての株式の併合（当該株式に係る単元株式数に株式の併合割合を乗じて得た数に1に満たない端数が生ずるものに限る）承認の議案

特別支配株主による株式売渡請求承認の議案

(9) その他の新株予約権の行使の条件

上記（注）2 に準じて決定します。

r. 富士フイルムホールディングス株式会社第10ノ2回新株予約権
(2009年6月26日定時株主総会決議並びに2017年4月27日取締役会決議)

付与対象者の区分及び人数	当社取締役・執行役員16名、重要な使用人4名及び富士フイルム株式会社取締役・執行役員・フェロー13名、重要な使用人28名
新株予約権の数	235個 [234個]
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式 単元株式数100株
新株予約権の目的となる株式の数	23,500株 [23,400株]
新株予約権の行使時の払込金額	1株当たり4,146円
新株予約権の行使期間	2019年4月28日～ 2027年4月27日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	発行価格 4,146円 資本組入額 2,073円 (注)1
新株予約権の行使の条件	新株予約権者(新株予約権原簿に記載された各新株予約権を保有するもの)が新株予約権を放棄した場合には、かかる新株予約権を行使することができないものとする。
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)2

当事業年度の末日(2018年3月31日)における内容を記載しております。当事業年度の末日から提出日の前月末現在(2018年5月31日)にかけて変更された事項については、提出日の前月末現在における内容を〔〕内に記載しており、その他の事項については当事業年度の末日における内容から変更はありません。

(注)1 本新株予約権は、当社取締役、執行役員及び重要な使用人、並びに当社子会社の取締役、執行役員、フェロー及び重要な使用人に対して付与されたものであり、これらに対する本新株予約権の払込金額は無償であるため、発行価格は、行使時の払込金額と同様であります。

(注)2 組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項
当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限ります。)、吸収分割若しくは新設分割(それぞれ当社が分割会社となる場合に限ります。)、又は株式交換若しくは株式移転(それぞれ当社が完全子会社となる場合に限ります。)(以上を総称して以下、「組織再編成行為」と記述します。)をする場合において、組織再編成行為の効力発生日(吸収合併につき吸収合併の効力発生日、新設合併につき新設合併設立会社成立の日、吸収分割につき吸収分割の効力発生日、新設分割につき新設分割設立会社の成立の日、株式交換につき株式交換の効力発生日、及び株式移転につき株式移転設立完全親会社の成立の日)の直前において残存する新株予約権(以下、「残存新株予約権」と記述します。)を保有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社(以下、「再編対象会社」と記述します。)の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとします。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとします。但し、以下の条件に基づき再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとします。

(1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数

新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとします。

(2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類
再編対象会社の普通株式とします。

(3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編成行為の条件等を勘案の上、次に準じて決定します。

新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とし、新株予約権1個あたりの目的である株式の数(以下、「付与株式数」と記述します。)は100株とします。但し、当社が当社普通株式につき、株式分割又は株式併合を行う場合には、付与株式数を次の算式により調整するものとします。

調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 株式分割・株式併合の比率

調整後付与株式数は、株式分割の場合は、当該株式分割の基準日の翌日以降、株式併合の場合は、その効力発生日以降、これを適用します。但し、剰余金の額を減少して資本金又は準備金を増加する議案が当

社株主総会において承認されることを条件として株式分割が行われる場合で、当該株主総会の終結の日以前の日を株式分割のための基準日とする場合は、調整後付与株式数は、当該株主総会の終結の日の翌以降、当該基準日の翌日に遡及してこれを適用します。また、上記のほか、当社普通株式の株式無償割当てを行う場合等付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合理的な範囲で付与株式数を調整します。なお、上記の調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てるものとします。さらに、付与株式数の調整を行うときは、当社は調整後付与株式数を適用する日の前日までに、必要な事項を新株予約権者に通知又は公告します。但し、当該適用の日の前日までに通知又は公告を行うことができない場合には、以後速やかに通知又は公告するものとします。

- (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、以下に定める再編後払込金額に上記(3)に従って決定される当該各新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とします。再編後払込金額は、上記発行価格に組織再編成行為の条件等を勘案の上決定します。
- (5) 新株予約権を行使することができる期間
新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編成行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、新株予約権を行使することができる期間の満了日までとします。
- (6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項次に準じて決定します。
新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げるものとします。
新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記記載の資本金等増加限度額から上記に定める増加する資本金の額を減じた額とします。
- (7) 譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとします。
- (8) 新株予約権の取得条項次に準じて決定します。
以下の各号のいずれかの議案につき当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は、当社の取締役会決議がなされた場合）は、当社取締役会が別途定める日に、当社は無償で新株予約権を取得することができます。
当社が消滅会社となる合併契約承認の議案
当社が分割会社となる分割契約又は分割計画承認の議案
当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画承認の議案
当社の発行する全部の株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要することに
ついての定めを設ける定款の変更承認の議案
新株予約権の目的である種類の株式の内容として譲渡による当該種類の株式の取得について当社の承認を要すること又は当該種類の株式について当社が株主総会の決議によってその全部を取得することについての定めを設ける定款の変更承認の議案
新株予約権の目的である種類の株式についての株式の併合（当該株式に係る単元株式数に株式の併合割合を乗じて得た数に1に満たない端数が生ずるものに限る）承認の議案
特別支配株主による株式売渡請求承認の議案
- (9) その他の新株予約権の行使の条件次に準じて決定します。
新株予約権者が新株予約権を放棄した場合には、当該新株予約権を行使することができないものとします。

s. 富士フィルムホールディングス株式会社第11ノ1回新株予約権
(2009年6月26日定時株主総会決議並びに2018年5月10日取締役会決議)

付与対象者の区分及び人数	当社取締役・執行役員14名、重要な使用人3名及び富士フィルム株式会社取締役・執行役員・フェロー17名、重要な使用人26名
新株予約権の数	1,740個
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式 単元株式数100株
新株予約権の目的となる株式の数	174,000株
新株予約権の行使時の払込金額	1株当たり1円
新株予約権の行使期間	2018年6月2日～ 2048年6月1日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	発行価格 3,996円 資本組入額 1,998円 (注)1
新株予約権の行使の条件	(注)2
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)3

提出日の前月末現在(2018年5月31日)における内容を記載しております。

(注)1 発行価格は本新株予約権の払込金額1株当たり3,995円と行使時の払込金額1円を合算しています。なお、本新株予約権は当社取締役、執行役員及び重要な使用人、並びに当社子会社の取締役、執行役員、フェロー及び重要な使用人に対して付与されたものであり、本新株予約権の払込金額1株当たり3,995円については各付与対象者の金銭報酬にかかる債権の対当額をもって相殺されています。

(注)2 新株予約権の行使の条件

(1) 新株予約権原簿に記載された各新株予約権を保有する者(以下、「新株予約権者」と記述します。)は、上記新株予約権の行使期間内において、当社及び当社子会社の取締役、監査役、執行役員、フェロー及び使用人その他当社の取締役会において決定する職位のいずれの地位も喪失した日の翌日(以下、「権利行使開始日」と記述します。)から暦日10日間に限り、新株予約権を一括して行使するものとします。なお、新株予約権者は、本新株予約権以外に、当社株式を取得する新株予約権(株式報酬型ストックオプションに限り)であり、その権利行使の条件として、権利行使開始日から暦日10日間に限定したものと(以下「10日間型新株予約権」と記述します。)を保有する場合には、当該10日間型新株予約権についても本新株予約権の行使と同時に一括して行うものとします。

(2) 上記(1)に関わらず、新株予約権者は、以下の又はに定める場合(但し、については、下記(注)3に定める条件に従って新株予約権者に再編対象会社の新株予約権が交付される場合を除く。)には、それぞれに定める期間内に限り新株予約権を行使できるものとします。

新株予約権者が、2047年6月1日に至るまでに権利行使開始日を迎えなかった場合

2047年6月1日から2048年6月1日まで

当社が消滅会社となる合併契約承認の議案、又は当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画承認の議案につき当社株主総会で承認された場合(株主総会決議が不要な場合は、当社の取締役会決議がなされた場合)

当該承認日又は決議日の翌日から15日間

(3) 上記(1)に関わらず、新株予約権者が死亡した場合には、新株予約権は相続人に承継され、当該相続人は、新株予約権を承継した日から6ヶ月間に限り、新株予約権を一括して行使するものとします。なお、承継者は、本新株予約権以外に10日間型新株予約権を承継した場合には、当該10日間型新株予約権についても本新株予約権の行使と同時に一括して行うものとします。

(4) 新株予約権者が新株予約権を放棄した場合には、当該新株予約権を行使することができないものとします。

(注) 3 組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項

当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限ります。）、吸収分割若しくは新設分割（それぞれ当社が分割会社となる場合に限ります。）、又は株式交換若しくは株式移転（それぞれ当社が完全子会社となる場合に限ります。）（以上を総称して以下、「組織再編成行為」と記述します。）をする場合において、組織再編成行為の効力発生日（吸収合併につき吸収合併の効力発生日、新設合併につき新設合併設立会社成立の日、吸収分割につき吸収分割の効力発生日、新設分割につき新設分割設立会社の成立の日、株式交換につき株式交換の効力発生日、及び株式移転につき株式移転設立完全親会社の成立の日）の直前において残存する新株予約権（以下、「残存新株予約権」と記述します。）を保有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」と記述します。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとします。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとします。但し、以下の条件に基づき再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとします。

(1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数

新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとします。

(2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とします。

(3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編成行為の条件等を勘案の上、次に準じて決定します。

新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とし、新株予約権1個あたりの目的である株式の数（以下、「付与株式数」と記述します。）は100株とします。但し、当社が当社普通株式につき、株式分割又は株式併合を行う場合には、付与株式数を次の算式により調整するものとします。

調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 株式分割・株式併合の比率

調整後付与株式数は、株式分割の場合は、当該株式分割の基準日の翌日以降、株式併合の場合は、その効力発生日以降、これを適用します。但し、剰余金の額を減少して資本金又は準備金を増加する議案が当社株主総会において承認されることを条件として株式分割が行われる場合で、当該株主総会の終結の日以前の日を株式分割のための基準日とする場合は、調整後付与株式数は、当該株主総会の終結の日の翌日以降、当該基準日の翌日に遡及してこれを適用します。また、上記のほか、当社普通株式の株式無償割当てを行う場合等付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合理的な範囲で付与株式数を調整します。なお、上記の調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てるものとします。また、付与株式数の調整を行うときは、当社は調整後付与株式数を適用する日の前日までに、必要な事項を新株予約権者に通知又は公告します。但し、当該適用の日の前日までに通知又は公告を行うことができない場合には、以後速やかに通知又は公告するものとします。

(4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、以下に定める再編後払込金額に上記(3)に従って決定される当該各新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とします。再編後払込金額は、交付される各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる再編対象会社の株式1株当たり1円とします。

(5) 新株予約権を行使することができる期間

新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編成行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、新株予約権を行使することができる期間の満了日までとします。

(6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

次に準じて決定します。

新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げるものとします。

新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記記載の資本金等増加限度額から上記に定める増加する資本金の額を減じた額とします。

(7) 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとします。

(8) 新株予約権の取得条項

次に準じて決定します。

以下の各号のいずれかの議案につき当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は、当社の取締役会決議がなされた場合）は、当社取締役会が別途定める日に、当社は無償で新株予約権を取得することができます。

当社が消滅会社となる合併契約承認の議案

当社が分割会社となる分割契約又は分割計画承認の議案

当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画承認の議案

当社の発行する全部の株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要することについての定めを設ける定款の変更承認の議案

新株予約権の目的である種類の株式の内容として譲渡による当該種類の株式の取得について当社の承認を要すること又は当該種類の株式について当社が株主総会の決議によってその全部を取得することについての定めを設ける定款の変更承認の議案

新株予約権の目的である種類の株式についての株式の併合（当該株式に係る単元株式数に株式の併合割合を乗じて得た数に1に満たない端数が生ずるものに限る）承認の議案

特別支配株主による株式売渡請求承認の議案

(9) その他の新株予約権の行使の条件

上記（注）2 に準じて決定します。

t. 富士フィルムホールディングス株式会社第11ノ2回新株予約権
(2009年6月26日定時株主総会決議並びに2018年5月10日取締役会決議)

付与対象者の区分及び人数	当社取締役・執行役員14名、重要な使用人3名及び富士フィルム株式会社取締役・執行役員・フェロー18名、重要な使用人26名
新株予約権の数	241個
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式 単元株式数100株
新株予約権の目的となる株式の数	24,100株
新株予約権の行使時の払込金額	1株当たり4,241円
新株予約権の行使期間	2020年5月11日～ 2028年5月10日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	発行価格 4,241円 資本組入額 2,121円 (注)1
新株予約権の行使の条件	新株予約権者(新株予約権原簿に記載された各新株予約権を保有するもの)が新株予約権を放棄した場合には、かかる新株予約権を行使することができないものとする。
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)2

提出日の前月末現在(2018年5月31日)における内容を記載しております。

(注)1 本新株予約権は、当社取締役、執行役員及び重要な使用人、並びに当社子会社の取締役、執行役員、フェロー及び重要な使用人に対して付与されたものであり、これらに対する本新株予約権の払込金額は無償であるため、発行価格は、行使時の払込金額と同様であります。

(注)2 組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項
当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限ります。)、吸収分割若しくは新設分割(それぞれ当社が分割会社となる場合に限ります。)、又は株式交換若しくは株式移転(それぞれ当社が完全子会社となる場合に限ります。)(以上を総称して以下、「組織再編成行為」と記述します。)をする場合において、組織再編成行為の効力発生日(吸収合併につき吸収合併の効力発生日、新設合併につき新設合併設立会社成立の日、吸収分割につき吸収分割の効力発生日、新設分割につき新設分割設立会社の成立の日、株式交換につき株式交換の効力発生日、及び株式移転につき株式移転設立完全親会社の成立の日)の直前において残存する新株予約権(以下、「残存新株予約権」と記述します。)を保有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社(以下、「再編対象会社」と記述します。)の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとします。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとします。但し、以下の条件に基づき再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとします。

(1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数

新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとします。

(2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とします。

(3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編成行為の条件等を勘案の上、次に準じて決定します。

新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とし、新株予約権1個あたりの目的である株式の数(以下、「付与株式数」と記述します。)は100株とします。但し、当社が当社普通株式につき、株式分割又は株式併合を行う場合には、付与株式数を次の算式により調整するものとします。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{株式分割・株式併合の比率}$$

調整後付与株式数は、株式分割の場合は、当該株式分割の基準日の翌日以降、株式併合の場合は、その効力発生日以降、これを適用します。但し、剰余金の額を減少して資本金又は準備金を増加する議案が当社株主総会において承認されることを条件として株式分割が行われる場合で、当該株主総会の終結の日以前の日を株式分割のための基準日とする場合は、調整後付与株式数は、当該株主総会の終結の日の翌日以

降、当該基準日の翌日に遡及してこれを適用します。また、上記のほか、当社普通株式の株式無償割当てを行う場合等付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合理的な範囲で付与株式数を調整します。なお、上記の調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てるものとします。さらに、付与株式数の調整を行うときは、当社は調整後付与株式数を適用する日の前日までに、必要な事項を新株予約権者に通知又は公告します。但し、当該適用の日の前日までに通知又は公告を行うことができない場合には、以後速やかに通知又は公告するものとします。

- (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、以下に定める再編後払込金額に上記(3)に従って決定される当該各新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とします。再編後払込金額は、上記発行価格に組織再編成行為の条件等を勘案の上決定します。
- (5) 新株予約権を行使することができる期間
新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編成行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、新株予約権を行使することができる期間の満了日までとします。
- (6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
次に準じて決定します。
新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げるものとします。
新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記記載の資本金等増加限度額から上記に定める増加する資本金の額を減じた額とします。
- (7) 譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとします。
- (8) 新株予約権の取得条項
次に準じて決定します。
以下の各号のいずれかの議案につき当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は、当社の取締役会決議がなされた場合）は、当社取締役会が別途定める日に、当社は無償で新株予約権を取得することができます。
当社が消滅会社となる合併契約承認の議案
当社が分割会社となる分割契約又は分割計画承認の議案
当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画承認の議案
当社の発行する全部の株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要することについての定めを設ける定款の変更承認の議案
新株予約権の目的である種類の株式の内容として譲渡による当該種類の株式の取得について当社の承認を要すること又は当該種類の株式について当社が株主総会の決議によってその全部を取得することについての定めを設ける定款の変更承認の議案
新株予約権の目的である種類の株式についての株式の併合（当該株式に係る単元株式数に株式の併合割合を乗じて得た数に1に満たない端数が生ずるものに限る）承認の議案
特別支配株主による株式売渡請求承認の議案
- (9) その他の新株予約権の行使の条件
次に準じて決定します。
新株予約権者が新株予約権を放棄した場合には、当該新株予約権を行使することができないものとします。

【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

【その他の新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金 増減額 (百万円)	資本準備金 残高 (百万円)
2006年1月1日(注)		514,625,728		40,363	4,599	63,636

(注) 株式交換に伴う自己株式の交付によるものであります。最近5事業年度に増減が無いため、直近の増減の記載をしております。

(5) 【所有者別状況】

2018年3月31日現在

区分	株式の状況(1単元の株式数100株)								単元未満 株式の状況 (株)
	政府及び 地方公共 団体	金融機関	金融商品 取引業者	その他の 法人	外国法人等		個人 その他	計	
					個人以外	個人			
株主数 (人)	-	176	56	808	804	134	109,676	111,654	-
所有株式数 (単元)	-	1,719,281	83,243	277,099	1,642,023	761	1,420,335	5,142,742	351,528
所有株式数 の割合(%)	-	33.43	1.62	5.39	31.93	0.01	27.62	100.00	-

(注) 1 自己株式84,396,402株は、「個人その他」に843,964単元、「単元未満株式の状況」に2株含まれております。

2 上記「その他の法人」の中には、株式会社証券保管振替機構名義の株式が3単元含まれております。

(6) 【大株主の状況】

2018年3月31日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	発行済株式(自己 株式を除く。)の 総数に対する所有 株式数の割合(%)
日本マスタートラスト信託銀行 株式会社(信託口)	東京都港区浜松町二丁目11 - 3	34,047	7.91
日本トラスティ・サービス 信託銀行株式会社(信託口)	東京都中央区晴海一丁目 8 - 11	27,658	6.42
日本生命保険相互会社	東京都千代田区丸の内一丁目 6 - 6	17,666	4.10
株式会社三井住友銀行	東京都千代田区丸の内一丁目 1 - 2	10,478	2.43
日本トラスティ・サービス 信託銀行株式会社(信託口 5)	東京都中央区晴海一丁目 8 - 11	7,937	1.84
ステート ストリート バンク ウェスト クライアント トリー ティー 505234 (常任代理人 株式会社みずほ銀 行)	アメリカ合衆国 ノースクインシー (東京都港区港南二丁目15 - 1)	7,885	1.83
日本トラスティ・サービス 信託銀行株式会社(信託口 9)	東京都中央区晴海一丁目 8 - 11	7,095	1.64
三井住友海上火災保険株式会社	東京都千代田区神田駿河台三丁目 9	7,000	1.62
ノーザン トラスト カンパニー エイブイエフシー リ ユーエス タックス エグゼンプテド ペン ション ファンズ (常任代理人 香港上海銀行東京 支店)	英国 ロンドン (東京都中央区日本橋三丁目11 - 1)	6,183	1.43
ステート ストリート バンク アンド トラスト カンパニー 505225 (常任代理人 株式会社みずほ銀 行)	アメリカ合衆国 ボストン (東京都港区港南二丁目15 - 1)	5,983	1.39
計		131,936	30.66

(7) 【議決権の状況】

【発行済株式】

2018年3月31日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式			
議決権制限株式(自己株式等)			
議決権制限株式(その他)			
完全議決権株式(自己株式等)	(自己保有株式) 普通株式 84,396,400		
完全議決権株式(その他)	普通株式 429,877,800	4,298,778	
単元未満株式	普通株式 351,528		1単元(100株)未満の株式
発行済株式総数	514,625,728		
総株主の議決権		4,298,778	

(注) 1 単元未満株式には次の株式が含まれております。

自己株式 当社所有 2株

- 2 「完全議決権株式(その他)」の中には、株式会社証券保管振替機構名義の株式が300株含まれております。また、議決権の数(個)の中には、同社名義の完全議決権株式に係る議決権数(3個)が含まれております。

【自己株式等】

2018年3月31日現在

所有者の氏名又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式の 合計(株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
(自己保有株式) 富士フイルムホールディングス株式会社	東京都港区 西麻布二丁目26 30	84,396,400		84,396,400	16.39
計		84,396,400		84,396,400	16.39

2 【自己株式の取得等の状況】

【株式の種類等】 会社法第155条第3号及び第7号に該当する普通株式の取得

(1) 【株主総会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(2) 【取締役会決議による取得の状況】

2017年8月30日開催の取締役会決議による取得の状況

区分	株式数(株)	価額の総額(円)
取締役会(2017年8月30日)での決議状況 (取得期間 2017年9月15日~2018年3月30日)	16,000,000	50,000,000,000
当事業年度前における取得自己株式		
当事業年度における取得自己株式	10,869,800	49,999,689,000
残存決議株式の総数及び価額の総額	5,130,200	311,000
当事業年度の末日現在の未行使割合(%)	32.06	0.00
当期間における取得自己株式		
提出日現在の未行使割合(%)	32.06	0.00

(3) 【株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものの内容】

区分	株式数(株)	価額の総額(円)
当事業年度における取得自己株式	5,560	24,243,060
当期間における取得自己株式	334	1,423,459

(注) 当期間における取得自己株式には、2018年6月1日からこの有価証券報告書提出日までの単元未満株式の買取りによる株式は含まれておりません。

(4) 【取得自己株式の処理状況及び保有状況】

区分	当事業年度		当期間	
	株式数(株)	処分価額の総額(円)	株式数(株)	処分価額の総額(円)
引き受ける者の募集を行った取得自己株式	2,893,368	11,322,940,105		
消却の処分を行った取得自己株式				
合併、株式交換、会社分割に係る移転を行った取得自己株式				
その他 (注1)	455,136	1,779,556,105	15,600	62,179,431
保有自己株式数	84,396,402	-	84,381,136	-

(注) 1 当事業年度の内訳は、新株予約権の権利行使(株式数455,000株、処分価額の総額1,779,022,940円)及び単元未満株式の売渡請求による売渡(株式数136株、処分価額の総額533,165円)であります。また、当期間の内訳は、新株予約権の権利行使(株式数15,600株、処分価額の総額62,179,431円)であります。
 2 当期間における処理自己株式には、2018年6月1日からこの有価証券報告書提出日までの新株予約権の権利行使及び単元未満株式の売渡による株式は含まれておりません。
 3 当期間における保有自己株式数には、2018年6月1日からこの有価証券報告書提出日までの新株予約権の権利行使及び単元未満株式の買取り及び売渡による株式は含まれておりません。

3 【配当政策】

当社は、配当について、連結業績を反映させるとともに、成長事業のさらなる拡大に向けたM&A、設備投資、研究開発投資等、将来にわたって企業価値を向上させていくために必要となる資金の水準等も考慮した上で決定いたします。また、その時々々のキャッシュ・フローを勘案し、株価推移に応じた機動的な自己株式の取得も実施してまいります。

当社は、中間配当と期末配当の年2回の配当を行うことを基本方針としております。

これらの配当の決定機関は、期末配当については株主総会、中間配当については取締役会であります。

第122期の配当は、上記方針に基づき、中間配当として1株当たり37円50銭、期末配当として1株当たり37円50銭とし、通期で1株当たり75円の配当と決定いたしました。

当社は、会社法第454条第5項の規定に基づき、「取締役会の決議によって毎年9月30日を基準日として中間配当をすることができる。」旨を定款に定めております。

内部留保資金の用途につきましては、成長事業のさらなる拡大に向けたM&A、設備投資、研究開発投資等に充当し、今後の事業展開に役立ててまいります。

なお、当事業年度に係る配当は以下のとおりであります。

決議年月日	配当金の総額 (百万円)	1株当たり配当額 (円)
2017年10月31日 取締役会決議	16,393	37.5
2018年6月28日 定時株主総会決議	16,134	37.5

4 【株価の推移】

(1) 【最近5年間の事業年度別最高・最低株価】

回次	第118期	第119期	第120期	第121期	第122期
決算年月	2014年3月	2015年3月	2016年3月	2017年3月	2018年3月
最高(円)	3,172	4,389.5	5,293	4,773	4,838
最低(円)	1,723	2,502	3,895	3,647	3,932

(注) 株価は東京証券取引所市場第一部におけるものであります。

(2) 【最近6月間の月別最高・最低株価】

月別	2017年10月	11月	12月	2018年1月	2月	3月
最高(円)	4,648	4,691	4,735	4,838	4,794	4,425
最低(円)	4,361	4,438	4,575	4,190	4,153	4,075

(注) 株価は東京証券取引所市場第一部におけるものであります。

5 【役員状況】

男性13名 女性1名 (役員のうち女性の比率7%)

役名	職名	氏名	生年月日	略歴		任期	所有株式数 (百株)
代表取締役 会長		古 森 重 隆	1939年9月5日生	1963年4月 2000年6月 2006年10月 2012年6月	当社入社 当社代表取締役社長 当社グループ最高経営責任者 (CEO) 現在に至る 当社代表取締役会長 現在に至る 富士フイルム㈱代表取締役会長 現 在に至る	(注)3	225
代表取締役 社長		助 野 健 児	1954年10月21日生	1977年4月 2012年6月 2013年6月 2015年6月 2016年6月	当社入社 当社執行役員 富士フイルム㈱取締役 当社取締役 富士フイルム㈱常務執行役員 当社代表取締役社長 グループ最高執 行責任者(COO) 現在に至る 富士フイルム㈱代表取締役社長 現在に至る	(注)3	64
取締役 副社長		玉 井 光 一	1952年10月21日生	2003年5月 2006年10月 2008年6月 2010年6月 2013年6月 2016年6月 2018年6月	当社入社 当社執行役員 現在に至る 富士フイルム㈱取締役 当社取締役 富士フイルム㈱専務執行役員 富士フイルム㈱取締役副社長 現在に至る 当社取締役副社長 現在に至る	(注)3	80
取締役		岩 崎 孝 志	1956年5月2日生	1981年4月 2009年4月 2014年6月 2016年6月 2018年6月	当社入社 FUJIFILM Electronic Materials U.S.A., Inc. 社長 兼 CEO 富士フイルム㈱執行役員 現在に至る 富士フイルム㈱取締役 現在に至る 当社取締役執行役員 現在に至る 富士フイルム㈱エレクトロニクス マ テリアルズ事業部長 現在に至る 富士フイルムエレクトロニクス マテ リアルズ㈱社長 現在に至る	(注)3	8
取締役		岡 田 淳 二	1956年9月4日生	1979年4月 2010年4月 2012年11月 2013年6月 2015年4月 2016年6月 2018年4月 2018年6月	当社入社 FUJIFILM Europe GmbH 社長 当社経営企画部 第一グループ長 富士フイルム㈱経営企画部 第一部長 兼 海外事業戦略室長 当社経営企画部 コーポレートコミュ ニケーション室長 富士フイルム㈱コーポレートコミュニ ケーション部長 富士フイルム㈱経営企画本部 経営企画部長 富山化学工業㈱代表取締役社長 当社執行役員 現在に至る 富士フイルム㈱取締役執行役員 経営企画本部長 現在に至る 当社取締役 経営企画部長 兼 グ ループ会社管理部長 現在に至る	(注)3	8

役名	職名	氏名	生年月日	略歴		任期	所有株式数 (百株)
取締役		後藤 禎一	1959年1月23日生	1983年4月 2008年5月 2010年12月 2013年6月 2014年6月 2016年11月 2017年12月 2018年6月	当社入社 富士医療器材(上海)有限公司総経理 富士フイルム(株)メディカルシステム事業部 モダリティソリューション部長 富士フイルム(株)メディカルシステム事業部長 富士フイルム(株)執行役員 現在に至る 富士フイルム(株)取締役 現在に至る 富士フイルム(株)メディカルシステム事業部長 兼 ヘルスケア事業推進室長 現在に至る 当社取締役 現在に至る	(注)3	15
取締役		川田 達男	1940年1月27日生	1987年8月 2011年6月 2014年6月 2017年6月	セーレン(株)代表取締役社長 セーレン(株)代表取締役会長兼社長 セーレン(株)代表取締役会長 現在に至る 当社取締役 現在に至る	(注)3	-
取締役		貝阿彌 誠	1951年10月5日生	1978年4月 2000年4月 2012年11月 2014年7月 2015年6月 2016年10月 2017年2月 2017年2月 2017年6月	東京地方裁判所判事補 東京地方裁判所部総括判事 東京高等裁判所部総括判事 東京家庭裁判所所長 東京地方裁判所所長 定年退官 弁護士登録 現在に至る ソフィアシティ法律事務所入所 特別顧問 現在に至る 当社取締役 現在に至る	(注)3	-
取締役		北村 邦太郎	1952年5月9日生	2011年4月 2012年4月 2017年4月 2017年6月	三井住友トラスト・ホールディングス(株)代表取締役副社長 中央三井信託銀行(株)(現 三井住友信託銀行(株))代表取締役副社長 三井住友トラスト・ホールディングス(株)代表取締役社長 三井住友信託銀行(株)代表取締役会長 三井住友トラスト・ホールディングス(株)代表取締役 三井住友信託銀行(株)取締役会長 現在に至る 三井住友トラスト・ホールディングス(株)取締役 現在に至る 当社取締役 現在に至る	(注)3	-
取締役		江田 麻季子	1965年8月2日生	2013年10月 2018年4月 2018年6月	インテル(株)代表取締役社長 一般社団法人世界経済フォーラム Japan日本代表 現在に至る 当社取締役 現在に至る	(注)3	-
常勤監査役		三島 一弥	1955年7月6日生	1978年4月 2012年6月 2015年6月 2017年6月	当社入社 当社執行役員総務部長 法務・CSR管掌 富士フイルムビジネスエキスパート(株)代表取締役社長 当社常勤監査役 現在に至る 富士フイルム(株)常勤監査役 現在に至る	(注)4	32

役名	職名	氏名	生年月日	略歴		任期	所有 株式数 (百株)
常勤監査役		杉田直彦	1957年5月16日生	1981年4月 2012年6月 2014年6月 2016年6月 2018年6月	当社入社 当社総務部CSRグループ 担当部長 富士フイルム㈱CSR推進部 コンプライアンス&リスク管理部長 当社経営企画部 CSRグループ長 富士フイルム㈱CSR推進部長 兼 同部 CS推進室長 兼 同部 コンプライアンス&リスク管理部長 大東化学㈱ 常務取締役 当社常勤監査役 現在に至る 富士フイルム㈱常勤監査役 現在に至る	(注)5	-
監査役		小早川久佳	1941年1月18日生	1968年3月 1996年7月 2000年3月 2000年7月 2007年3月 2007年6月 2014年6月 2015年6月	公認会計士登録 現在に至る プライスウォーターハウス会計事務所(現 プライスウォーターハウスクーパース)シニアパートナー 青山監査法人 統括代表社員 ゼネラル石油㈱(現 東燃ゼネラル石油㈱)監査役 東燃ゼネラル石油㈱常勤監査役 東燃ゼネラル石油㈱監査役 東燃ゼネラル石油㈱常勤監査役 当社補欠監査役 当社監査役 現在に至る	(注)6	-
監査役		内田士郎	1955年4月2日生	1986年3月 2010年1月 2012年7月 2015年1月 2016年6月	公認会計士登録 現在に至る プライスウォーターハウスクーパース㈱代表取締役社長 プライスウォーターハウスクーパース㈱代表取締役会長 SAPジャパン㈱代表取締役会長 現在に至る 当社監査役 現在に至る	(注)7	-
計							432

- (注) 1 取締役 川田達男氏、貝阿彌誠氏、北村邦太郎氏及び江田麻季子氏は、社外取締役であります。
- 2 監査役 小早川久佳氏及び内田士郎氏は、社外監査役であります。
- 3 2018年6月28日開催の定時株主総会の終結の時から1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時まで。
- 4 2017年6月29日開催の定時株主総会の終結の時から4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時まで。
- 5 2018年6月28日開催の定時株主総会の終結の時から4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時まで。
- 6 2015年6月26日開催の定時株主総会の終結の時から4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時まで。
- 7 2016年6月29日開催の定時株主総会の終結の時から4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時まで。
- 8 当社では取締役会が決定した経営の基本方針及び戦略に従って執行役員が業務執行の任にあたる執行役員制度を採用しております。
- 執行役員の氏名及び担当業務は次のとおりであります。

氏名	地位	担当業務
古 森 重 隆	会 長	グループ最高経営責任者（CEO）
助 野 健 児	社 長	グループ最高執行責任者（COO）
玉 井 光 一	副 社 長	ドキュメント事業戦略 管掌
岡 田 淳 二	執 行 役 員	経営企画部長 兼 グループ会社管理部長 全社改革、経営計画、連結経営管理、事業戦略、富士フイルムウエイ推進、 物流効率 管掌
岩 寄 孝 志	執 行 役 員	チーフ・テクニカル・オフィサー（CTO） 技術経営部長 知財戦略部、解析基盤技術研究所 管掌
稲 永 滋 信	執 行 役 員	経理部長 連結経理財務 管掌
佐 野 茂	執 行 役 員	法務、CSR、グローバル監査部 管掌
福 岡 正 博	執 行 役 員	総務部長 原料資材調達、グローバル生産 管掌
依 田 章	執 行 役 員	チーフ・デジタル・オフィサー（CDO） 画像基盤技術研究所長 IoT推進、ITシステム 管掌
吉 澤 ちさと	執 行 役 員	人事部長 IR、広報 管掌
堀 切 和 久	執 行 役 員	ブランドマネジメント 管掌

6 【コーポレート・ガバナンスの状況等】

(1) 【コーポレート・ガバナンスの状況】

当社は、誠実かつ公正な事業活動を通じて、当社グループの持続的な成長と企業価値の向上を図るとともに、社会の持続的発展に貢献することを目指しており、その実現のための基盤として、コーポレートガバナンスを経営上の重要な課題に位置付けています。当社は、2015年10月に制定した「コーポレートガバナンス・ガイドライン」に基づき、株主の権利と平等性、株主との対話を含むステークホルダーとの関係、情報開示、資本政策、コーポレートガバナンス体制などの幅広い観点から当社のコーポレートガバナンスに関する基本的な考え方を明示し、ステークホルダーに対する説明責任を果たしてまいります。

コーポレートガバナンス体制の概要及び当該体制を採用する理由

当社は、以下に記載のコーポレートガバナンス体制を通じて、意思決定と業務遂行の迅速性・効率性を図る一方で、業務遂行を適正に監督・監査し、経営の透明性及び健全性を確保することができると考えております。

)取締役・取締役会

当社は、取締役会を、グループ経営の基本方針と戦略の決定、重要な業務執行に係る事項の決定、並びに業務執行の監督を行う機関と位置付けています。取締役は12名以内とすることを定款に定めており、現在の員数は10名で、うち4名が社外取締役です。定時取締役会を原則毎月1回開催するほか、必要に応じて臨時取締役会を開催しています。また、一定の事項については、特別取締役による取締役会において機動的に意思決定を行います。取締役の使命と責任をより明確にするため、取締役の任期については1年としています。

加えて当社は、取締役（社外取締役を除く）に対する報酬支給にあたってストックオプション制度を導入しています。これは、当社取締役が株価変動に関わる利害を株主の皆様と共有し、企業価値向上への貢献意欲や士気を一層高めていくことを目的としています。

また当社は、2018年6月に、当社取締役候補者の選定や取締役の報酬等の決定手続きにおける独立性・透明性・客観性を確保することを目的に、取締役会の任意の諮問機関として、委員の過半数を社外取締役で構成する指名報酬委員会を設置しました。

)執行役員制度

当社は、業務執行の迅速化を図るため、執行役員制度を採用しています。執行役員は、取締役会が決定した基本方針に従って、業務執行の任にあたっています。執行役員の員数は現在11名（うち、取締役の兼務者が5名）で、その任期は取締役と同様に1年としています。

)経営会議

経営会議では、取締役会決議事項について取締役会への付議の可否を決定し、また、取締役会で決定された基本方針、計画、戦略に従って執行役員が業務執行を行うにあたり、重要案件に関して施策を審議しています。

)監査役・監査役会

当社は監査役制度を採用しており、現在、監査役4名（うち2名は社外監査役）によって監査役会が構成されています。社外監査役である小早川久佳氏と内田士郎氏は、ともに公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しています。各監査役は、コーポレートガバナンスの一翼を担う独立機関であるとの認識の下、監査役会が定めた監査役監査基準に準拠し、監査方針、監査計画等に従い、取締役の職務執行全般にわたって監査を行っています。また、原則毎月1回開催される監査役会において、監査実施内容の共有化等を行っています。各監査役は取締役会に出席するほか、常勤監査役は経営会議にも常時出席し、代表取締役と定期的に意見交換を行う等、業務執行の全般にわたって監査を実施しています。さらに、監査役監査機能の充実を図るため、現在、監査役スタッフ6名を配置しています。

)内部監査

当社は業務執行部門から独立した内部監査部門として、現在32名のスタッフからなるグローバル監査部を設け、持株会社の立場から、事業会社の内部監査部門と協業又は分担して監査を行い、当社及びグループ会社の業務の適正性について評価・検証しています。また、2008年4月に導入された「内部統制報告制度」に対応し、当社及びグループ会社の財務報告に係る内部統制を評価し、内部統制報告書を作成しています。

さらに、環境・品質、安全・労務、輸出管理及び薬事等に関しては事業会社に専任スタッフを置き、監査を実施しています。

)会計監査

当社は、有限責任 あずさ監査法人に会計監査を委嘱しています。有限責任 あずさ監査法人は、監査人として独立の立場から財務諸表等に対する意見を表明しています。また、同監査法人は上記の財務報告に係る内部統制の監査も実施しています。

・業務を執行した公認会計士の氏名、所属する監査法人名及び継続監査年数

公認会計士の氏名等		所属する監査法人名
指定有限責任社員 業務執行社員	金子 寛人	有限責任 あずさ監査法人
	杉崎 友泰	
	西野 聡人	

(注) 継続監査年数については、全員7年以内であるため、記載を省略しています。

・監査業務に係る補助者の構成

公認会計士 30名、その他 38名

)内部監査・監査役監査・会計監査の相互連携

当社は、コーポレートガバナンスの充実の観点から、内部監査部門による内部監査、監査役監査及び独立監査人による会計監査（財務報告に係る内部統制監査を含む）の相互連携に努めています。三者は各事業年度において、監査の計画、実施、総括のそれぞれの段階で、情報・意見を交換し、必要に応じ随時協議等を行っています。内部監査部門及び独立監査人は定期的に監査の結果を監査役に報告しており、事業年度の総括は監査役会に報告しています。

) 内部監査・監査役監査・会計監査と内部統制部門との関係

内部監査、監査役監査においては、内部統制部門から監査対象についての情報提供を受け、監査を実施するほか、内部統制部門も監査の対象としています。また内部監査部門が行った財務報告に係る内部統制の評価結果を独立監査人による内部統制監査に供しています。

) 内部監査・監査役監査・会計監査と社外取締役及び社外監査役との相互連携

内部監査部門及び独立監査人は、監査結果を監査役会に報告しています。また監査役会は、会計監査との連携を十分に確保した監査計画を予め策定し、監査を実施しています。社外取締役は、取締役会において監査役会からの監査報告を受けています。

) 社外取締役及び社外監査役と内部統制部門との関係

取締役会が決議した「内部統制に関する基本方針」に基づく内部統制システムの運用状況については、内部統制部門の報告を取り纏めて取締役会に報告しています。また、コンプライアンス推進及びリスク管理活動については、これらを推進するCSR部門が定期的に報告しています。

) 社外取締役及び社外監査役との関係並びに社外役員の選任状況に関する考え方

当社の社外取締役は4名、社外監査役は2名であり、当社のコーポレートガバナンスにおいて以下のように重要な役割を適切に果たしています。

社外取締役である川田達男氏は、セーレン(株)の代表取締役会長並びに北陸電力(株)及びダイキン工業(株)の社外取締役を兼任しています。また、(株)ほくほくフィナンシャルグループの取締役監査等委員(社外)を兼任しています。同氏は、長年にわたり、総合繊維メーカーにおいて代表取締役を務め、強いリーダーシップをもって、ビジネスモデルの転換、イノベーションの創出、組織変革等を実現しています。企業経営者としての豊富な経験と高い見識を活かし、取締役会において、広く当社の経営に対して有益な提言や意思表明を行うことにより、取締役会の意思決定の妥当性及び適正性の確保に貢献できると判断しています。同氏と当社との人的関係、資本関係又は取引関係その他の利害関係はありません。なお、同氏が代表取締役を務めるセーレン(株)と当社グループとの間には原材料の購入に関する取引がありますが、その取引額はセーレン(株)が属する企業グループ及び当社グループ双方において連結売上高の1%未満と僅少であります。

社外取締役である貝阿彌誠氏は、ソフィアシティ法律事務所の特別顧問、東急不動産ホールディングス(株)の社外取締役及びセーレン(株)の社外監査役を兼任しています。同氏は、東京高等裁判所部総括判事や東京地方裁判所所長等の要職を歴任し、裁判官として長年培ってきた豊富な経験と高い見識を有しています。これらの経験や見識を活かし、取締役会において、当社グループ全体のコンプライアンスや内部統制を始めとして、広く当社の経営に対して有益な提言や意思表明を行うことにより、取締役会の意思決定の妥当性及び適正性の確保に貢献できると判断しています。同氏と当社との人的関係、資本関係又は取引関係その他の利害関係はありません。また、同氏及び同氏が特別顧問を務めるソフィアシティ法律事務所と当社グループとの間には顧問関係その他法律事務の委任関係はありません。

社外取締役である北村邦太郎氏は、三井住友トラスト・ホールディングス(株)の取締役及び三井住友信託銀行(株)の取締役会長を兼任しています。同氏は、長年にわたり、強いリーダーシップをもって金融機関の代表取締役を務め、金融・財務・資本市場分野における豊富な経験と高い見識を有しています。これらの経験や見識を活かし、取締役会において、M&Aや資本政策を始めとして、広く当社の経営に対して有益な提言や意思表明を行うことにより、取締役会の意思決定の妥当性及び適正性の確保に貢献できると判断しています。同氏と当社との人的関係、資本関係又は取引関係その他の利害関係はありません。なお、同氏が取締役を務める三井住友信託銀行(株)と当社グループの間には定常的な銀行取引があります。また、当社グループには同社からの借入れがありますが、借入額は当社連結貸借対照表の負債合計額の1%未満と僅少であります。

社外取締役である江田麻季子氏は、一般社団法人世界経済フォーラムJapanの日本代表を兼任しています。同氏は、2000年以降、米国大手半導体メーカーの日本法人にて、ブランド戦略やアジア・太平洋地域のマーケティング活動を指揮するとともに、グローバル人材の育成に取り組んでまいりました。さらに、2013年から4年半、同法人の代表取締役を務め、企業経営者としても豊富な経験と高い見識を有しております。現在では、世界経済フォーラムの日本代表を務め、各界のリーダーと連携して、地域・産業などのあらゆる課題に対し、世界規模での改善に取り組んでいます。また、内閣府規制改革推進会議委員として、医療、介護等の改革にも貢献しています。これらの経験や見識を活かし、広く当社の経営に対して有益な提言や意思表明を行うことにより、当社の社外取締役として期待される職務を適切かつ十分に遂行できるものと判断しています。同氏と当社との人的関係、資本関係又は取引関係その他の利害関係はありません。

社外監査役である小早川久佳氏は、会計の専門家としての監査実務に関する豊富な経験と幅広い見識に基づく客観的な視点から、取締役会において適宜発言を行い、必要に応じて説明を求め、また監査役会において適宜質問と意見の表明を行うことにより、取締役の職務執行に対する適切な監査を実施しています。同氏と当社との人的関係、資本関係又は取引関係その他の利害関係はありません。

社外監査役である内田士郎氏は、SAPジャパン(株)の代表取締役会長を兼任しています。また、(株)日本トリムの社外取締役を兼任しています。同氏は、会計の専門家及び企業経営者としての豊

富な経験と幅広い見識に基づく客観的な視点から、取締役会において適宜発言を行い、必要に応じて説明を求め、また監査役会において適宜質問と意見の表明を行うことにより、取締役の職務執行に対する適切な監査を実施しています。同氏と当社との人的関係、資本関係又は取引関係その他の利害関係はありません。なお、同氏が代表取締役会長を務めるSAPジャパン(株)と当社グループとの間にはソフトウェア関連取引がありますが、その取引額はSAPジャパン(株)が属する企業グループ及び当社グループ双方において連結売上高の1%未満と僅少であります。

) 社外取締役及び社外監査役の独立性に関する基準

当社は、当社の「コーポレートガバナンス・ガイドライン」において、「社外役員の独立性判断基準」（後掲）を定めました。当社は、同基準に照らし、社外取締役及び社外監査役の全員が独立性を有すると判断しています。また、当社は、社外取締役・社外監査役の全員を当社が上場する(株)東京証券取引所に独立役員として届け出しています。

「社外役員の独立性判断基準」

当社における社外取締役及び社外監査役のうち、以下の要件のいずれにも該当しない場合には独立性を有するものと判断する。

1. 現在または過去における当社グループの業務執行者（ 1 ）
2. 現在または過去3事業年度において、以下の要件に該当する者
当社グループと主要な取引先の関係（ 2 ）にある者またはその業務執行者
当社グループの主要な借入先（ 3 ）またはその業務執行者
当社の大株主（ 4 ）またはその業務執行者
当社グループから役員報酬以外に多額の金銭その他の財産（ 5 ）を得ている法律専門家、会計専門家またはコンサルタント等（当該財産を得ている者が法人、組合等の団体である場合には、当該団体に所属する者をいう）
当社と社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者
当社グループから多額の寄付（ 6 ）を受ける者またはその業務執行者
3. 自己の配偶者または二親等以内の親族が上記1. または2. に該当する者（重要でない者は除く）、（なお、社外監査役を独立役員として選任する場合には、当社または子会社の業務執行者でない取締役の配偶者または二親等以内の親族を含む）
 - 1 会社法施行規則第2条第3項第6号に規定する業務執行者をいい、当社においては代表取締役、執行役員、使用人を含む
 - 2 主要な取引先との関係とは、直近の事業年度において、当社グループとの取引額が双方いずれかにおいて連結売上高の2%以上である場合をいう
 - 3 主要な借入先とは、直近の事業年度末において、当社連結貸借対照表の資産合計額の2%以上の長期借入れがある場合をいう
 - 4 大株主とは、直近の事業年度末における議決権保有比率が総議決権の10%以上を保有する者をいう
 - 5 多額の金銭その他の財産とは、過去3事業年度の平均で、個人の場合は年間1,000万円、団体の場合は当該団体の連結売上高の2%を超える場合をいう
 - 6 多額の寄付とは、過去3事業年度の平均で、年間1億円を超える場合をいう

以上

CSR経営の推進と内部統制システムの整備の状況

当社は、「わたしたちは、先進・独自の技術をもって、最高品質の商品やサービスを提供する事により、社会の文化・科学・技術・産業の発展、健康増進、環境保持に貢献し、人々の生活の質のさらなる向上に寄与します。」との企業理念の下、企業の社会的責任（CSR:Corporate Social Responsibility）を全うするため、コンプライアンスの浸透とリスク管理体制の確立に取り組んでおります。

)コンプライアンス

当社では、当社及び子会社から成る企業集団がその企業活動を行うにあたっての基本的なポリシーとして「富士フイルムグループ企業行動憲章」を制定し、この「企業行動憲章」に基づき「富士フイルムグループ行動規範」を定め、法令及び社会倫理に則った活動、行動の徹底を図っております。そして、当社グループの企業活動全般における法令遵守、倫理性の向上・維持を目的として、CSR委員会を設置し、さらに、コンプライアンスを推進する専任部門を設置し、当該部門を中心に、当社グループ全体におけるコンプライアンス意識の浸透と向上を図るとともに、富士フイルムグループ行動規範やコンプライアンスに関連した相談・連絡・通報を受ける窓口（以下「ヘルプライン」という）を当社グループ内外に設置し、当社及びその子会社は、違反行為の早期発見に努め、適切に対処しております。当社及びその子会社は、ヘルプラインを通じて相談などを行った者に対し、当該相談などを行ったことを理由として不利な取扱いを行いません。

また、当社グループにおいて社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的・非合法的勢力や団体との関係を排除し、これらの勢力や団体を利する行為をせず、稟議規程、文書管理規程、インサイダー取引防止に関する規程、個人情報等の管理規程、独禁法遵守規程、腐敗行為の防止に関する規程等必要な内部ルールを定め、これらのルールに従った業務の遂行を求めるとともに、事業活動に関わる法規制の遵守を徹底すべく各種ガイドライン・マニュアル等を制定し、定期的な教育を通じてコンプライアンス徹底を図っております。

)リスク管理体制

リスク管理については、当社グループ各社において適切なリスク管理体制を構築するとともに、重要なリスク案件については、CSR委員会において、グループ全体の観点から、基本方針の策定と適切な対応策の検討・推進を行います。また、情報管理、安全衛生、環境、防災等に関わる各種の事業関連リスクについては、当社及びその子会社におけるガイドライン、マニュアルの制定及びリスク管理責任者の設置等により、当社グループのリスク管理体制を構築しております。また、当社及びその子会社は、個別の業務遂行において発生するリスク案件について適切に判断・対処するとともに、重要なリスク関連情報は、定められた手続に従い、当社のCSR委員会事務局に報告されます。

)当社の子会社の業務の適正を確保するための体制

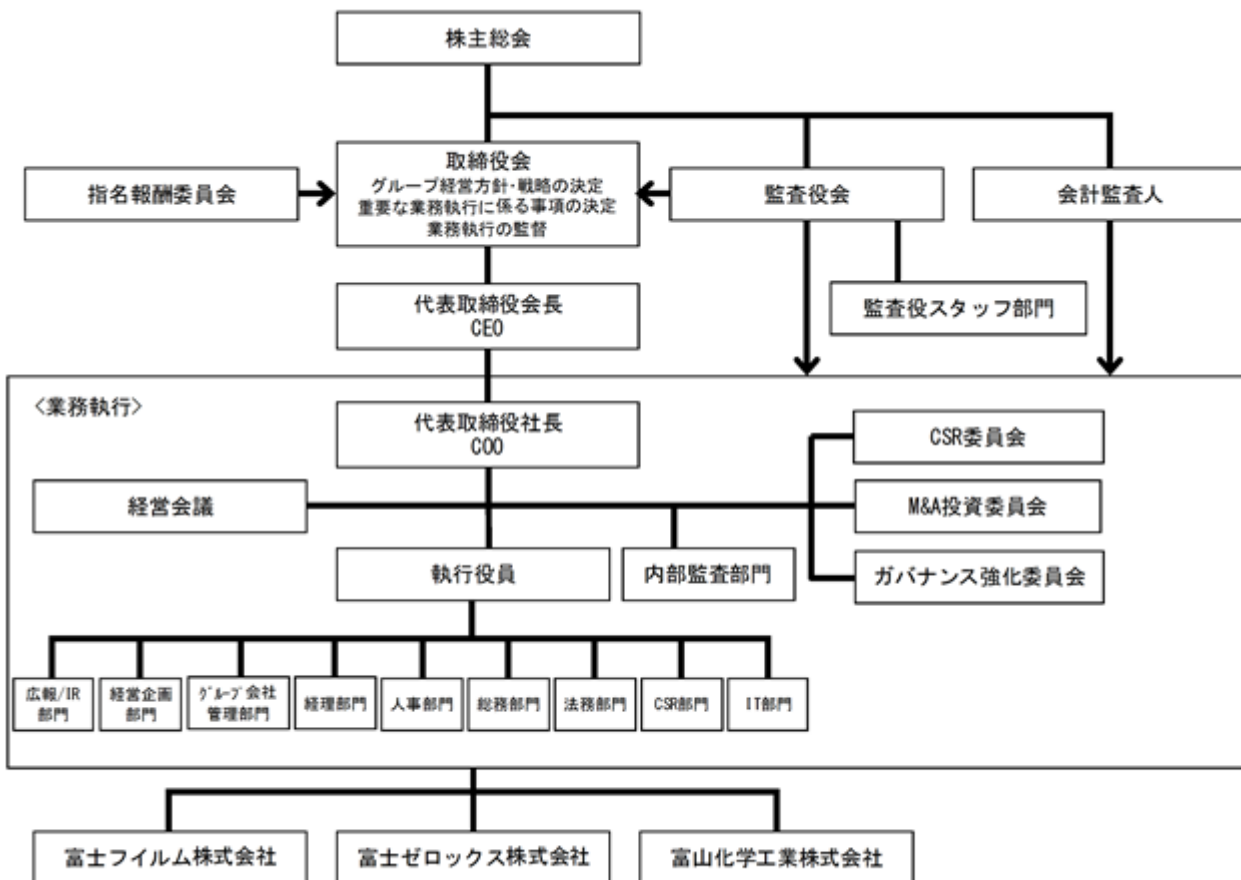
当社は、持株会社として、当社の子会社による業務遂行を株主の立場から監督するとともに、グループに共通する業務を統一的、効率的かつ適切に遂行し、当社グループの企業価値の最大化を図ってまいります。また、当社の監査役及び監査役スタッフが当社及びその子会社の監査を定期的実施することができるよう体制を整備し、業務の適正の確保を図っており、当社の子会社の重要な業務執行については、取締役会規程その他の関連規則において、当社の取締役会の承認又は経営会議の審議が必要となる事項及びその手続きを定め、当社の子会社にその遵守を求め、当社の子会社における業務遂行を管理しております。

さらに、当社の主要な子会社の取締役会の決議事項及び報告事項について定期的に報告を受け、また必要に応じてその他の事項について報告を求めることにより、当社グループにおける重要な業務遂行の状況を管理・監督しており、当社グループの業務のIT化を積極的に推進し、業務遂行の正確性と効率性を常に向上させるよう努めております。

)環境への取り組み

当社は、創立以来「環境配慮・環境保全」を経営の根幹として受け止め、積極的に環境課題への取り組みを行ってきました。地球環境を考え、行動することが企業の持続的発展にとって不可欠である時代において世界の富士フィルムグループ各社が、環境方針「富士フィルムグループグリーン・ポリシー」に基づき、製品の企画、開発から生産、物流、使用、さらにはリサイクル又は廃棄に至るライフサイクル全体にわたって環境負荷の低減に取り組んでおります。具体的には、温室効果ガスの排出削減、資源循環の促進、製品・化学物質の安全確保等があります。環境施策にかかる意思決定は、CSR委員会において、グループ全体の観点から、方針の策定と適切な対応策の検討・推進を行っております。

当社の経営監視、業務執行の体制及び内部統制の仕組みは次のとおりであります。



役員報酬等

) 当事業年度における役員区分ごとの報酬等の総額、報酬等の種類別の総額及び対象となる役員
の員数

区分	支給人員	基本報酬 (百万円)	賞与 (百万円)	金銭による 報酬等の合計 (百万円)
取締役(社外取締役を除く)	10名	284	95	379
監査役(社外監査役を除く)	3名	39	3	42
社外役員	7名	36	8	44
計	20名	364	106	471

- (注) 1 上記の金銭による報酬等のほか、2009年6月26日開催の第113回定時株主総会決議並びに2017年4月27日取締役会決議に基づき発行した、第10ノ1回新株予約権及び第10ノ2回新株予約権の当社取締役への割当個数が、それぞれ765個、103個あります。当該新株予約権は、金銭による報酬等と異なり、金銭による報酬としての決済額は確定しておらず、また価値の変動リスクを有しており、それぞれ異なる前提条件に従って第三者機関の価値算定により付与日での評価額を見積り、その評価額と付与個数に基づき当事業年度に期間対応する部分について損益計算書に費用を計上した金額は311百万円であり、金銭による報酬等の合計にこれを加えた金額の合計値は783百万円であります。当該新株予約権の権利行使期間は、第10ノ1回新株予約権は2017年6月2日から2047年6月1日まで、第10ノ2回新株予約権は2019年4月28日から2027年4月27日までとなっております。また、第10ノ1回新株予約権の新株予約権者は、権利行使期間内において、当社及び当社子会社の取締役、監査役、執行役員、フェロー及び使用人その他当社の取締役会において決定する職位のいずれの地位も喪失した日の翌日から暦日10日間に限り新株予約権を行使することができます。新株予約権の内容については、前記「1 株式等の状況(2) 新株予約権等の状況」に記載のとおりです。
- 2 取締役の報酬等支給人員には、当事業年度中に退任いたしました取締役4名が含まれております。
- 3 監査役の報酬等支給人員には、当事業年度中に退任いたしました監査役1名が含まれております。
- 4 社外役員の報酬等支給人員には、当事業年度中に退任いたしました社外取締役2名が含まれております。
- 5 取締役の報酬等の額の枠は、2018年6月28日開催の第122回定時株主総会において年額730百万円以内(うち社外取締役70百万円以内とする。なお、使用人兼務取締役の使用人分の給与及び賞与は含まない。)と決議されております。
- また、上記の報酬等の額の枠とは別枠で割り当てる新株予約権に関する取締役の報酬限度額は、2009年6月26日開催の第113回定時株主総会の決議により、次のとおり定められております。
- 第10ノ1回新株予約権に相当する内容の新株予約権に係る報酬限度額
事業年度毎に年額700百万円
- 第10ノ2回新株予約権に相当する内容の新株予約権に係る報酬限度額
事業年度毎に年額200百万円
- 6 監査役の報酬等の額の枠は、第111回定時株主総会において年額100百万円以内と決議されております。
- 7 上記のほか、使用人兼務取締役に對し、使用人職務の対価として使用人分給与14百万円(支給人員2名)、使用人分賞与9百万円(支給人員2名)を支払っております。
- 8 上記のほか、当事業年度において、受給資格者に対して役員退職年金を次のとおり支給しております。
- 退任取締役 2名 6百万円

退任監査役 2名 7百万円

)当連結会計年度における連結報酬等の総額が1億円以上である者の連結報酬等の総額等

氏名	役員区分	会社区分	基本報酬 (百万円)	賞与 (百万円)	金銭による 報酬等の合計 (百万円)
古森重隆	取締役	提出会社	99	41	141
	取締役	富士フイルム(株)	25	10	90
	取締役	富士ゼロックス(株)	40	9	
	取締役	富山化学工業(株)	3	-	
	合計				
助野健児	取締役	提出会社	88	29	117
	取締役	富士フイルム(株)	20	7	54
	取締役	富士ゼロックス(株)	9	1	
	取締役	富山化学工業(株)	11	4	
	合計				
玉井光一	取締役	提出会社	35	12	47
	取締役	富士フイルム(株)	15	5	71
	監査役	富士ゼロックス(株)	41	10	
	合計				
戸田雄三	取締役	提出会社	38	9	47
	取締役	富士フイルム(株)	15	4	21
	取締役	富山化学工業(株)	1	-	
	合計				

(注) 上記の金銭による報酬等のほか、2009年6月26日開催の第113回定時株主総会決議並びに2017年4月27日取締役会決議に基づき発行した、第10ノ1回新株予約権及び第10ノ2回新株予約権の当社取締役への割当個数が、古森重隆氏についてそれぞれ473個、60個、助野健児氏についてそれぞれ237個、30個、玉井光一氏についてそれぞれ96個、12個、戸田雄三氏についてそれぞれ96個、12個あります。当該新株予約権は、金銭による報酬等と異なり、金銭による報酬としての決済額は確定しておらず、また価値の変動リスクを有しており、それぞれ異なる前提条件に従って第三者機関の価値算定により付与日での評価額を見積り、その評価額と付与個数に基づき当事業年度に期間対応する部分について連結損益計算書に費用を計上した金額は、古森重隆、助野健児、玉井光一、戸田雄三の各氏についてそれぞれ192百万円、96百万円、39百万円、39百万円であり、金銭による報酬等の合計にこれを加えた金額の合計値はそれぞれ423百万円、268百万円、158百万円、107百万円であります。当該新株予約権の権利行使期間は、第10ノ1回新株予約権は2017年6月2日から2047年6月1日まで、第10ノ2回新株予約権は2019年4月28日から2027年4月27日までとなっております。また、第10ノ1回新株予約権の新株予約権者は、権利行使期間内において、当社及び当社子会社の取締役、監査役、執行役員、フェロー及び使用人その他当社の取締役会において決定する職位のいずれの地位も喪失した日の翌日から暦日10日間に限り新株予約権を行使することができます。新株予約権の内容については、前記「1 株式等の状況(2)新株予約権等の状況」に記載のとおりです。

)役員報酬等の額またはその算定方法の決定に関する方針の内容及び決定方法

取締役及び監査役の報酬等については、株主総会の決議により、それぞれその総額(上限)を決定しております。各取締役の報酬(賞与を含む)の金額は取締役会の決議により決定し、各監

査役報酬(賞与を含む)の金額は監査役協議により決定します。取締役及び監査役の基本報酬は、常勤、非常勤の別、職務の内容に応じた額を固定報酬として支給しています。取締役の賞与については、会社の業績及び担当業務における成果に応じて決定しております。

当社は、取締役(社外取締役を除く)に対する報酬支給にあたって新株予約権の付与制度を導入しています。これは、当社取締役が株価変動に関わる利害を株主の皆さまと共有し、企業価値向上への貢献意欲や士気を一層高めていくことを目的としています。新株予約権の付与制度は、経営者の企業価値向上のためのインセンティブであり、その割当個数は、各取締役の職位や責任・権限等を勘案し、規程を設け取締役会にて決定しております。

なお、第113回定時株主総会終結の時をもって取締役及び監査役に対する退職慰労金制度を廃止し、取締役及び監査役の報酬体系を見直しました。

ディスクロージャー

当社では、業務執行の透明性の維持・向上及び適時適切な会社情報の開示が重要であると認識しており、社内外のステークホルダーに向けて、経営方針の公表、四半期業績の詳細な開示、社会・環境に対する積極的な取り組み等のCSR活動に関する情報発信等、企業活動全般にわたるタイムリーかつ公平なディスクロージャーに努めております。

取締役の選任の決議要件

当社は、取締役の選任決議について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う旨、また、当該選任決議は累積投票によらないものとする旨をそれぞれ定款に定めております。

責任限定契約の内容の概要

当社と社外取締役及び監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任は、同法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度としております。

定款の定めにより取締役会決議とした株主総会決議事項

)自己の株式の取得

当社は、機動的な資本政策の遂行を可能とするために、会社法第165条第2項の規定に基づき、取締役会の決議によって市場取引等により自己の株式を取得することができるとしております。

)損害賠償責任免除

当社は、取締役及び監査役が期待される役割を十分に発揮できるように、会社法第426条第1項の規定に基づき、任務を怠ったことによる取締役及び監査役(取締役及び監査役であった者を含む)の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができるとしております。

)中間配当

当社は、株主への機動的な利益還元を行うために、会社法第454条第5項の規定に基づき、取締役会の決議によって毎年9月30日を基準日として中間配当を行うことができるとしております。

株主総会の特別決議要件

当社は、株主総会の円滑な運営のために、会社法第309条第2項に定める株主総会の特別決議要件について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う旨、定款に定めております。

株式の保有状況

当社については以下のとおりです。

)保有目的が純投資目的以外の目的である投資株式の銘柄数及び貸借対照表計上額の合計額

19銘柄 44,452百万円

)保有目的が純投資目的以外の目的である投資株式の保有区分、銘柄、株式数、貸借対照表計上額及び保有目的

(前事業年度)

特定投資株式

銘柄	株式数 (株)	貸借対照表計上額 (百万円)	保有目的
(株)ダイセル	17,271,340	23,160	事業関係及び取引関係の維持・強化
ダイキン工業(株)	467,800	5,232	事業関係及び取引関係の維持・強化

(当事業年度)

特定投資株式

銘柄	株式数 (株)	貸借対照表計上額 (百万円)	保有目的
(株)ダイセル	5,769,440	6,704	事業関係及び取引関係の維持・強化
ダイキン工業(株)	467,800	5,489	事業関係及び取引関係の維持・強化
(株)三井住友フィナンシャルグループ	1,135,384	5,061	金融取引関係の維持・強化
信越化学工業(株)	382,100	4,205	事業関係及び取引関係の維持・強化
三井住友トラスト・ホールディングス(株)	741,389	3,193	金融取引関係の維持・強化
小野薬品工業(株)	826,500	2,722	事業関係及び取引関係の維持・強化
M S & A D インシュアランス グループ ホールディングス(株)	732,762	2,458	金融取引関係の維持・強化
(株)三菱UFJフィナンシャル・グループ	3,143,560	2,191	金融取引関係の維持・強化
凸版印刷(株)	2,503,800	2,185	事業関係及び取引関係の維持・強化
松竹(株)	102,900	1,552	事業関係及び取引関係の維持・強化
大日本印刷(株)	617,530	1,357	事業関係及び取引関係の維持・強化
(株)東京放送ホールディングス	517,273	1,167	事業関係及び取引関係の維持・強化
トヨタ自動車(株)	157,300	1,073	事業関係及び取引関係の維持・強化
ウシオ電機(株)	713,700	1,019	事業関係及び取引関係の維持・強化
参天製薬(株)	575,200	986	事業関係及び取引関係の維持・強化
三井物産株式会社	522,000	951	事業関係及び取引関係の維持・強化
(株)商船三井	264,400	809	事業関係及び取引関係の維持・強化
(株)西武ホールディングス	414,100	766	事業関係及び取引関係の維持・強化
三菱製紙(株)	850,000	556	事業関係及び取引関係の維持・強化

当社及び連結子会社のうち、投資株式の貸借対照表計上額（投資株式計上額）が最も大きい会社（最大保有会社）である富士フィルム(株)については以下のとおりです。

)保有目的が純投資目的以外の目的である投資株式の銘柄数及び貸借対照表計上額の合計額

74銘柄 30,522百万円

)保有目的が純投資目的以外の目的である投資株式の保有区分、銘柄、株式数、貸借対照表計上額及び保有目的

(前事業年度)

特定投資株式

銘柄	株式数 (株)	貸借対照表計上額 (百万円)	保有目的
China Resources Pharmaceutical Group Limited	90,109,500	11,804	事業関係及び取引関係の維持・強化
(株)ヤクルト本社	1,283,000	7,928	事業関係及び取引関係の維持・強化
(株)オリエンタルランド	735,600	4,695	事業関係及び取引関係の維持・強化
(株)三井住友フィナンシャルグループ	1,135,384	4,592	金融取引関係の維持・強化
日東電工(株)	500,000	4,301	事業関係及び取引関係の維持・強化
信越化学工業(株)	382,100	3,684	事業関係及び取引関係の維持・強化
ローム(株)	446,200	3,301	事業関係及び取引関係の維持・強化
三井不動産(株)	1,318,000	3,128	事業関係及び取引関係の維持・強化
長瀬産業(株)	1,881,661	2,918	事業関係及び取引関係の維持・強化
三井住友トラスト・ホールディングス(株)	741,389	2,861	金融取引関係の維持・強化
凸版印刷(株)	2,503,800	2,841	事業関係及び取引関係の維持・強化
M S & A D インシュアランス グループ ホールディングス(株)	732,762	2,593	金融取引関係の維持・強化
(株)三菱UFJフィナンシャル・グループ	3,143,560	2,199	金融取引関係の維持・強化
(株)東京放送ホールディングス	1,034,273	2,056	事業関係及び取引関係の維持・強化
(株)S C R E E Nホールディングス	243,545	1,994	事業関係及び取引関係の維持・強化
小野薬品工業(株)	826,500	1,904	事業関係及び取引関係の維持・強化
(株)セブン銀行	5,000,000	1,820	金融取引関係の維持・強化
関西ペイント(株)	756,000	1,786	事業関係及び取引関係の維持・強化
大日本印刷(株)	1,235,061	1,482	事業関係及び取引関係の維持・強化
(株)スタジオアリス	645,000	1,476	事業関係及び取引関係の維持・強化
松竹(株)	1,029,000	1,349	事業関係及び取引関係の維持・強化
(株)キタムラ	1,700,000	1,261	事業関係及び取引関係の維持・強化
J X T Gホールディングス(株)	2,162,900	1,182	事業関係及び取引関係の維持・強化
栗田工業(株)	375,300	1,010	事業関係及び取引関係の維持・強化
ウシオ電機(株)	713,700	1,004	事業関係及び取引関係の維持・強化
N O K(株)	382,700	988	事業関係及び取引関係の維持・強化
トヨタ自動車(株)	157,300	950	事業関係及び取引関係の維持・強化
(株)プラザクリエイト	2,259,000	939	事業関係及び取引関係の維持・強化
参天製薬(株)	575,200	927	事業関係及び取引関係の維持・強化
(株)商船三井	2,644,000	925	事業関係及び取引関係の維持・強化
サカイク(株)	500,000	766	事業関係及び取引関係の維持・強化
(株)西武ホールディングス	414,100	760	事業関係及び取引関係の維持・強化
(株)九州フィナンシャルグループ	1,000,000	681	金融取引関係の維持・強化
(株)伊予銀行	883,745	661	金融取引関係の維持・強化
東レ(株)	666,600	657	事業関係及び取引関係の維持・強化
(株)岡村製作所	630,000	623	事業関係及び取引関係の維持・強化
三菱製紙(株)	850,000	622	事業関係及び取引関係の維持・強化
大日精化工業(株)	807,000	607	事業関係及び取引関係の維持・強化
東映(株)	602,039	572	事業関係及び取引関係の維持・強化

みなし保有株式

銘柄	株式数 (株)	貸借対照表計上額 (百万円)	保有目的
HOYA(株)	364,000	1,965	議決権行使を指図する権限を有しております
住友商事(株)	312,000	475	議決権行使を指図する権限を有しております

(注) 貸借対照表計上額の上位銘柄を選定する段階で、特定投資株式とみなし保有株式を合算していません。

(当事業年度)

特定投資株式

銘柄	株式数 (株)	貸借対照表計上額 (百万円)	保有目的
China Resources Pharmaceutical Group Limited	90,109,500	13,426	事業関係及び取引関係の維持・強化
(株)スタジオアリス	645,000	1,675	事業関係及び取引関係の維持・強化
(株)キタムラ	1,700,000	1,592	事業関係及び取引関係の維持・強化
Cynata Therapeutics Limited	8,088,403	905	事業関係及び取引関係の維持・強化
(株)プラザクリエイト本社	2,259,000	826	事業関係及び取引関係の維持・強化
大日精化工業(株)	161,400	708	事業関係及び取引関係の維持・強化
(株)伊予銀行	883,745	707	金融取引関係の維持・強化
東レ(株)	666,600	670	事業関係及び取引関係の維持・強化
(株)九州フィナンシャルグループ	1,000,000	526	金融取引関係の維持・強化
(株)セブン&アイ・ホールディングス	97,500	444	事業関係及び取引関係の維持・強化

みなし保有株式

銘柄	株式数 (株)	貸借対照表計上額 (百万円)	保有目的
HOYA(株)	364,000	1,947	議決権行使を指図する権限を有しております
住友商事(株)	312,000	568	議決権行使を指図する権限を有しております
(株)日立国際電気	153,000	479	議決権行使を指図する権限を有しております

(注) 貸借対照表計上額の上位銘柄を選定する段階で、特定投資株式とみなし保有株式を合算していません。

(2) 【監査報酬の内容等】

【監査公認会計士等に対する報酬の内容】

区分	前連結会計年度		当連結会計年度	
	監査証明業務 に基づく報酬 (百万円)	非監査業務 に基づく報酬 (百万円)	監査証明業務 に基づく報酬 (百万円)	非監査業務 に基づく報酬 (百万円)
提出会社	111	1	2,343	0
連結子会社	141	1	166	0
計	252	2	2,509	0

(注) 提出会社の当連結会計年度の監査証明業務に基づく報酬には、会社法及び金融商品取引法に基づく当社の過年度決算の訂正に係る、有限責任 あずさ監査法人の監査業務に対する報酬等200百万円並びに新日本有限責任監査法人の監査業務に対する報酬等2,024百万円が含まれています。

【その他重要な報酬の内容】

当社の連結子会社（主として海外子会社）は、当社の監査公認会計士等と同一のネットワークに属しているKPMGインターナショナルのメンバーファームに対する報酬として、監査証明業務に基づく報酬を前連結会計年度430百万円、当連結会計年度982百万円を支払っております。なお、当連結会計年度の監査証明業務に基づく報酬には、会社法及び金融商品取引法に基づく当社の過年度決算に係る監査業務に対する報酬377百万円が含まれています。非監査業務に基づく報酬は前連結会計年度及び当連結会計年度において重要性はありません。

【監査公認会計士等の提出会社に対する非監査業務の内容】

前連結会計年度において普通社債発行にかかるコンフォート・レターの作成業務及び各種アドバイザー業務についての対価を支払っております。また、当連結会計年度において各種アドバイザー業務についての対価を支払っております。

【監査報酬の決定方針】

当社は監査を監査法人に委嘱するにあたり、監査の方法とその内容の説明を求め、監査に要する時間とこれに基づく報酬額を協議し、監査役会の同意を得た上で、監査報酬を決定することとしております。

第5 【経理の状況】

1 連結財務諸表及び財務諸表の作成方法について

(1) 当社の連結財務諸表は、「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和51年大蔵省令第28号)附則(平成14年3月26日内閣府令第11号)第3項の規定により、米国において一般に公正妥当と認められている企業会計の基準による用語、様式及び作成方法に準拠して作成しております。

(2) 当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号。以下「財務諸表等規則」という。)に準拠して作成しております。

また、当社は、特例財務諸表提出会社に該当し、財務諸表等規則第127条の規定により財務諸表を作成しております。

2 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、連結会計年度(2017年4月1日から2018年3月31日まで)の連結財務諸表及び第122期事業年度(2017年4月1日から2018年3月31日まで)の財務諸表について、有限責任 あずさ監査法人による監査を受けております。

3 連結財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みについて

当社は、連結財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みを行っております。具体的には、会計基準等の内容を適切に把握し、会計基準等の変更等についての的確に対応することができる体制を整備するため、公益財団法人財務会計基準機構へ加入し、セミナーに参加しております。

1 【連結財務諸表等】

(1) 【連結財務諸表】

【連結貸借対照表】

		前連結会計年度 (2017年3月31日)		当連結会計年度 (2018年3月31日)	
区分	注記 番号	金額(百万円)		金額(百万円)	
資産の部					
流動資産					
1 現金及び現金同等物	注18	875,958		768,246	
2 有価証券	注3,18	6,044		35	
3 受取債権					
(1) 営業債権及びリース債権	注4,19	640,279		634,851	
(2) 関連会社等に対する債権	注6	19,708		15,010	
(3) 貸倒引当金	注4,19	24,207	635,780	30,811	619,050
4 棚卸資産	注5		339,242		361,321
5 繰延税金資産	注2,10		61,423		-
6 前払費用及びその他の流動資産	注16, 17,18		116,353		112,150
流動資産合計			2,034,800		1,860,802
投資及び長期債権					
1 関連会社等に対する投資及び貸付金	注6		28,962		33,269
2 投資有価証券	注3,18		134,032		87,180
3 長期リース債権及びその他の長期債権	注4,16 17,18,19		139,124		122,219
4 貸倒引当金	注4,19		2,579		3,512
投資及び長期債権合計			299,539		239,156
有形固定資産					
1 土地			90,772		99,108
2 建物及び構築物	注18		697,327		720,853
3 機械装置及びその他の有形固定資産	注18		1,619,959		1,644,568
4 建設仮勘定			31,259		28,863
			2,439,317		2,493,392
5 減価償却累計額			1,918,703		1,955,847
有形固定資産合計			520,614		537,545
その他の資産					
1 営業権	注7,20		499,833		591,568
2 その他の無形固定資産	注7, 18,20		76,448		127,137
3 繰延税金資産	注2,10		12,005		48,647
4 その他	注9		89,950		88,085
その他の資産合計			678,236		855,437
資産合計			3,533,189		3,492,940

		前連結会計年度 (2017年3月31日)		当連結会計年度 (2018年3月31日)	
区分	注記 番号	金額(百万円)		金額(百万円)	
負債の部					
流動負債					
1 社債及び短期借入金	注8,17		123,999		41,676
2 支払債務					
(1) 営業債務		234,217		224,012	
(2) 設備関係債務		19,913		21,169	
(3) 関連会社等に対する債務	注6	3,733	257,863	3,367	248,548
3 未払法人税等	注10		32,005		28,226
4 未払費用	注9,21		179,055		219,723
5 その他の流動負債	注2,10, 16,17,18		87,256		126,044
流動負債合計			680,178		664,217
固定負債					
1 社債及び長期借入金	注8,17		434,843		412,502
2 退職給付引当金	注9		39,444		45,193
3 繰延税金負債	注2,10		50,736		17,298
4 その他の固定負債	注6,10, 16,17,18		59,930		55,024
固定負債合計			584,953		530,017
負債合計			1,265,131		1,194,234
契約債務及び偶発債務					
純資産の部					
株主資本					
1 資本金					
普通株式					
発行可能株式総数		800,000,000株			
発行済株式総数		514,625,728株	40,363		40,363
2 資本剰余金			81,761		79,153
3 利益剰余金			2,275,626		2,383,793
4 その他の包括利益(損失)累積額	注9, 12,16		54,720		87,783
5 自己株式(取得原価)			299,471		336,392
前連結会計年度		76,869,546株			
当連結会計年度		84,396,402株			
株主資本合計			2,043,559		2,079,134
非支配持分	注20		224,499		219,572
純資産合計			2,268,058		2,298,706
負債・純資産合計			3,533,189		3,492,940

【連結損益計算書】

区分	注記 番号	前連結会計年度 (自 2016年4月1日 至 2017年3月31日)		当連結会計年度 (自 2017年4月1日 至 2018年3月31日)	
		金額(百万円)		金額(百万円)	
売上高					
1 売上高		1,992,022		2,103,200	
2 レンタル収入		330,141	2,322,163	330,165	2,433,365
売上原価					
1 売上原価	注21	1,249,237		1,319,866	
2 レンタル原価		142,282	1,391,519	143,488	1,463,354
売上総利益			930,644		970,011
営業費用					
1 販売費及び一般管理費	注15,21	598,131		673,001	
2 研究開発費	注21	160,232	758,363	166,331	839,332
営業利益			172,281		130,679
営業外収益及び費用()					
1 受取利息及び配当金		5,404		6,262	
2 支払利息		4,795		4,570	
3 為替差損益・純額	注12,16	1,280		6,936	
4 投資有価証券売却損益・純額	注3,12	22,513		51,222	
5 その他損益・純額	注12,16	652	22,494	21,150	67,128
税金等調整前当期純利益			194,775		197,807
法人税等	注10				
1 法人税・住民税及び事業税		47,056		65,565	
2 法人税等調整額		2,934	44,122	11,130	54,435
持分法による投資損益			3,463		872
当期純利益			147,190		144,244
控除：非支配持分帰属損益			15,684		3,550
当社株主帰属当期純利益			131,506		140,694
基本的1株当たり当社株主帰属当期純利益(円)	注14		296.27		322.62
希薄化後1株当たり 当社株主帰属当期純利益(円)	注14		295.22		321.55
1株当たり現金配当(円)			70.00		75.00

【連結包括利益計算書】

		前連結会計年度 (自 2016年4月1日 至 2017年3月31日)	当連結会計年度 (自 2017年4月1日 至 2018年3月31日)
区分	注記 番号	金額(百万円)	金額(百万円)
当期純利益		147,190	144,244
その他の包括利益(損失) - 税効果調整後	注12		
1 有価証券未実現損益変動額		8,199	23,723
2 為替換算調整額		28,241	8,031
3 年金負債調整額		11,935	3,526
4 デリバティブ未実現損益変動額		559	569
その他の包括利益(損失)合計		23,946	34,711
当期包括利益		123,244	109,533
控除：非支配持分帰属当期包括損益		15,678	1,902
当社株主帰属当期包括利益		107,566	107,631

【連結資本勘定計算書】

区分	注記 番号	資本金 (百万円)	資本 剰余金 (百万円)	利益 剰余金 (百万円)	その他の 包括利益 (損失) 累積額 (百万円)	自己株式 (百万円)	株主資本 合計 (百万円)	非支配 持分 (百万円)	純資産 合計 (百万円)
2016年4月1日 現在残高		40,363	80,507	2,174,965	30,780	250,229	2,014,826	217,171	2,231,997
包括利益(損失)									
1 当期純利益				131,506			131,506	15,684	147,190
2 有価証券未実 現損益変動額	注12				8,171		8,171	28	8,199
3 為替換算 調整額	注12				25,598		25,598	2,643	28,241
4 年金負債 調整額	注12				9,261		9,261	2,674	11,935
5 デリバティブ 未実現損益 変動額	注12, 16				568		568	9	559
包括利益							107,566	15,678	123,244
自己株式取得						50,022	50,022		50,022
自己株式売却			146			780	634		634
当社株主への 配当金				30,845			30,845		30,845
非支配持分への 配当金								6,371	6,371
新株予約権			534				534		534
非支配持分との 資本取引及び その他			866				866	1,979	1,113
2017年3月31日 現在残高		40,363	81,761	2,275,626	54,720	299,471	2,043,559	224,499	2,268,058
包括利益(損失)									
1 当期純利益				140,694			140,694	3,550	144,244
2 有価証券未実 現損益変動額	注12				23,717		23,717	6	23,723
3 為替換算 調整額	注12				7,843		7,843	188	8,031
4 年金負債 調整額	注12				2,038		2,038	1,488	3,526
5 デリバティブ 未実現損益 変動額	注12, 16				535		535	34	569
包括利益							107,631	1,902	109,533
自己株式取得						50,024	50,024		50,024
自己株式売却			212			1,780	1,992		1,992
当社株主への 配当金				32,527			32,527		32,527
非支配持分への 配当金								6,521	6,521
新株予約権			330				330		330
非支配持分との 資本取引及び その他			2,490			11,323	8,833	308	8,525
2018年3月31日 現在残高		40,363	79,153	2,383,793	87,783	336,392	2,079,134	219,572	2,298,706

【連結キャッシュ・フロー計算書】

区分	注記 番号	前連結会計年度 (自 2016年4月1日 至 2017年3月31日)		当連結会計年度 (自 2017年4月1日 至 2018年3月31日)	
		金額(百万円)		金額(百万円)	
営業活動によるキャッシュ・フロー					
1 当期純利益			147,190		144,244
2 営業活動により増加した 純キャッシュへの調整					
(1) 減価償却費		117,635		127,642	
(2) 段階取得に係る再評価益	注20	-		20,838	
(3) 投資有価証券売却損益		22,513		51,222	
(4) 法人税等調整額		2,934		11,130	
(5) 持分法による投資損益 (受取配当金控除後)		4,546		1,142	
(6) 資産及び負債の増減					
受取債権の減少		3,444		41,342	
棚卸資産の増加()・減少		4,891		7,518	
営業債務の増加・減少()		5,692		19,999	
未払法人税等及びその他負債の 増加・減少()		5,997		68,551	
(7) その他		36,665	141,429	11,062	116,908
営業活動によるキャッシュ・フロー			288,619		261,152
投資活動によるキャッシュ・フロー					
1 有形固定資産の購入			74,647		63,043
2 ソフトウェアの購入			22,318		18,541
3 有価証券・投資有価証券の 売却・満期償還			63,801		73,270
4 有価証券・投資有価証券の購入			20,055		5,063
5 定期預金の増加()・減少(純額)			38,589		40,691
6 関係会社投融資及びその他貸付金の増加			5,527		3,052
7 事業の買収 (買収資産に含まれる現金及び現金同等物控除後)	注20		1,334		127,269
8 その他			17,770		8,779
投資活動によるキャッシュ・フロー			116,439		111,786
財務活動によるキャッシュ・フロー					
1 長期債務による調達額			226,495		2,100
2 長期債務の返済額			6,777		165,416
3 短期債務の減少(純額)			26,233		7,171
4 親会社による配当金支払額			30,165		31,714
5 非支配持分への配当金支払額			6,371		6,521
6 自己株式の取得(純額)			50,021		50,023
7 その他			4,362		216
財務活動によるキャッシュ・フロー			111,290		258,961
為替変動による現金及び 現金同等物への影響			8,409		1,883
現金及び現金同等物純増加・純減少()			275,061		107,712
現金及び現金同等物期首残高			600,897		875,958
現金及び現金同等物期末残高			875,958		768,246

補足情報

支払額			
利息(百万円)		5,156	5,844
法人税等(百万円)		29,741	62,052

連結財務諸表に対する注記

1 経営活動の概況

当社は、イメージング、ヘルスケア&マテリアルズ及びドキュメントの分野において、事業展開を行っております。イメージングソリューションでは、カラーフィルム、デジタルカメラ、写真プリント用カラーペーパー・サービス・機器、インスタントフォトシステム、光学デバイス等の開発、製造、販売、サービスを行っております。ヘルスケア&マテリアルズソリューションでは、メディカルシステム機材、化粧品・サプリメント、医薬品、バイオ医薬品製造開発受託、再生医療製品、化成品、グラフィックシステム機材、インクジェット機材、ディスプレイ材料、記録メディア、電子材料等の開発、製造、販売、サービスを行っております。ドキュメントソリューションでは、デジタル複合機、パブリッシングシステム、ドキュメントマネジメントソフトウェア及び関連ソリューション・サービス等の開発、製造、販売、サービスを行っております。当社は世界各国で営業活動を行っており、海外売上高は約59%を占め、北米、欧州及びアジアが主要市場であります。主な生産拠点は日本、米国、中国、オランダ及びベトナムに所在しております。なお、当連結会計年度より、報告セグメントの名称を変更しており、従来の「インフォメーションソリューション」を「ヘルスケア&マテリアルズソリューション」に変更しております。当該変更は名称変更のみであり、セグメント情報に与える影響はありません。

2 重要な連結会計方針の概要

この連結財務諸表は、米国で一般に公正妥当と認められている企業会計の基準(米国財務会計基準審議会による会計基準編纂書 (Accounting Standards Codification[™];以下、「基準書」と記述します。))に基づいて作成されております。

当社は1970年のユーロドル建て転換社債発行に係る約定により、以後、米国で一般に公正妥当と認められている企業会計の基準による連結財務諸表(米国式連結財務諸表)を作成し、開示しております。また、当社は米国預託証券を1971年以来、NASDAQにアン・スポンサードとして上場してまいりましたが、2009年7月31日をもって、上場を廃止致しました。なお、当社は今後も米国式連結財務諸表の作成、開示を継続致します。

我が国における会計処理の原則及び手続並びに表示方法と当社が採用している米国で一般に公正妥当と認められている会計処理の原則及び手続並びに表示方法との主要な相違の内容は次のとおりであります。

- (イ)基準書715に基づき、年金数理計算による退職給付費用を計上しております。年金数理計算上の純損益は、コリドーアプローチ(回廊方式)により従業員の平均残存勤務期間にわたって償却しております。
- (ロ)基準書350に基づき、営業権及び耐用年数を確定できないその他の無形固定資産は償却せず、毎年減損の有無を検討しており、必要に応じて減損処理を行っております。

主要な会計方針は次のとおりであります。

(1) 連結の方針及び関連会社に対する持分法の適用

この連結財務諸表は、当社及び当社が直接的又は間接的に支配している子会社の財務諸表を含んでおり、連結会社間の重要な取引及び勘定残高はすべて消去しております。

当社が、直接又は間接にその議決権の20%から50%を保有し、重要な影響を及ぼし得る関連会社に対する投資額は持分法により評価しております。当期純利益には、未実現利益消去後のこれら関連会社の当期純損益のうち、当社持分が含まれております。

(2) 見積の使用

米国で一般に公正妥当と認められている企業会計の基準に基づいて連結財務諸表を作成するために、当社の経営陣は必要に応じて仮定と見積を行って財務諸表や注記に記載された金額を算出しております。

それらの仮定と見積は、受取債権、棚卸資産、有価証券及び投資有価証券、及び繰延税金資産の評価、減損を含む有形固定資産及び無形固定資産の評価、耐用年数及び償却方法、不確実な税務ポジション、年金数理計算による従業員年金債務の見積に係る仮定、並びに環境問題、訴訟、当局による調査等から生じる偶発債務等といった重要性のある項目を含んでおります。実際の結果がこれらの見積と異なることもあり得ます。

(3) 外貨換算

当社の海外子会社は、原則として現地通貨を機能通貨として使用しており、これら外貨建財務諸表の円貨への換算は、資産及び負債は貸借対照表日の為替相場により、また収益及び費用は期中平均為替相場により行われており、換算により生じた換算差額は為替換算調整額として純資産の部の独立項目である「その他の包括利益(損失)累積額」に含めて表示しております。

外貨建金銭債権債務は貸借対照表日の為替相場により換算しており、換算によって生じた換算差額は損益に計上しております。

(4) 現金同等物

当社は随時に現金化が可能な取得日より3ヶ月以内に満期の到来するすべての流動性の高い投資を現金同等物として処理しております。

取得日より3ヶ月以内に満期の到来する一部の負債証券は、連結貸借対照表及び連結キャッシュ・フロー計算書の「現金及び現金同等物」に含めております。これらの前連結会計年度末及び当連結会計年度末における公正価値はそれぞれ529,590百万円及び334,290百万円であります。

(5) 有価証券及び投資有価証券

当社は有価証券及び投資有価証券を売却可能有価証券に分類し、公正価値で評価を行い、関連税効果調整後の未実現損益を純資産の部の「その他の包括利益(損失)累積額」に含めて表示しております。当社は、有価証券の価値の下落が一時的でないかと判断される場合は、持分証券に係る減損損失を損益に計上し、負債証券に係る減損損失のうち負債証券の信用リスクから生じる価格の下落部分については損益に計上し、それ以外の要因に基づく部分については「その他の包括利益(損失)累積額」に含めて表示しております。価値の下落が一時的でないかどうかの判断に関し、持分証券については、公正価値が帳簿価額を下回っている期間と程度、被投資会社の財政状態と近い将来の見通し及び将来における公正価値の回復まで投資を継続する当社の意図と能力を考慮し、負債証券については投資の将来における売却意図又は必要性及び帳簿価額の回収可能性を考慮しております。有価証券の原価は移動平均法によって評価されております。売却可能有価証券に係る配当金は連結損益計算書の「受取利息及び配当金」に含まれております。

(6) 貸倒引当金

営業債権、リース債権及びその他の債権に対する貸倒引当金は、過去の貸倒実績、延滞状況及び問題が生じている取引先の財政状態に基づき決定しております。裁判所による決定等によって、回収不能であることが明らかになった場合は、その時点で帳簿価額を直接減額しております。

(7) 棚卸資産

棚卸資産については、原則として移動平均法による低価法により評価しております。また、当社は定期的に陳腐化、滞留、又は過剰在庫の有無を検討し、該当する場合には正味実現可能価額まで評価減しております。

(8) 有形固定資産及び減価償却

有形固定資産は取得価額により計上しております。有形固定資産の減価償却費は、主として定額法で計算しております。

見積耐用年数は建物及び構築物が概ね15年から50年、機械装置及びその他の有形固定資産が概ね2年から15年であります。

機械装置及びその他の有形固定資産には、オペレーティング・リースにより顧客に賃貸している機械が含まれており、その取得原価及び減価償却累計額は前連結会計年度末においては、それぞれ40,482百万円及び27,570百万円であり、当連結会計年度末においては、それぞれ40,879百万円及び30,093百万円であります。

前連結会計年度及び当連結会計年度の有形固定資産の売却利益額(純額)は、それぞれ6,272百万円及び5,695百万円であります。

(9) 営業権及びその他の無形固定資産

営業権は、買収時の買収価額が取得純資産の公正価値を超過する分であり、その他の無形固定資産は主に技術関連の無形固定資産及び顧客関連の無形固定資産から構成されております。

基準書350の適用により、営業権及び耐用年数を確定できないその他の無形固定資産は償却せず、毎年1月1日時点で当該資産の減損の有無を検討しております。営業権の減損テストは、当社の報告単位毎に見積将来キャッシュ・フローの現在価値に基づく公正価値に基づいて行われており、使用される割引率は、報告単位のWACC(加重平均資本コスト)に基づいて算出しております。また、客観的事実や状況の変化により当該資産の公正価値が帳簿価額を下回る可能性がある場合には、その都度減損の有無を検討しております。

なお、耐用年数を確定できない無形固定資産以外の無形固定資産は、その存続期間にわたり定額法により償却しております。

(10) ソフトウェア

当社は、基準書350-40に基づき、内部利用目的のソフトウェアについては、開発又は取得に関連して発生した一定の原価を資産計上しております。これらの原価は主に第三者に対する支払及びソフトウェア開発に係る従業員に対する給与であります。内部利用目的のソフトウェア開発について、アプリケーション開発段階以降発生した原価を資産計上しております。また、当社は、基準書985に基づき、開発又は取得した販売用ソフトウェアについて、技術的実現可能性が確立した後で発生した原価を資産計上しております。資産計上されたソフトウェア開発費用は3年から5年の見積耐用年数にわたって定額法により償却しております。資産計上されたソフトウェア(販売用ソフトウェアを含む)の取得原価及び償却累計額は、前連結会計年度末においては、それぞれ158,590百万円及び96,763百万円であり、当連結会計年度末においては、それぞれ158,790百万円及び101,314百万円であります。このうち、資産計上された販売用ソフトウェアの取得原価及び償却累計額は、前連結会計年度末においては、それぞれ35,990百万円及び24,237百万円であり、当連結会計年度末においては、それぞれ32,793百万円及び22,095百万円であります。当該資産計上されたソフトウェアは、連結貸借対照表の「その他の資産」の「その他」に含めております。

(11) 長期性資産の減損に関する会計処理

当社は、営業権及び耐用年数を確定できないその他の無形固定資産を除く、保有及び使用予定の長期性資産について、客観的事実や状況の変化により当該資産の帳簿価額の回収可能性に疑いのある場合には、減損の有無を検討しております。減損の兆候があると判断されるときは、その資産に関連する見積割引前将来キャッシュ・フローとその資産の帳簿価額を比較し、帳簿価額の減額が必要かどうかを検討しております。この結果、帳簿価額が割引前将来キャッシュ・フローを超過すると判断される場合は、当該資産の帳簿価額を見積公正価値へ減額処理しております。公正価値を決定するにあたり、当社は市場取引価格又はその他の評価方法を使用しております。市場取引価格を利用できない場合には、主に資産の使用や最終的な処分から生じる見積将来キャッシュ・フローに基づく割引現在価値法、ロイヤルティ免除法又は超過収益法を使用しております。

売却予定の長期性資産については、帳簿価額と公正価値から売却に要する費用を差し引いた額のいずれか低い額で計上しております。

(12) 収益認識基準

当社は、収益が実現し、又は実現可能でありかつ稼得したときに収益を認識しております。当社は、契約書等の説得力のある証拠が存在していること、顧客に対して製品・商品又はサービスが提供されていること、その価格が確定している、又は確定可能であること、対価の回収が合理的に保証されていることのすべてが満たされたときに収益が実現、もしくは実現可能でありかつ稼得したと考えております。一般的に、これらの条件は、所有権及び危険負担が当社から顧客に移転した時点で満たされます。

当社は、コンシューマー製品及び医療・印刷等の業務用製品については、所有権及び危険負担が当社から顧客に移転する時期に応じて、製品が顧客に引き渡された時点、又は出荷された時点で収益を認識しております。医療・印刷機器及びオフィス事務機器等、顧客の受入が必要となる特定の機器については、機器が設置され、顧客の受入が得られた時点で収益を認識しております。サービスについては、主として顧客に販売した機器のメンテナンスから生じており、サービスが提供された時点で収益を認識しております。大部分の複写機のメンテナンスについては、顧客から基本料金及び機器の使用に応じた従量料金を收受しており、サービスが提供され、従量料金が発生した時点で収益を認識しております。販売型リースは、主として複写機及びオフィスプリンターから生じており、当社は、リースの開始時点で収益を認識しております。販売型リースにかかる受取利息相当額については、利息法によりリース残高の残投資額を基準として期間按分し、連結損益計算書の「売上高」に含めております。オペレーティング・リースからのレンタル収入はそれぞれのリース期間にわたって認識しております。

当社は、製品、機器及びサービスが組み合わせられた取引については、基準書605-25に規定されている別個の会計単位の要件を満たす場合、収益を各々の販売価格の比率により按分しております。当該要件を満たさない場合には、未提供の部分が提供されるまで収益を繰り延べております。

当社は、基準書605-50に基づき、製品価格の下落を補填するために支給される販売奨励金や販売量に応じた割戻、一部の現金歩引等を売上高から控除しております。これらは顧客からの請求又は契約上合意した比率等により算出した額に基づいて計上しております。

(13) 製品保証

当社は一部の製品について、顧客に対して製品保証を提供しており、その製品保証期間は一般的に顧客の購入日より1年間であります。製品保証に関する見積費用は、関連する収益が認識された時点で計上しております。製品保証債務の見積金額は、過去の実績に基づいて算出しております。

(14) 輸送費及び取扱手数料

輸送費及び取扱手数料は連結損益計算書の「販売費及び一般管理費」に含めております。前連結会計年度及び当連結会計年度の輸送費及び取扱手数料はそれぞれ52,955百万円及び57,905百万円です。

(15) 広告宣伝費

広告宣伝費は発生時に費用計上され、連結損益計算書の「販売費及び一般管理費」に含めております。前連結会計年度及び当連結会計年度の広告宣伝費はそれぞれ18,642百万円及び21,601百万円です。

(16) 法人税等

法人税等は基準書740に基づき資産負債法により算出されております。

当社は資産及び負債の財務会計上の金額と税務上の金額の差異に基づいて繰延税金資産及び負債を認識しており、その算出にあたっては差異が解消される年度に適用される税率及び税法を適用しております。繰延税金資産のうち回収されない可能性が高い部分については、評価性引当金を計上しております。

当社は、同基準書に基づき、税務当局による調査において50%超の可能性をもって税務ベネフィットが認められる場合にその影響額を認識しております。税務ポジションに関連するベネフィットは、税務当局との解決により、50%超の可能性で実現が期待される最大金額で測定されます。

(17) 消費税等

消費税等の会計処理は税抜方式によっております。

(18) デリバティブ

当社は、外国為替予約契約、通貨スワップ契約、通貨金利スワップ契約及び金利スワップ契約等のすべてのデリバティブをその保有目的又は意図にかかわらず、公正価値により資産又は負債として計上しております。一般的に公正価値ヘッジとして会計処理されているデリバティブの公正価値の変動額は、ヘッジされているリスクに関連するヘッジ対象の公正価値の変動額とともに損益に計上しております。キャッシュ・フローヘッジとして会計処理されているデリバティブの公正価値の変動額のうち、ヘッジが有効である部分は税効果調整後の金額で連結貸借対照表の「その他の包括利益(損失)累積額」に計上し、ヘッジの非有効部分及びヘッジの有効性の評価から除外された部分は損益に計上しております。ヘッジ指定をしていない、又はヘッジとしての要件を満たしていないデリバティブの公正価値の変動額については、ただちに当期の損益として計上しております。

(19) 1株当たり当社株主帰属当期純利益

基本的1株当たり当社株主帰属当期純利益は各年度の加重平均発行済株式数に基づいて計算しております。希薄化後1株当たり当社株主帰属当期純利益は、ストックオプションが行使された場合に発行される追加株式の希薄化効果を含んでおります。

(20) 株式を基礎とした報酬

当社は、基準書718に基づき、株式を基礎とした報酬費用を当該報酬の付与日における公正価値に基づき測定し、認識しております。

(21) 後発事象

基準書855に基づき当連結会計年度末後の後発事象は、連結財務諸表が提出可能となった日である2018年6月29日までの期間において評価しております。

(22) 組替再表示

前連結会計年度の連結財務諸表及び注記を当連結会計年度の表示にあわせて組替再表示しております。

(23) 2017年度において適用となった会計基準

2015年11月に、米国財務会計基準審議会は、会計基準アップデート2015-17「繰延税金の貸借対照表における分類」を発行しました。会計基準アップデート2015-17は、全ての繰延税金資産・負債を貸借対照表で固定に区分することを規定しております。当社は、この基準を第1四半期より将来に向かって適用し、過年度の期間については遡及修正していません。

(24) 今後適用となる新会計基準

2014年5月に、米国財務会計基準審議会は、会計基準アップデート2014-09「顧客との契約から生じる収益」を発行しました。会計基準アップデート2014-09が規定する基準書606は、基準書605を置き換えるものであります。会計基準アップデート2014-09は、一部の例外を除くすべての顧客との契約から生じる収益を認識するため、5つのステップから構成される収益認識モデルを規定しております。また、会計基準アップデート2014-09は、主に顧客との契約、収益認識に関する重要な判断やその変更についての定性的及び定量的な開示を要求しております。会計基準アップデート2014-09は、2016年12月15日より後に始まる連結会計年度(期中会計期間を含む)から適用される予定でしたが、米国財務会計基準審議会は、会計基準アップデート2015-14「顧客との契約から生じる収益：適用日の延期」を2015年8月に発行し、その適用を1年延期しました。早期適用は2016年12月15日より後に始まる連結会計年度(期中会計期間を含む)からの適用のみ認められております。当社においては2018年4月1日より始まる連結会計年度から適用になります。会計基準アップデート2014-09は適用時に開示される全ての会計期間に遡及的に適用する方法と適用初年度の期首に累積的影響額を調整する方法のいずれかをを用いることを要求しております。さらに、米国財務会計基準審議会は、会計基準アップデート2014-09に関する規定を明確にするために、2016年3月に会計基準アップデート2016-08「顧客との契約から生じる収益：本人か代理人かの検討」を、2016年4月に会計基準アップデート2016-10「顧客との契約から生じる収益：履行義務の識別及びライ

センス」を、2016年5月に会計基準アップデート2016-12「顧客との契約から生じる収益：限定的な改善及び実務上の便法」を、2016年12月に会計基準アップデート2016-20「顧客との契約から生じる収益：技術的修正及び改善」を発行しました。これらの会計基準アップデートは会計基準アップデート2014-09と同時に適用されます。当社は、会計基準アップデート2014-09を適用初年度の期首に累積的影響額を調整する方法により適用します。会計基準アップデート2014-09の適用が当社の経営成績及び財政状態に与える重要な影響はありません。

2016年1月に、米国財務会計基準審議会は、会計基準アップデート2016-01「金融商品 - 全体：金融資産と金融負債の認識及び測定」を発行しました。会計基準アップデート2016-01は、持分法投資及び連結された投資を除き、持分証券投資を公正価値により測定し、その変動を純損益に認識することを求めています。また公正価値オプションが選択された金融負債の固有の信用リスクに起因する公正価値の変動について、その他の包括利益として表示することを求めるとともに、金融商品の開示に関するいくつかの規定を修正しております。さらに、会計基準アップデート2016-01は売却可能有価証券に関する繰延税金資産に対する評価性引当金の要否の判断に関する規定を明らかにしております。会計基準アップデート2016-01は、2017年12月15日より後に始まる連結会計年度（期中会計期間を含む）から適用され、早期適用は一定の内容について認められております。当社においては2018年4月1日より始まる連結会計年度から適用になります。会計基準アップデート2016-01の適用により、当社はその他包括利益累計額として認識していた持分証券投資に係る税効果調整後の未実現利益18,976百万円を、期首の利益剰余金への累積影響額として調整します。

2016年2月に、米国財務会計基準審議会は、会計基準アップデート2016-02「リース」を発行しました。会計基準アップデート2016-02が規定する基準書842は、基準書840を置き換えるものであります。会計基準アップデート2016-02は、リースの借手に対してリース負債と使用権資産を貸借対照表上に認識することを規定しております。また、会計基準アップデート2016-02は、リースについての定性的及び定量的な開示を要求しております。会計基準アップデート2016-02は、2018年12月15日より後に始まる連結会計年度（期中会計期間を含む）から適用され、早期適用は認められております。当社においては2019年4月1日から始まる連結会計年度から適用になります。会計基準アップデート2016-02は修正遡及アプローチを使用し適用初年度の期首にリースの認識と測定を行うことを要求しております。会計基準アップデート2016-02が当社の経営成績及び財政状態に与える影響並びに適用方法について現在検討しております。

2016年6月に、米国財務会計基準審議会は、会計基準アップデート2016-13「金融商品 - 信用損失：金融商品の信用損失の測定」を発行しました。会計基準アップデート2016-13は、金融資産について、現行の発生損失モデルではなく予想信用損失モデルに基づいて損失を認識することを要求しております。予想信用損失モデルでは、回収が予想されない契約キャッシュ・フローの見積を引当金として認識することになります。会計基準アップデート2016-13は、2019年12月15日より後に始まる連結会計年度（期中会計期間を含む）から適用され、早期適用が認められております。当社においては2020年4月1日から始まる連結会計年度から適用になります。会計基準アップデート2016-13が当社の経営成績及び財政状態に与える影響並びに適用方法について現在検討しております。

2016年10月に、米国財務会計基準審議会は、会計基準アップデート2016-16「法人所得税 - 棚卸資産以外の資産のグループ内の移転」を発行しました。会計基準アップデート2016-16は、棚卸資産以外の資産のグループ内の移転が発生した時点で税効果を認識することを要求しております。現行の会計基準では、棚卸資産以外の資産に係る税効果は、当該資産が第三者に譲渡されるまで認識されません。会計基準アップデート2016-16は、2017年12月15日より後に始まる連結会計年度（期中会計期間を含む）から適用され、早期適用が認められております。会計基準アップデート2016-16は、その累積的影響額を適用初年度の期首の利益剰余金で調整する方法により適用することを要求しております。当社においては2018年4月1日から始まる連結会計年度から適用になります。会計基準アップデート2016-16の適用が当社の経営成績及び財政状態に与える重要な影響はありません。

3 負債証券及び持分証券投資

売却可能有価証券に関して、前連結会計年度末及び当連結会計年度末の主な有価証券の種類別の取得原価、未実現利益、未実現損失及び見積公正価値は次のとおりであります。なお、取得日より3ヶ月以内に満期となる一部の負債証券は、連結貸借対照表の「現金及び現金同等物」に含まれており、これらの前連結会計年度末及び当連結会計年度末における未実現利益額及び未実現損失額に重要性はありません。

	前連結会計年度末				当連結会計年度末			
	取得原価 (百万円)	未実現 利益 (百万円)	未実現 損失 (百万円)	見積公正 価値 (百万円)	取得原価 (百万円)	未実現 利益 (百万円)	未実現 損失 (百万円)	見積公正 価値 (百万円)
有価証券								
社債	6,000	1	1	6,000	-	-	-	-
合計	6,000	1	1	6,000	-	-	-	-
	前連結会計年度末				当連結会計年度末			
	取得原価 (百万円)	未実現 利益 (百万円)	未実現 損失 (百万円)	見積公正 価値 (百万円)	取得原価 (百万円)	未実現 利益 (百万円)	未実現 損失 (百万円)	見積公正 価値 (百万円)
投資有価証券								
株式	59,658	67,942	924	126,676	43,337	34,765	1,160	76,942
投資信託	306	-	44	262	390	-	41	349
合計	59,964	67,942	968	126,938	43,727	34,765	1,201	77,291

前連結会計年度における売却可能有価証券の売却収入額は34,903百万円、売却利益額は22,483百万円、売却損失額はありません。当連結会計年度における売却可能有価証券の売却収入額は66,491百万円、売却利益額は49,189百万円、売却損失額はありません。

前連結会計年度及び当連結会計年度における売却可能有価証券の一時的でない減損損失額に重要性はありません。

前連結会計年度末及び当連結会計年度末における売却可能有価証券のうち、未実現損失の状態が継続しているものの見積公正価値及び未実現損失は次のとおりであります。

	前連結会計年度末					
	12ヶ月未満		12ヶ月以上		合計	
	見積公正価値 (百万円)	未実現損失 (百万円)	見積公正価値 (百万円)	未実現損失 (百万円)	見積公正価値 (百万円)	未実現損失 (百万円)
社債	3,000	1	-	-	3,000	1
株式	1,339	68	3,583	856	4,922	924
投資信託	262	44	-	-	262	44
合計	4,601	113	3,583	856	8,184	969
	当連結会計年度末					
	12ヶ月未満		12ヶ月以上		合計	
	見積公正価値 (百万円)	未実現損失 (百万円)	見積公正価値 (百万円)	未実現損失 (百万円)	見積公正価値 (百万円)	未実現損失 (百万円)
株式	2,465	107	3,059	1,053	5,524	1,160
投資信託	-	-	349	41	349	41
合計	2,465	107	3,408	1,094	5,873	1,201

2018年3月31日現在、公正価値が原価に対して下落している売却可能有価証券のうち、主なものは日本国内の市場性のある株式であり、その銘柄数は14であります。未実現損失が発生している主要な銘柄について、投資先の財政状態や将来見込みに基づき、下落率及び下落期間を勘案した結果、当連結会計年度は、株式の公正価値の下落が一時的ではないと判断するには尚早であること、また当社及び連結子会社は当該株式を近い将来売却する予定はなく、公正価値が将来回復するのに十分な合理的期間にわたり株式の保有を継続する意図と能力を有していることから、当社はこれらの未実現損失を含む投資につき、一時的でない価値の下落にあたらぬものと判断しました。

前連結会計年度末及び当連結会計年度末において原価法により評価された市場性のない有価証券の取得原価は、それぞれ7,138百万円及び9,924百万円であります。前連結会計年度末及び当連結会計年度末において、上記投資額のうち減損の評価を行っていない有価証券の取得原価は、それぞれ4,961百万円及び9,482百万円であります。減損の評価を行わなかったのは、投資の公正価値に著しく不利な影響を及ぼす事象や状況の変化が見られなかったためであります。

4 リース債権

リース債権は、主に当社の事務用機器の販売型リースに関わるものであります。リース債権のうち1年以内に期限が到来するもの及び1年超のものは、それぞれ受取債権の「営業債権及びリース債権」及び「長期リース債権及びその他の長期債権」に含まれております。これらのリース債権は通常1年から7年の期限となっております。前連結会計年度末及び当連結会計年度末のリース債権の内訳は次のとおりであります。

	前連結会計年度末 (百万円)	当連結会計年度末 (百万円)
リース債権総額	208,513	177,406
未実現利益	21,884	18,248
貸倒引当金	6,635	9,949
リース債権純額	179,994	149,209

当連結会計年度末における販売型リースにおいて将来受け取るであろう最低リース料支払額は次のとおりであります。

	(百万円)
2018年度	76,430
2019年度	43,994
2020年度	31,557
2021年度	18,274
2022年度	6,148
2023年度以降	1,003
最低リース料支払総額	177,406

5 棚卸資産

前連結会計年度末及び当連結会計年度末における棚卸資産の内訳は次のとおりであります。

	前連結会計年度末 (百万円)	当連結会計年度末 (百万円)
製品・商品	202,538	217,676
半製品・仕掛品	50,088	53,298
原材料・貯蔵品	86,616	90,347
合計	339,242	361,321

6 関連会社に対する投資

前連結会計年度末及び当連結会計年度末における持分法適用の関連会社に対する投資はそれぞれ27,081百万円及び30,727百万円であります。連結貸借対照表の計上額と関連会社の純資産に対する当社グループの持分との差額には、債務超過会社の影響を除いて重要性がありません。これらの関連会社は主にイメージングソリューション、ヘルスケア&マテリアルズソリューション及びドキュメントソリューション事業の業務を行っております。

当社の持分法適用の関連会社について合算した要約財政状態及び経営成績は次のとおりであります。なお、個々に重要性のある関連会社はありません。

	前連結会計年度末 (百万円)	当連結会計年度末 (百万円)
流動資産	121,904	136,862
固定資産	41,901	43,293
資産合計	163,805	180,155
流動負債	69,482	77,568
固定負債	72,719	80,935
純資産合計	21,604	21,652
負債及び純資産合計	163,805	180,155
	前連結会計年度 (百万円)	当連結会計年度 (百万円)
売上高	227,343	219,226
当期純利益(損失)	10,206	4,404

前連結会計年度及び当連結会計年度の当社と関連会社との取引高は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (百万円)	当連結会計年度 (百万円)
売上	67,197	51,789
仕入	10,703	10,508
受取配当金	1,083	2,014

7 営業権及びその他の無形固定資産

前連結会計年度及び当連結会計年度のオペレーティングセグメント毎の営業権の増減は次のとおりであります。

	ヘルスケア&マテリアルズ ソリューション (百万円)	ドキュメント ソリューション (百万円)	合計 (百万円)
2016年3月31日現在残高	279,869	227,001	506,870
取得額	791	-	791
その他	5,365	2,463	7,828
2017年3月31日現在残高	275,295	224,538	499,833
取得額	97,822	-	97,822
その他	5,079	1,008	6,087
2018年3月31日現在残高	368,038	223,530	591,568

その他には、為替換算調整額等が含まれます。

前連結会計年度及び当連結会計年度において、イメージングソリューションに営業権は計上しておりません。

償却対象であるその他の無形固定資産の内訳は次のとおりであります。

	前連結会計年度末		
	取得原価 (百万円)	償却累計額 (百万円)	帳簿価額 (百万円)
技術関連	71,601	29,279	42,322
顧客関連	29,486	12,821	16,665
その他	14,360	3,176	11,184
合計	115,447	45,276	70,171

	当連結会計年度末		
	取得原価 (百万円)	償却累計額 (百万円)	帳簿価額 (百万円)
技術関連	84,858	34,454	50,404
顧客関連	74,518	16,906	57,612
その他	16,330	3,272	13,058
合計	175,706	54,632	121,074

前連結会計年度において、当社は主としてヘルスケア&マテリアルズソリューションの技術関連及び顧客関連の償却対象であるその他の無形固定資産について、見積将来キャッシュ・フローの低下等により回収可能性がないと判断されたため、3,243百万円の減損損失を認識しました。減損損失は連結損益計算書の販売費及び一般管理費に含まれております。

その他の無形固定資産の償却費は、前連結会計年度及び当連結会計年度において、それぞれ9,045百万円及び11,619百万円であります。

償却対象でないその他の無形固定資産は、前連結会計年度末及び当連結会計年度末において、ともに重要性はありません。

償却対象であるその他の無形固定資産の今後5年間における見積償却費は、次のとおりであります。

	(百万円)
2018年度	11,501
2019年度	11,046
2020年度	10,795
2021年度	10,232
2022年度	9,905

8 短期の社債及び借入金・長期の社債及び借入金

前連結会計年度末及び当連結会計年度末における短期の社債及び借入金の内訳は次のとおりであります。

	前連結会計年度末 (百万円)	当連結会計年度末 (百万円)
銀行借入金	10,038	13,113
コマーシャル・ペーパー	10,000	-
1年以内返済の社債及び長期借入金	103,961	28,563
合計	123,999	41,676

前連結会計年度末及び当連結会計年度末における銀行借入金及びコマーシャル・ペーパーの加重平均利率は、それぞれ0.91%及び1.51%であります。短期借入金は無担保であります。

前連結会計年度末及び当連結会計年度末における長期の社債及び借入金の内訳は次のとおりであります。

	前連結会計年度末 (百万円)	当連結会計年度末 (百万円)
銀行及び保険会社等からの無担保借入金		
前連結会計年度：返済期限 2017年度～2033年度 年利率 0.591%～6.000%	211,166	209,283
当連結会計年度：返済期限 2018年度～2034年度 年利率 0.591%～6.000%		
無担保社債(円建)		
返済期限 2017年度 年利率0.328%	40,000	-
返済期限 2017年度 年利率0.330%	60,000	-
返済期限 2019年度 年利率0.515%	30,000	30,000
返済期限 2019年度 年利率0.005%	100,000	100,000
返済期限 2021年度 年利率0.080%	30,000	30,000
返済期限 2022年度 年利率0.882%	40,000	40,000
返済期限 2023年度 年利率0.180%	10,000	10,000
返済期限 2026年度 年利率0.250%	10,000	10,000
その他	7,638	11,782
	538,804	441,065
控除：1年以内に返済期限が到来する金額	103,961	28,563
差引計	434,843	412,502

長期の社債及び借入金の今後5年間における年度別返済予定額は次のとおりであります。

	(百万円)
2018年度	28,563
2019年度	163,189
2020年度	48,242
2021年度	31,277
2022年度	70,851

特定の銀行借入金については一般的な約定として、銀行の要求により現在及び将来の借入に対する担保の差入又は保証人の設定を行うこと、また、銀行は返済期日の到来した借入金又は約定不履行となった場合は全ての借入金と銀行預金を相殺する権利を有することを約しております。銀行以外の一部の貸主との長期約定においても、その要求により、担保を追加することを約しております。

9 退職給付制度

当社の国内子会社の従業員の大部分は、退職にあたり会社への貢献度をより反映したポイント制を基礎に算出される退職一時金又は年金の受給資格を有します。

当社の一部の子会社は、確定給付企業年金制度を有しており、関連する年金資産は信託銀行や保険会社により管理されております。確定給付年金については、将来の支給額に見合う資金を確保できるように年金数理計算に基づいて算定された拠出金を積み立てております。また、当社の一部の子会社は確定拠出型退職給付制度を有しております。この制度では従業員の年間給与の一定割合に相当する金額を毎年積み立てております。

前連結会計年度において、当社の一部の子会社で、退職給付制度の清算が発生しております。この清算に伴い588百万円(利益)を退職給付費用に含めて処理しております。また、この退職給付制度の清算に伴い、退職給付債務が4,496百万円減少しております。

当連結会計年度において、当社の一部の子会社で、退職給付制度の清算が発生しております。この清算に伴い223百万円(損失)を退職給付費用に含めて処理しております。また、この退職給付制度の清算に伴い、退職給付債務が875百万円減少しております。

前連結会計年度及び当連結会計年度の確定拠出型退職給付制度に関する退職給付費用計上額はそれぞれ10,264百万円及び12,068百万円であります。

退職給付費用の内訳

確定給付型退職給付制度の前連結会計年度及び当連結会計年度における退職給付費用の内訳は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (百万円)	当連結会計年度 (百万円)
退職給付費用の内訳：		
勤務費用	22,289	23,360
利息費用	7,944	8,677
期待運用収益	21,484	22,941
数理計算上の差異の償却額	10,795	8,867
過去勤務債務の償却額	2,586	2,176
制度清算による損益	588	223
退職給付費用	16,370	16,010

前連結会計年度及び当連結会計年度における、その他の包括利益(損失)累積額における、年金資産と予想給付債務のその他の変化は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (百万円)	当連結会計年度 (百万円)
年金数理上の損失(利益)の当期発生額	7,488	16,085
数理計算上の差異の償却額	10,795	8,867
制度改訂による過去勤務債務の発生額	2,081	571
過去勤務債務の償却額	2,586	2,176
制度清算による損益	893	223
合計	18,671	8,600

その他の包括利益(損失)累積額に含まれている金額のうち、2018年度における数理計算上の差異及び過去勤務債務の償却予定額はそれぞれ次のとおりであります。

	(百万円)
数理計算上の差異の償却予定額	9,418
過去勤務債務の償却予定額	1,831

退職給付制度の財務状況

確定給付型退職給付制度の前連結会計年度及び当連結会計年度における予測給付債務及び年金資産の公正価値の期首残高と期末残高との調整と積立状況は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (百万円)	当連結会計年度 (百万円)
予測給付債務の変動：		
予測給付債務期首残高	840,738	830,162
勤務費用	22,289	23,360
利息費用	7,944	8,677
従業員拠出	448	290
退職給付制度改訂	2,081	571
数理計算上の差異	8,168	16,157
企業買収による増加	-	11,413
給付額	28,956	31,223
制度清算による減少	4,496	875
為替換算による変動額	13,892	7,660
予測給付債務期末残高	830,162	865,050
年金資産の変動：		
年金資産の公正価値期首残高	788,843	802,358
実際運用収益	37,140	23,042
企業買収による増加	-	10,213
事業主拠出	20,952	22,773
従業員拠出	448	290
給付額	27,086	28,340
制度清算による減少	3,015	875
為替換算による変動額	14,924	6,967
年金資産の公正価値期末残高	802,358	836,428
積立状況	27,804	28,622

確定給付型退職給付制度の前連結会計年度末及び当連結会計年度末における連結貸借対照表上の認識額は次のとおりであります。

	前連結会計年度末 (百万円)	当連結会計年度末 (百万円)
その他資産	12,770	17,506
未払費用	1,130	935
退職給付引当金	39,444	45,193
純認識額	27,804	28,622

確定給付型退職給付制度の前連結会計年度末及び当連結会計年度末におけるその他の包括利益(損失)累積額の認識額は次のとおりであります。

	前連結会計年度末 (百万円)	当連結会計年度末 (百万円)
数理計算上の差異	199,307	206,130
過去勤務債務	13,565	11,788
合計	185,742	194,342

前連結会計年度末及び当連結会計年度末の確定給付型退職給付制度の累積給付債務は、それぞれ823,402百万円及び858,004百万円であります。

前連結会計年度末及び当連結会計年度末において、予測給付債務が年金資産を超過する年金制度の予測給付債務及び年金資産の公正価値、また、累積給付債務が年金資産を超過する年金制度の累積給付債務、年金資産の公正価値は次のとおりであります。

	前連結会計年度末 (百万円)	当連結会計年度末 (百万円)
予測給付債務が年金資産を上回る制度：		
予測給付債務	764,337	785,546
年金資産の公正価値	725,169	741,204
累積給付債務が年金資産を上回る制度：		
累積給付債務	752,620	773,900
年金資産の公正価値	718,110	734,351

基礎率

前連結会計年度末及び当連結会計年度末における、退職給付債務の計算のために用いられた基礎率(加重平均)は次のとおりであります。なお、前連結会計年度末及び当連結会計年度末における昇給率については、大部分の退職給付制度で、従業員の給与を基礎としていない制度が採用されており、退職給付債務の計算に与える重要な影響はないため、記載を省略しております。

	前連結会計年度末	当連結会計年度末
割引率	0.99%	0.81%

前連結会計年度及び当連結会計年度における、退職給付費用の計算のために用いられた基礎率(加重平均)は次のとおりであります。なお、前連結会計年度及び当連結会計年度における昇給率については、大部分の退職給付制度で、従業員の給与を基礎としていない制度が採用されており、退職給付費用の計算に与える重要な影響はないため、記載を省略しております。

	前連結会計年度	当連結会計年度
割引率	0.98%	0.99%
年金資産の長期期待収益率	2.68%	2.79%

年金資産の長期期待収益率は、資産カテゴリー別の長期期待運用収益、及びポートフォリオ別の過去の運用実績に基づいて算定しております。

年金資産

当社の年金資産運用については、従業員に対する年金給付や一時金給付の支払いを将来にわたり確実に行うため、許容されるリスクの下で、必要とされる総合収益を長期的に確保することを目指しております。

当社の投資方針の基本は、分散投資による効率的なリターンの追求及びリスクの低減にあります。中長期的な観点で最適な資産の組み合わせである基本資産配分を策定し、定期的に検証を行っております。また、策定時の諸条件が変化すると認められる時は、必要に応じて基本資産配分の見直しを行うこととしております。実際の運用においては、短期的な市場環境をも勘案し、予め定められた許容レンジの範囲内で、運用を行っております。

年金資産の目標資産配分割合は、持分証券が19%(国内株式が6%、外国株式が13%)、負債証券が38%(国内債券が22%、外国債券が16%)、生命保険会社が扱う団体年金の一般勘定(以下、「生保一般勘定」と記述します。)が24%、ヘッジファンド及び不動産等のオルタナティブ投資が19%であります。

持分証券は、主に証券取引所に上場されている株式であり、投資対象企業の経営内容、成長性等について十分調査分析を行った上で銘柄を選択するとともに、業種等についても適切な分散化を図っております。負債証券は、主に国債、公債、社債であり、格付け、利率、償還日等の発行条件、発行者等について十分調査分析を行った上で銘柄を選択するとともに、残存期間、発行者等についても適切な分散化を図っております。合同運用信託は、持分証券及び負債証券と同様な投資方針で行っております。生保一般勘定は、一定の予定利率と元本が保証されており、発行者の格付け等について十分調査分析を行った上で銘柄を選択するとともに、適切な分散化を図っております。外国銘柄への投資は、投資対象市場の政治・経済の安定性、決済システム及び税制等の市場特性を十分調査した上で、投資対象国及び通貨を選定し、分散化を図っております。オルタナティブ投資は、主にヘッジファンド及び不動産であり、伝統的資産への投資リスクに対するヘッジ機能、市場動向に左右されにくい収益源泉の導入等を目的としており、伝統的資産とは異なるリスク及びリターンの特性について十分調査分析を行った上で銘柄を選択するとともに、投資手法及び運用機関についても適切な分散化を図っております。

前連結会計年度末及び当連結会計年度末における年金資産の公正価値の階層は次のとおりであります。なお、公正価値の測定手法に用いられるインプットの優先順位を設定する公正価値の階層については、注記18「公正価値の測定」に記述しております。

	前連結会計年度末				
	レベル1 (百万円)	レベル2 (百万円)	レベル3 (百万円)	NAV(1) (百万円)	合計 (百万円)
現金及び現金同等物並びに 短期貸付金(2)	11,358	7,909	-	-	19,267
持分証券					
国内株式	7,689	-	-	-	7,689
外国株式	13,964	155	-	-	14,119
合同運用信託(3)	-	2,644	-	144,545	147,189
負債証券					
国債(4)	19,023	4,723	-	-	23,746
社債(5)	-	17,466	-	-	17,466
合同運用信託(6)	-	5,416	-	239,316	244,732
生保一般勘定	-	182,800	-	-	182,800
オルタナティブ投資					
株式ファンド(7)	-	-	2,239	1,875	4,114
債券ファンド(8)	-	3,778	6,314	48	10,140
その他ファンド(9)	-	7,319	2,341	100,451	110,111
不動産(10)	-	25	342	20,618	20,985
年金資産合計	52,034	232,235	11,236	506,853	802,358

当連結会計年度末

	レベル1 (百万円)	レベル2 (百万円)	レベル3 (百万円)	NAV(1) (百万円)	合計 (百万円)
現金及び現金同等物並びに 短期貸付金(2)	6,960	4,071	-	-	11,031
持分証券					
国内株式	8,041	382	-	-	8,423
外国株式	15,307	3,873	-	-	19,180
合同運用信託(3)	-	1,668	-	148,939	150,607
負債証券					
国債(4)	5,483	10,912	-	-	16,395
社債(5)	-	13,873	-	-	13,873
合同運用信託(6)	-	5,751	-	270,300	276,051
生保一般勘定	-	192,121	-	-	192,121
オルタナティブ投資					
株式ファンド(7)	-	-	-	2,984	2,984
債券ファンド(8)	4,015	246	157	6,028	10,446
その他ファンド(9)	4,057	3,534	4,130	102,151	113,872
不動産(10)	-	24	418	21,003	21,445
年金資産合計	43,863	236,455	4,705	551,405	836,428

- (1) 実務上の便法を用いて1株当たり純資産価値(NAV)で公正価値を測定する資産は、公正価値の階層に分類しておりません。
- (2) 短期貸付金は、合同運用信託の貸付金口にて保有している銀行勘定貸、譲渡性預金及びコールローンを含んでおり、レベル2に分類しております。
- (3) 前連結会計年度末及び当連結会計年度末において持分証券の合同運用信託は、それぞれ26%及び30%を国内株式、74%及び70%を外国株式に投資しております。
- (4) 前連結会計年度末及び当連結会計年度末において国債は、それぞれ40%及び75%を日本国債、60%及び25%を外国国債に投資しております。
- (5) 前連結会計年度末において社債は、22%を国内社債、78%を外国社債に投資しております。当連結会計年度末において社債は、37%を国内社債、63%を外国社債に投資しております。
- (6) 前連結会計年度末及び当連結会計年度末において負債証券の合同運用信託は、それぞれ33%及び26%を日本国債、政府機関債及び地方債、39%及び50%を外国国債、15%及び10%を国内社債、13%及び14%を外国社債に投資しております。
- (7) 株式ファンドは、主に国内株式を投資対象としたファンドであります。
- (8) 債券ファンドは、主に外国国債及び通貨を投資対象としたファンドであります。
- (9) その他ファンドに含まれる資産は、主にレベル2に分類された、上場先物等に投資しているマネージド・フューチャーズ及びレベル3に分類された、様々な商品及び手法のヘッジファンドを組み合わせることで分散投資を図っているファンド・オブ・ヘッジファンズであります。
- (10) 不動産は、主に、安定的な賃料収入及び売却収入によるキャピタルゲインの獲得を目的とした国内の不動産ファンドであります。

レベル1に含まれる資産は、主に現金及び現金同等物、国債、上場株式であり、活発な市場における同一資産の調整不要な相場価格により評価しております。レベル2に含まれる資産は、主に政府機関債、地方債、社債、持分証券及び負債証券の合同運用信託、生保一般勘定、一部のオルタナティブ投資であります。政府機関債、地方債及び社債は、活発でない市場における直接的又は間接的に観察可能なインプットを用いて評価しております。合同運用信託及び一部のオルタナティブ投資は、金融機関又は第三者から入手した観察可能な市場データによって裏付けられたインプットを用いて評価しております。生保一般勘定は、転換価格で評価しております。レベル3に含まれる資産は、主にヘッジファンド、不動産等のオルタナティブ投資であり、評価手法に対する重要な観察不能なインプットを用いて評価しております。

前連結会計年度及び当連結会計年度におけるレベル3に分類された資産の増減は次のとおりであります。

	前連結会計年度					
	期首残高 (百万円)	期末保有資産の 実際運用収益 (百万円)	期中売却資産 の売却損益 (百万円)	購入/売却 (百万円)	為替換算 による変動額 (百万円)	期末残高 (百万円)
オルタナティブ投資						
株式ファンド	-	-	-	2,517	278	2,239
債券ファンド	-	-	-	7,111	797	6,314
その他ファンド	2,485	257	-	411	298	2,341
不動産	305	39	-	-	2	342
合計	2,790	218	-	10,039	1,375	11,236

	当連結会計年度					
	期首残高 (百万円)	期末保有資産の 実際運用収益 (百万円)	期中売却資産 の売却損益 (百万円)	購入/売却 (百万円)	為替換算 による変動額 (百万円)	期末残高 (百万円)
オルタナティブ投資						
株式ファンド	2,239	-	-	2,239	-	-
債券ファンド	6,314	16	-	6,182	9	157
その他ファンド	2,341	65	-	1,578	146	4,130
不動産	342	104	-	-	28	418
合計	11,236	185	-	6,843	127	4,705

拠出予想額

2018年度における確定給付型退職給付制度への拠出予想額は、18,890百万円であります。

予測将来給付額

予測将来給付額は、次のとおりであります。

	(百万円)
2018年度	30,960
2019年度	32,255
2020年度	33,651
2021年度	34,513
2022年度	34,887
2023年度～2027年度	189,105

10 法人税等

当社及び国内子会社に適用される法人税等は、法人税、住民税及び事業税を含んでおり、前連結会計年度及び当連結会計年度における法定税率は30.8%であります。

2017年12月22日に、米国の税制を改正する法律が成立しました。この改正による主な影響として、米国子会社に適用される連邦法人税率が、現行の35.0%から2018年1月1日以降は21.0%に減少することとなりました。この税率変更による繰延税金資産及び負債の調整額は1,990百万円(利益)であり、当連結会計年度の連結損益計算書の「法人税等調整額」に含めております。

前連結会計年度及び当連結会計年度における法定税率と実効税率の調整は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (%)	当連結会計年度 (%)
法定税率	30.8	30.8
税率増加・減少()要因		
税務上損金に算入されない費用	1.1	2.0
海外税率差異	0.1	2.6
未分配利益の繰延税金負債	1.0	2.8
研究開発減税	4.1	4.1
評価性引当金増減	7.4	3.6
未認識税務ベネフィットに係る調整	0.1	1.3
米国の税制改正による影響	-	1.0
国内子会社との実効税率差異	0.5	0.9
外国子会社配当源泉税	0.3	7.8
その他	0.3	1.4
実効税率	22.7	27.5

前連結会計年度及び当連結会計年度における納税地域ごとの税金等調整前当期純利益の金額は、次のとおりであります。

	前連結会計年度 (百万円)	当連結会計年度 (百万円)
税金等調整前当期純利益		
国内	124,157	151,257
海外	70,618	46,550
合計	194,775	197,807

前連結会計年度及び当連結会計年度における法人税等の内訳は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (百万円)	当連結会計年度 (百万円)
法人税・住民税及び事業税		
国内	33,328	38,092
海外	13,728	27,473
法人税・住民税及び事業税合計	47,056	65,565
法人税等調整額		
国内	3,211	6,616
海外	277	4,514
法人税等調整額合計	2,934	11,130
合計	44,122	54,435

前連結会計年度末及び当連結会計年度末における繰延税金資産及び負債の主な内訳は次のとおりであります。

	前連結会計年度末 (百万円)	当連結会計年度末 (百万円)
繰延税金資産		
棚卸資産	16,764	12,579
減価償却費	20,712	26,544
未払費用	34,786	47,092
退職給付引当金	19,330	21,736
未払事業税	2,738	2,215
税務上の繰越欠損金	25,000	31,191
投資有価証券評価損	3,816	2,202
貸倒引当金	11,869	6,630
その他	36,659	28,271
	171,674	178,460
控除：評価性引当金	40,603	28,559
繰延税金資産合計	131,071	149,901
繰延税金負債		
減価償却費	2,760	3,526
リース	13,157	16,352
未分配利益の税効果	25,204	17,899
売却可能有価証券の未実現利益	17,431	9,625
営業権	11,140	11,490
退職給付引当金	7,720	7,700
その他の無形固定資産	23,263	35,264
その他	7,897	16,696
	108,572	118,552
繰延税金負債合計	108,572	118,552
繰延税金資産純額	22,499	31,349

評価性引当金は、主として税務上の繰越欠損金を有する子会社の繰延税金資産に対するものであり、前連結会計年度においては5,508百万円、当連結会計年度においては12,044百万円それぞれ減少しております。

前連結会計年度末及び当連結会計年度末における連結貸借対照表に計上されている繰延税金資産及び負債は次のとおりであります。

	前連結会計年度末 (百万円)	当連結会計年度末 (百万円)
繰延税金資産(流動資産)	61,423	-
繰延税金資産(その他の資産)	12,005	48,647
その他の流動負債	193	-
繰延税金負債(固定負債)	50,736	17,298
繰延税金資産純額	22,499	31,349

当連結会計年度末における税務上の繰越欠損金は114,007百万円であり、うち71,245百万円は繰越期限がなく、28,839百万円は2026年度までに繰越期限が到来し、残りの部分については、最長では2036年度までに繰越期限が到来します。これらの繰越欠損金は子会社で将来発生する課税所得と相殺できるものであります。

当社は、国内子会社で発生した未分配利益については、日本の税法により国内子会社からの配当金が無税であるため、繰延税金負債を計上しておりません。

当社は税務当局による調査において50%超の可能性をもって税務ベネフィットが認められる場合にその影響額を認識しております。

前連結会計年度及び当連結会計年度における未認識税務ベネフィットの期首残高と期末残高との調整は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (百万円)	当連結会計年度 (百万円)
期首残高	4,064	3,704
当期の税務ポジションに関連する増加	69	29
過年度の税務ポジションに関連する増加	-	77
過年度の税務ポジションに関連する減少	429	302
解決による減少	-	1,277
期末残高	3,704	2,231

前連結会計年度末及び当連結会計年度末における未認識税務ベネフィットのうち、認識された場合に実効税率を減少させる金額は、それぞれ3,704百万円及び2,231百万円であります。

当社は、未認識税務ベネフィットの見積及びその前提について妥当であると考えておりますが、税務調査等の最終結果に関する不確実性は、将来の実効税率に影響を与える可能性があります。当連結会計年度末において、当社が認識している項目に基づく限り、今後12ヶ月以内に重要な未認識税務ベネフィットの増減が生じることは予想しておりません。

前連結会計年度末及び当連結会計年度末における、連結貸借対照表の未払利息及び課徴金、及び連結損益計算書の法人税等に含まれる利息及び課徴金の金額には重要性がありません。

当社は日本国内の主要な会社においては、2014年度以前の事業年度について税務当局による通常の税務調査が終了しております。現時点においては、近い将来に当社が移転価格税制に関する税務調査を受ける明確な兆候はありませんが、2011年度以降の事業年度について税務当局は移転価格税制に関する税務調査を実施する権限があります。

また、海外地域の主要な会社においては、2011年度以前の事業年度について税務調査が終了しております。

11 純資産の部

日本の会社法では、剰余金の配当に十分の一を乗じた額を資本準備金又は利益準備金として積み立てることとされています。但し、資本準備金と利益準備金との合計額が資本金の四分の一相当額を超える場合には、その超過分については、株主総会の決議により処分可能となっております。

会社法上の剰余金は日本の会計基準に従って作成された会社の個別財務諸表に基づいております。当連結会計年度末における会社法上の分配可能額は、1,242,652百万円となっております。

当連結会計年度に対応する剰余金の配当額は、2018年6月28日開催の第122回定時株主総会において承認を受けた剰余金の配当額を含めて連結財務諸表に反映しております。

12 その他の包括利益(損失)

前連結会計年度及び当連結会計年度における「その他の包括利益(損失)累積額」の変動は次のとおりであります。

	前連結会計年度				
	有価証券未実現損益 (百万円)	為替換算調整額 (百万円)	年金負債調整額 (百万円)	デリバティブ 未実現損益 (百万円)	合計 (百万円)
期首残高	50,864	29,655	109,747	1,552	30,780
当期変動額	7,206	25,598	5,532	206	12,654
当期損益への組替額	15,377	-	3,729	362	11,286
純変動額	8,171	25,598	9,261	568	23,940
期末残高	42,693	4,057	100,486	984	54,720
	当連結会計年度				
	有価証券未実現損益 (百万円)	為替換算調整額 (百万円)	年金負債調整額 (百万円)	デリバティブ 未実現損益 (百万円)	合計 (百万円)
期首残高	42,693	4,057	100,486	984	54,720
当期変動額	10,064	7,767	5,567	354	3,624
当期損益への組替額	33,781	76	3,529	889	29,439
純変動額	23,717	7,843	2,038	535	33,063
期末残高	18,976	3,786	102,524	449	87,783

前連結会計年度及び当連結会計年度におけるその他の包括利益(損失)累積額から当期損益へ組替えられた金額は次のとおりであります。

損益計算書科目 (は損失)	前連結会計年度 (百万円)	当連結会計年度 (百万円)
有価証券未実現損益		
投資有価証券売却損益・純額	22,483	49,189
法人税等	6,925	15,150
非支配持分帰属損益	181	258
当社株主帰属当期純利益	15,377	33,781
為替換算調整額		
その他損益・純額	-	76
当社株主帰属当期純利益	-	76
年金負債調整額		
注記9「退職給付制度」を ご参照下さい。	7,621	6,914
法人税等	2,870	2,621
非支配持分帰属損益	1,022	764
当社株主帰属当期純利益	3,729	3,529
デリバティブ未実現損益		
為替差損益・純額	9	987
その他損益・純額	541	556
法人税等	171	483
非支配持分帰属損益	1	171
当社株主帰属当期純利益	362	889
当期組替額合計	11,286	29,439

前連結会計年度及び当連結会計年度におけるその他の包括利益(損失)に配分された税効果金額は次のとおりであります。なお、それぞれの金額には非支配持分帰属額を含んでおります。

	前連結会計年度			当連結会計年度		
	税効果 調整前 (百万円)	税効果額 (百万円)	税効果 調整後 (百万円)	税効果 調整前 (百万円)	税効果額 (百万円)	税効果 調整後 (百万円)
有価証券未実現損益						
当期変動額	10,657	3,298	7,359	15,132	4,816	10,316
当期損益への組替額	22,483	6,925	15,558	49,189	15,150	34,039
純変動額	11,826	3,627	8,199	34,057	10,334	23,723
為替換算調整額						
当期変動額	28,801	560	28,241	8,716	761	7,955
当期損益への組替額	-	-	-	76	-	76
純変動額	28,801	560	28,241	8,792	761	8,031
年金負債調整額						
当期変動額	11,837	4,653	7,184	15,514	7,695	7,819
当期損益への組替額	7,621	2,870	4,751	6,914	2,621	4,293
純変動額	19,458	7,523	11,935	8,600	5,074	3,526
デリバティブ未実現損益						
当期変動額	281	83	198	711	220	491
当期損益への組替額	532	171	361	1,543	483	1,060
純変動額	813	254	559	832	263	569
合計	20,356	3,590	23,946	50,617	15,906	34,711

13 契約債務及び偶発債務

債務保証

当社は、他者の特定の負債及びその他債務について保証しております。当連結会計年度末において、保証に基づいて当社が将来支払う可能性のある割引前の金額は最大で6,799百万円であり、そのうち、金融機関に対する従業員の住宅ローンの保証が3,736百万円であります。従業員が支払不能な状態に陥った場合は、一部の子会社は従業員に代わり不履行の住宅ローンを支払う必要があります。一部の保証については従業員の財産により担保されており、その金額は3,730百万円であります。住宅ローン保証の期間は、1年から18年であります。これまで、保証債務に関して多額の支払が生じたことはなく、当連結会計年度末において、保証に対して債務計上している金額は重要性がありません。

リース契約

当社は事務所、店舗、倉庫、事務用機器、研究用機器及び従業員用の社宅を賃借しております。

当初の契約期間又は残存する契約期間が1年以上で、解約不能なオペレーティング・リースの当連結会計年度末における未経過リース料の内訳は次のとおりであります。

	(百万円)
2018年度	15,327
2019年度	11,927
2020年度	6,745
2021年度	4,625
2022年度	3,198
2023年度以降	6,070
未経過リース料合計	47,892

前連結会計年度及び当連結会計年度のオペレーティング・リースに係る賃借料は、それぞれ52,650百万円及び57,852百万円であります。

購入契約、その他の契約債務及び偶発債務

当連結会計年度末における契約債務残高は主として有形固定資産の建設及び購入に関するものであり、その金額は9,641百万円であります。当連結会計年度末における当社が銀行に対して負っている割引手形に関する偶発債務は、5,305百万円であります。

事業の性質上、当社は種々の係争案件や当局の調査に係っております。当社は環境問題、訴訟、当局による調査等、将来に生じる可能性が高く、かつ、損失金額が合理的に見積可能な偶発事象がある場合は、必要な引当を計上しております。これらの損失金額は現時点では確定しておりませんが、当社の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に重大な影響を及ぼすものではないと考えております。

製品保証

当社は一部の製品について、顧客に対して製品保証を提供しており、これら製品保証期間は一般的に製品購入日より1年間であります。当社の製品保証引当金の増減の明細は、次のとおりであります。

	前連結会計年度 (百万円)	当連結会計年度 (百万円)
引当金期首残高	9,142	9,753
期中引当金繰入額	10,763	11,059
期中目的取崩額	9,542	11,218
失効を含むその他増減	610	477
引当金期末残高	9,753	9,117

14 1株当たり当社株主帰属当期純利益

基本的1株当たり当社株主帰属当期純利益及び希薄化後1株当たり当社株主帰属当期純利益の計算は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (百万円)	当連結会計年度 (百万円)
当社株主帰属当期純利益	131,506	140,694
	前連結会計年度 (株)	当連結会計年度 (株)
平均発行済株式数	443,873,684	436,097,994
希薄化効果のある証券：		
ストックオプション	1,584,384	1,452,427
希薄化後発行済株式数	445,458,068	437,550,421
	前連結会計年度 (円)	当連結会計年度 (円)
基本的1株当たり当社株主帰属当期純利益	296.27	322.62
希薄化後1株当たり当社株主帰属当期純利益	295.22	321.55

当社は、希薄化効果を有しないため希薄化後1株当たり当社株主帰属当期純利益の計算より除いているものの、将来において基本的1株当たり当社株主帰属当期純利益を希薄化させる可能性のある発行済のストックオプションを前連結会計年度末及び当連結会計年度末においてそれぞれ187,200株及び48,600株有しております。

15 ストックオプション制度

当社は、当社取締役、執行役員及び重要な使用人、並びに当社子会社の取締役、執行役員、フェロー及び重要な使用人に対し、ストックオプションに基づく報酬制度を有しております。なお当制度においては、新株予約権1個につき、当社株式100株の購入が可能であります。

全般的な契約条件は、以下の通りであります。付与時点における株式数にて表示しております。

	株式数 (株)	権利行使価格 (円)	付与日	権利行使期間
第1ノ2回新株予約権	137,600	1	2007年9月3日	2007年9月4日～2018年9月3日(注1)
第1ノ3回新株予約権	170,600	4,976	2007年9月3日	2009年7月28日～2017年7月27日
第2ノ2回新株予約権	182,600	2,981	2008年10月1日	2010年8月29日～2018年8月28日
第3ノ1回新株予約権	255,300	1	2009年9月1日	2009年9月2日～2039年9月1日(注2)
第3ノ2回新株予約権	181,600	2,828	2009年9月1日	2011年8月1日～2019年7月31日
第4ノ1回新株予約権	277,800	1	2011年1月31日	2011年2月1日～2041年1月31日(注2)
第4ノ2回新株予約権	196,200	2,965	2011年1月31日	2012年12月25日～2020年12月24日
第5ノ1回新株予約権	386,000	1	2012年4月2日	2012年4月3日～2042年4月2日(注3)
第5ノ2回新株予約権	23,100	2,012	2012年4月2日	2014年3月3日～2022年3月2日
第6ノ1回新株予約権	370,400	1	2013年4月1日	2013年4月2日～2043年4月1日(注3)
第6ノ2回新株予約権	23,500	1,842	2013年4月1日	2015年2月27日～2023年2月26日
第7ノ1回新株予約権	227,100	1	2014年4月1日	2014年4月2日～2044年4月1日(注3)
第7ノ2回新株予約権	23,200	2,803	2014年4月1日	2016年2月28日～2024年2月27日
第8ノ1回新株予約権	182,100	1	2015年4月1日	2015年4月2日～2045年4月1日(注3)
第8ノ2回新株予約権	22,500	4,205	2015年4月1日	2017年2月27日～2025年2月26日
第9ノ1回新株予約権	174,800	1	2016年6月1日	2016年6月2日～2046年6月1日(注3)
第9ノ2回新株予約権	25,100	4,495	2016年6月1日	2018年4月28日～2026年4月27日
第10ノ1回新株予約権	163,300	1	2017年6月1日	2017年6月2日～2047年6月1日(注4)
第10ノ2回新株予約権	23,500	4,146	2017年6月1日	2019年4月28日～2027年4月27日

(注1) 新株予約権者は、割当日の翌日から3年を経過する日より新株予約権を行使することができます。ただし、当該新株予約権者が、任期満了その他正当な理由に基づき当社及び富士フイルム株式会社の取締役、執行役員又はフェローの地位のいずれも喪失した場合、当該地位喪失日の翌日から7年間に限り新株予約権を行使することができます。

(注2) 新株予約権者は、権利行使期間内において、当社及び当社子会社の取締役、監査役、執行役員及びフェローその他当社の取締役会において決定する職位のいずれの地位も喪失した日の翌日から7年間に限り新株予約権を行使することができます。

(注3) 新株予約権者は、権利行使期間内において、当社及び当社子会社の取締役、監査役、執行役員、フェロー及び使用人その他当社の取締役会において決定する職位のいずれの地位も喪失した日の翌日から7年間に限り新株予約権を行使することができます。

(注4) 新株予約権者は、権利行使期間内において、当社及び当社子会社の取締役、監査役、執行役員、フェロー及び使用人その他当社の取締役会において決定する職位のいずれの地位も喪失した日の翌日から暦日10日間に限り一括して新株予約権を行使することができます。

前連結会計年度及び当連結会計年度の連結損益計算書において、「販売費及び一般管理費」に計上された報酬費用は、それぞれ789百万円及び667百万円であり、ブラック・ショールズ・プライシング・モデルにより求めた公正価値に基づいて測定しております。前連結会計年度及び当連結会計年度の報酬費用に関する税効果金額は、それぞれ234百万円及び198百万円であります。当連結会計年度末で未認識の報酬費用はありません。当連結会計年度における新株予約権の行使は4,550個であります。前連結会計年度及び当連結会計年度において付与した新株予約権の公正価値の加重平均はそれぞれ3,946円および3,569円であります。前連結会計年度及び当連結会計年度における権利確定した新株予約権の公正価値総額は、それぞれ787百万円及び671百万円であります。当連結会計年度においてストックオプションの権利行使により受領した現金は、393百万円であります。

前連結会計年度及び当連結会計年度における新株予約権の状況は次のとおりであります。

	前連結会計年度			
	株式数 (株)	加重平均 行使価額 (円)	加重平均 残存契約 期間 (年)	本源的 価値総額 (百万円)
期首現在未行使	2,052,600	1,082		
付与	199,900	565		
行使	200,000	1,897		
喪失または行使期限切れ	16,000	4,228		
期末現在未行使	2,036,500	927	19.7	7,059
期末現在行使可能	2,011,400	882	19.9	7,059

	当連結会計年度			
	株式数 (株)	加重平均 行使価額 (円)	加重平均 残存契約 期間 (年)	本源的 価値総額 (百万円)
期首現在未行使	2,036,500	927		
付与	186,800	522		
行使	455,000	864		
喪失または行使期限切れ	170,600	4,158		
期末現在未行使	1,597,700	553	21.5	5,906
期末現在行使可能	1,574,200	499	21.8	5,903

前連結会計年度及び当連結会計年度において、行使された新株予約権の本源的価値の総額は、それぞれ490百万円及び1,539百万円であります。

これらの新株予約権の付与日における公正価値は次の前提条件のもとにブラック・ショールズ・プ
ライシング・モデルを用いて見積もられました。

	株価変動性	予想残存期間	予想配当	無リスク利子率
第1ノ2回新株予約権	25.980%	1年	25円	0.735%
第1ノ3回新株予約権	29.273%	6年	25円	1.285%
第2ノ2回新株予約権	28.979%	6年	35円	1.129%
第3ノ1回新株予約権	58.623%	1年	30円	0.170%
第3ノ2回新株予約権	34.575%	6年	30円	0.738%
第4ノ1回新株予約権	23.274%	1年	27.5円	0.145%
第4ノ2回新株予約権	34.205%	6年	27.5円	0.584%
第5ノ1回新株予約権	28.548%	1年	32.5円	0.105%
第5ノ2回新株予約権	38.826%	6年	32.5円	0.459%
第6ノ1回新株予約権	28.682%	1年	37.5円	0.055%
第6ノ2回新株予約権	36.549%	6年	37.5円	0.180%
第7ノ1回新株予約権	36.312%	1年	40円	0.070%
第7ノ2回新株予約権	37.091%	6年	40円	0.252%
第8ノ1回新株予約権	24.178%	1年	55円	0.020%
第8ノ2回新株予約権	29.772%	6年	55円	0.123%
第9ノ1回新株予約権	32.900%	1年	67.5円	0.265%
第9ノ2回新株予約権	29.840%	6年	67.5円	0.256%
第10ノ1回新株予約権	28.736%	2年	67.5円	0.165%
第10ノ2回新株予約権	29.426%	6年	67.5円	0.092%

株価変動性は、当社の新株予約権の予想残存期間に対応した直近期間における過去の株価実績に基づき計算しております。予想残存期間は、第1ノ2回、第3ノ1回、第4ノ1回、第5ノ1回、第6ノ1回、第7ノ1回、第8ノ1回及び第9ノ1回については、当社及び富士フィルム株式会社の取締役及び執行役員の任期を勘案し最短の1年を予想し、第10ノ1回については、付与日の前年度における実績を反映させた年数を予想し、第1ノ3回、第2ノ2回、第3ノ2回、第4ノ2回、第5ノ2回、第6ノ2回、第7ノ2回、第8ノ2回、第9ノ2回及び第10ノ2回については、付与日から、権利行使期間の中間点までの年数である6年を予想しております。

16 デリバティブ

当社は国際的に事業を展開しており、外国為替相場、市場金利及び一部の商品価格の変動から生じる市場リスクを負っております。当社はこれらのリスクを減少させる目的でのみデリバティブ取引を利用しております。

当社はデリバティブ取引の承認、報告、監視等の手続についてリスク管理規程を作成し、それに従いデリバティブ取引を利用しております。当該リスク管理規程はトレーディング目的でデリバティブ取引を保有又は発行することを禁止しております。以下は当社のリスク管理規程の概要及び連結財務諸表に与える影響であります。

キャッシュ・フローヘッジ

当社は借入債務に関する金利の変動リスクを軽減するために金利スワップ契約を結んでおり、外貨建借入債務に関する金利の変動リスク及び外貨の変動リスクを軽減するために通貨金利スワップ契約を結んでおります。また、一部の子会社は将来予定されている外貨建ての取引先及び関係会社との輸入仕入や輸出売上及び関連する外貨建債権債務に関する外貨の変動リスクを軽減するために外国為替予約契約を結んでおります。円の価値が外貨(主として米ドル)に対して下落した場合に、将来の外貨の価値の上昇に伴う支出もしくは収入の増加は、ヘッジ指定された外国為替予約の価値の変動に伴う損益と相殺されます。反対に円の価値が外貨に対して上昇した場合には、将来の外貨の価値の下落に伴う支出もしくは収入の減少は、ヘッジ指定された外国為替予約の価値の変動に伴う損益と相殺されます。

これらのキャッシュ・フローヘッジとして扱われているデリバティブの公正価値の変動は税効果調整後の金額で四半期連結貸借対照表の「その他の包括利益(損失)累積額」に表示しております。この金額はヘッジ対象に関する損益を計上した期に損益に組替えられることとなります。ヘッジとして有効でない又はヘッジの有効性評価から除外されたデリバティブ又はその一部に関する損益が当社の経営成績及び財政状態に与える重要な影響はありません。

当連結会計年度末において、今後12ヶ月の間にデリバティブ取引による未実現損失428百万円(税効果調整前)をその他の包括利益(損失)累積額から当期損益へ振替える見込みであります。

ヘッジ指定されていないデリバティブ

一部の子会社は外貨建ての予定取引や外貨建債権債務に関する外貨の変動リスクを軽減するために外国為替予約契約及び通貨スワップ契約を結んでおります。また、変動利付債務に関する金利の変動リスクを軽減するために金利スワップ契約を結んでおり、外貨建貸付債権に関する金利の変動リスク及び外貨の変動リスクを軽減するために通貨金利スワップ契約を結んでおります。これらのデリバティブは経済的な観点からはヘッジとして有効であります。一部の子会社はこれらの契約についてヘッジ会計を適用するために必要とされているヘッジ指定をしておりません。その結果、これらデリバティブの公正価値の変動額については、ただちに当期損益として認識されます。

デリバティブ活動の規模

前連結会計年度末及び当連結会計年度末における外国為替予約契約、通貨スワップ契約、通貨金利スワップ契約、金利スワップ契約及びその他の契約の残高は次のとおりであります。

	前連結会計年度末 (百万円)	当連結会計年度末 (百万円)
外国為替予約契約(売却)	97,838	242,009
外国為替予約契約(購入)	58,634	45,036
通貨スワップ契約	71,861	61,078
通貨金利スワップ契約	23,507	22,779
金利スワップ契約	147,647	142,290
その他の契約	7,796	55,098

連結財務諸表に与える影響

前連結会計年度末及び当連結会計年度末におけるデリバティブに関する連結貸借対照表上の表示科目及び公正価値は次のとおりであります。

デリバティブ資産			
貸借対照表科目	前連結会計年度末 (百万円)	当連結会計年度末 (百万円)	
ヘッジ商品に指定されている			
デリバティブ商品			
外国為替予約	前払費用及びその他の流動資産	692	1,422
通貨金利スワップ	長期リース債権及びその他の長期債権	1,008	361
合計		1,700	1,783
ヘッジ商品に指定されていない			
デリバティブ商品			
外国為替予約	前払費用及びその他の流動資産	244	131
通貨スワップ	前払費用及びその他の流動資産	350	661
通貨スワップ	長期リース債権及びその他の長期債権	109	211
通貨金利スワップ	前払費用及びその他の流動資産	-	1,327
通貨金利スワップ	長期リース債権及びその他の長期債権	1,048	-
その他	前払費用及びその他の流動資産	140	788
その他	長期リース債権及びその他の長期債権	-	439
合計		1,891	3,557
デリバティブ資産合計		3,591	5,340
デリバティブ負債			
貸借対照表科目	前連結会計年度末 (百万円)	当連結会計年度末 (百万円)	
ヘッジ商品に指定されている			
デリバティブ商品			
外国為替予約	その他の流動負債	1,229	1,864
外国為替予約	その他の固定負債	232	-
金利スワップ	その他の固定負債	2,275	1,776
合計		3,736	3,640
ヘッジ商品に指定されていない			
デリバティブ商品			
外国為替予約	その他の流動負債	39	11
通貨スワップ	その他の流動負債	1,395	1,432
通貨スワップ	その他の固定負債	4,527	201
金利スワップ	その他の流動負債	64	46
金利スワップ	その他の固定負債	407	257
その他	その他の流動負債	69	784
その他	その他の固定負債	-	783
合計		6,501	3,514
デリバティブ負債合計		10,237	7,154

前連結会計年度及び当連結会計年度におけるデリバティブに関する連結損益計算書上の表示科目及び計上金額は次のとおりであります。

キャッシュ・フロー ヘッジ	前連結会計年度				
	その他の包括利益(損失) 累積額への計上額 (ヘッジ有効部分)	その他の包括利益(損失) 累積額から損益への振替額 (ヘッジ有効部分)	損益認識額 (ヘッジの非有効部分及び 有効性評価より除外)		
	(百万円)	損益計算書科目	(百万円)	損益計算書科目	(百万円)
外国為替予約	43	為替差損益・純額	9		-
通貨金利スワップ	324		-		-
金利スワップ	-	その他損益・純額	541	その他損益・純額	1,391
合計	281		532		1,391

ヘッジ指定されていない デリバティブ	前連結会計年度	
	損益計算書科目	(百万円)
外国為替予約	為替差損益・純額	867
通貨スワップ	為替差損益・純額	1,317
通貨金利スワップ	為替差損益・純額	34
金利スワップ	その他損益・純額	296
その他	その他損益・純額	738
合計		550

キャッシュ・フロー ヘッジ	当連結会計年度				
	その他の包括利益(損失) 累積額への計上額 (ヘッジ有効部分)	その他の包括利益(損失) 累積額から損益への振替額 (ヘッジ有効部分)	損益認識額 (ヘッジの非有効部分及び 有効性評価より除外)		
	(百万円)	損益計算書科目	(百万円)	損益計算書科目	(百万円)
外国為替予約	792	為替差損益・純額	987		-
通貨金利スワップ	81		-		-
金利スワップ	-	その他損益・純額	556	その他損益・純額	499
合計	711		1,543		499

ヘッジ指定されていない デリバティブ	当連結会計年度	
	損益計算書科目	(百万円)
外国為替予約	為替差損益・純額	543
通貨スワップ	為替差損益・純額	3,948
通貨金利スワップ	為替差損益・純額	279
金利スワップ	その他損益・純額	166
その他	その他損益・純額	788
合計		4,638

17 金融商品の公正価値及び信用リスクの集中

金融商品の公正価値

金融商品の公正価値は、入手可能な市場価格又は他の適切な評価方法によって算定しております。金融商品の公正価値の見積りに際して、当社は最適な判断をしておりますが、見積りの方法及び仮定は元来主観的なものであります。従って見積額は、現在の市場で実現するかあるいは支払われる金額を必ずしも表わしているものではありません。金融商品の公正価値の見積りにあたっては、次の方法及び仮定が採用されております。

- ・現金及び現金同等物、受取債権、社債(1年以内償還分)及び短期借入金、支払債務：
満期までの期間が短いため、公正価値は概ね帳簿価額と同額であります。
- ・有価証券、投資有価証券：
活発な市場のある国債、株式及び公募投資信託等の公正価値は、公表されている相場価格に基づいております。活発な市場のない負債証券及び私募投資信託等については、直接的又は間接的に観察可能なインプットを用いて評価しております。
- ・社債及び長期借入金：
社債及び長期借入金の公正価値は、公表されている相場価格、又は貸借対照表日における類似の資金調達契約に適用される利率で割り引いた将来のキャッシュ・フローの現在価値に基づいて算定しております。社債及び長期借入金の公正価値及び帳簿価額(1年以内償還・返済予定分を含む)は、前連結会計年度末において、それぞれ541,150百万円及び538,804百万円であり、当連結会計年度末において、それぞれ442,904百万円及び441,065百万円であります。
前連結会計年度末及び当連結会計年度末における社債及び長期借入金の公正価値はレベル2に分類しております。なお、公正価値の測定手法に用いられるインプットの優先順位を設定する公正価値の階層については、注記18「公正価値の測定」に記述しております。
- ・デリバティブ：
外国為替予約契約、通貨スワップ契約、通貨金利スワップ契約及び金利スワップ契約等の公正価値は、取引金融機関又は第三者から入手した市場価値に基づいており、観察可能なインプットを用いて評価しております。前連結会計年度末及び当連結会計年度末におけるデリバティブ資産の公正価値及び帳簿価額はそれぞれ3,591百万円及び5,340百万円であり、またデリバティブ負債の公正価値及び帳簿価額はそれぞれ10,237百万円及び7,154百万円であります。

信用リスクの集中

当社の保有している金融商品のうち潜在的に著しい信用リスクにさらされているものは、主に現金及び現金同等物、有価証券及び投資有価証券、営業債権及びリース債権、及びデリバティブであります。

当社は現金及び現金同等物、短期投資をさまざまな金融機関に預託しております。当社の方針として、一つの金融機関にリスクを集中させないこととしており、また、定期的にこれらの金融機関の信用度を評価しております。

営業債権については、大口顧客に対する営業債権を含んでいるために、信用リスクにさらされていますが、預り保証金の保持及び継続的な信用評価の見直しによって、リスクは限定されております。貸倒引当金は、潜在的な損失を補うために必要と思われる金額の水準を維持しております。

デリバティブについては、契約の相手方の契約不履行から生じる信用リスクにさらされていますが、これらは信用度の高い金融機関を相手方とすることで、リスクを軽減しております。

18 公正価値の測定

基準書820は、公正価値の定義を「市場参加者の間での通常の取引において、資産を売却するために受け取るであろう価格、又は負債を移転するために支払うであろう価格」とした上で、測定手法に用いられるインプットの優先順位を設定する公正価値の階層を、その測定のために使われるインプットの観察可能性に応じて次の3つのレベルに区分することを規定しております。

レベル1：活発な市場における同一資産又は同一負債の（調整不要な）相場価格。

レベル2：レベル1に分類された相場価格以外の観察可能なインプット。例えば、類似資産又は負債の相場価格、取引量又は取引頻度の少ない市場（活発でない市場）における相場価格、又は資産・負債のほぼ全期間について、全ての重要なインプットが観察可能である、あるいは主に観察可能な市場データから得られる又は裏付けられたモデルに基づく評価。

レベル3：資産又は負債の公正価値の測定にあたり、評価手法に対する重要な観察不能なインプット。

当社が経常的に公正価値で評価している資産及び負債は、現金同等物、有価証券、投資有価証券、デリバティブ資産及び負債であります。前連結会計年度末及び当連結会計年度末における公正価値の階層は次のとおりであります。

	前連結会計年度末			
	レベル1 (百万円)	レベル2 (百万円)	レベル3 (百万円)	合計 (百万円)
資産				
現金同等物	-	529,590	-	529,590
有価証券				
社債	-	6,000	-	6,000
投資有価証券				
株式	126,676	-	-	126,676
投資信託	-	-	262	262
短期デリバティブ資産				
外国為替予約	-	936	-	936
通貨スワップ	-	350	-	350
その他	-	140	-	140
長期デリバティブ資産				
通貨スワップ	-	109	-	109
通貨金利スワップ	-	2,056	-	2,056
負債				
短期デリバティブ負債				
外国為替予約	-	1,268	-	1,268
通貨スワップ	-	1,395	-	1,395
金利スワップ	-	64	-	64
その他	-	69	-	69
長期デリバティブ負債				
外国為替予約	-	232	-	232
通貨スワップ	-	4,527	-	4,527
金利スワップ	-	2,682	-	2,682

当連結会計年度末

	レベル1 (百万円)	レベル2 (百万円)	レベル3 (百万円)	合計 (百万円)
資産				
現金同等物	-	334,290	-	334,290
投資有価証券				
株式	76,942	-	-	76,942
投資信託	-	-	349	349
短期デリバティブ資産				
外国為替予約	-	1,553	-	1,553
通貨スワップ	-	661	-	661
通貨金利スワップ	-	1,327	-	1,327
その他	-	788	-	788
長期デリバティブ資産				
通貨スワップ	-	211	-	211
通貨金利スワップ	-	361	-	361
その他	-	439	-	439
負債				
短期デリバティブ負債				
外国為替予約	-	1,875	-	1,875
通貨スワップ	-	1,432	-	1,432
金利スワップ	-	46	-	46
その他	-	784	-	784
長期デリバティブ負債				
通貨スワップ	-	201	-	201
金利スワップ	-	2,033	-	2,033
その他	-	783	-	783

レベル1に含まれる資産は、主に上場株式であり、活発な市場における同一資産の調整不要な相場価格により評価しております。レベル2に含まれる資産及び負債は、主に譲渡性預金及びデリバティブであり、譲渡性預金については、マーケット・アプローチに基づく活発でない市場における直接的又は間接的に観察可能なインプットを用いて評価しております。デリバティブ資産及び負債は、マーケット・アプローチに基づく取引金融機関又は第三者から入手した観察可能な市場データによって裏付けられたインプットを用いて評価しているため、レベル2に分類しております。レベル3に含まれる資産は、私募投資信託であり、評価手法に対する重要な観察不能なインプットを用いて評価しております。また、レベル3に区分された金額に重要性がないため、レベル3の調整表は開示しておりません。

前連結会計年度において当社が非経常的に公正価値で評価している資産は、減損損失を認識した有形固定資産及び無形固定資産であります。有形固定資産及び無形固定資産については見積将来キャッシュ・フロー等の観察不能なインプットに基づく割引現在価値法で公正価値を測定した結果、回収可能性がないと判断されたため、前連結会計年度において、4,667百万円及び3,243百万円の減損損失を認識しており、当該有形固定資産及び無形固定資産の全額を減損しております。減損損失は連結損益計算書の「販売費及び一般管理費」に含めております。当該有形固定資産及び無形固定資産は観察不能なインプットを用いて評価しているため、レベル3に分類しております。また、当連結会計年度において当社が非経常的に公正価値で評価している資産及び負債に重要性はありません。

19 金融債権の状況

金融債権及びそれに関する貸倒引当金

金融債権は、債務者の財政状態や支払の延滞状況に応じて一括評価債権と個別評価債権とに分け、前者については過去の貸倒実績に基づいた引当率を、後者については個別の状況に応じた引当率をそれぞれ用いて貸倒引当金を決定しております。債務者の財政状態や支払の延滞状況に関する情報は、四半期ごとに収集しており、これらに基づいて著しい信用リスクにさらされていると判断された金融債権については、個別の状況に応じた貸倒引当金を設定しております。裁判所による決定等によって、回収不能であることが明らかになった金融債権は、その時点で帳簿価額を直接減額しております。

前連結会計年度末及び当連結会計年度末における、1年以内に決済される営業債権を除く、金融債権に関する貸倒引当金の増減の明細及び貸倒引当金の内訳は、次のとおりであります。

	前連結会計年度 (百万円)	当連結会計年度 (百万円)
貸倒引当金期首残高	7,406	7,856
期中取崩額	2,382	2,913
期中引当金繰入()・戻入額	2,806	6,457
その他増減	26	644
貸倒引当金期末残高	7,856	10,756
内：個別評価	2,979	5,003
内：一括評価	4,877	5,753

その他には、為替換算調整額等が含まれます。

前連結会計年度末及び当連結会計年度末における、1年以内に決済される営業債権を除く、金融債権の内訳は次のとおりであります。

	前連結会計年度末 (百万円)	当連結会計年度末 (百万円)
金融債権残高	187,850	159,802
内：個別評価	2,980	5,003
内：一括評価	184,870	154,799

当連結会計年度における金融債権の売買の金額に重要性はありません。

期日経過金融債権の年齢分析

前連結会計年度末及び当連結会計年度末における、1年以内に決済される営業債権を除く、支払期日を経過している金融債権の内訳は次のとおりであります。

	前連結会計年度末 (百万円)	当連結会計年度末 (百万円)
31日超90日以内	2,380	2,489
90日超	9,182	11,141
合計	11,562	13,630

20 事業買収

当社の完全子会社である富士フィルム株式会社（以下、「富士フィルム」と記載します。）は、ヘルスケア、高機能材料のさらなる事業成長を目的として、2016年12月15日に総合試薬メーカーである和光純薬工業株式会社（以下、「和光純薬」と記載します。）の発行済普通株式を公開買付けにより追加取得することを決定し、2017年4月3日に公開買付けを終了しました。その結果、当社持株比率は14.82%から93.50%となり、和光純薬は4月21日をもって連結子会社となりました。追加取得前に保有していた株式を公開買付け価格により再測定した公正価値は21,163百万円であり、簿価との差額の20,838百万円を連結損益計算書の「その他損益・純額」として計上しております。取得価額は174,046百万円であり、取得価額の配分が完了した結果、認識した資産及び引き継いだ負債は次のとおりであります。

	（百万円）
流動資産	76,097
有形固定資産	39,563
営業権及びその他の無形固定資産	160,278
投資及びその他の資産	8,140
流動負債	26,165
固定負債	83,867
取得した純資産	174,046

認識した顧客関連の無形固定資産、技術関連の無形固定資産及びその他の無形固定資産はそれぞれ43,221百万円、15,158百万円、3,868百万円であり、償却年数はそれぞれ22から24年、6から20年及び20年であります。営業権は、ヘルスケア&マテリアルズソリューションに配分されており、主として、将来の成長や当社既存事業とのシナジー効果から構成されております。なお、当該営業権については、税務上損金算入することはできません。

さらに2017年10月17日を効力発生日として、富士フィルムを株式交換完全親会社、和光純薬を株式交換完全子会社とする株式交換を実施し、和光純薬は当社の完全子会社となりました。なお、和光純薬は、2018年4月1日に富士フィルム和光純薬(株)に商号変更いたしました。

当該買収における取得関連費用を連結損益計算書の「販売費及び一般管理費」に計上しており、この金額に重要性はありません。

買収によって取得した事業の取得日以降の経営成績は、連結損益計算書に含まれております。2016年4月1日において買収が行われたと仮定した場合の売上高及び当社株主帰属当期純利益に与える影響に重要性はありません。

また、前連結会計年度において重要な事業買収は行っておりません。

21 構造改革費用

当社グループは、当社子会社である富士ゼロックス㈱（以下「富士ゼロックス」と記載します。）を取り巻く市場環境が厳しさを増す中で、今後の競争を勝ち抜き、事業成長を力強く確実なものとするため、当連結会計年度より構造改革を実施しております。

ドキュメント ソリューションにおいて、組織の再編に伴う就労環境の変化を転機に、社外への転進を希望する社員に対して支援金を支払う特別転進制度等を導入しており、これに伴う早期割増退職金等の費用を計上しております。

当連結会計年度において発生した構造改革費用は37,987百万円であり、連結損益計算書上、売上原価、販売費及び一般管理費、研究開発費に計上しております。また、当連結会計年度末の債務残高は36,913百万円であります。

当連結会計年度における債務の推移は次のとおりであります。

	人員関連の費用 (百万円)
総費用	37,987
支払	998
為替換算調整額等	76
当連結会計年度末債務残高	36,913

22 セグメント情報

(1) オペレーティングセグメント

当社のオペレーティングセグメントは以下の3つの区分であり、経営者による業績評価方法及び経営資源の配分の決定方法を反映し、製造技術、製造工程、販売方法及び市場の類似性に基づき決定しております。イメージングソリューションは、主に一般消費者向けにカラーフィルム、デジタルカメラ、写真プリント用カラーペーパー・サービス・機器、インスタントフォトシステム、光学デバイス等の開発、製造、販売、サービスを行っております。ヘルスケア&マテリアルズソリューションは、主に業務用分野向けにメディカルシステム機材、化粧品・サプリメント、医薬品、バイオ医薬品製造開発受託、再生医療製品、化成品、グラフィックシステム機材、インクジェット機材、ディスプレイ材料、記録メディア、電子材料等の開発、製造、販売、サービスを行っております。ドキュメントソリューションは、主に業務用分野向けにデジタル複合機、パブリッシングシステム、ドキュメントマネジメントソフトウェア及び関連ソリューション・サービス等の開発、製造、販売、サービスを行っております。なお、当連結会計年度より、報告セグメントの名称を変更しており、従来の「インフォメーションソリューション」を「ヘルスケア&マテリアルズソリューション」に変更しております。当該変更は名称変更のみであり、セグメント情報に与える影響はありません。前連結会計年度のセグメント情報については、変更後の報告セグメントの名称で記載しております。

a. 売上高

	前連結会計年度 (百万円)	当連結会計年度 (百万円)
イメージングソリューション		
外部顧客に対するもの	341,744	382,961
セグメント間取引	2,586	2,315
計	344,330	385,276
ヘルスケア&マテリアルズソリューション		
外部顧客に対するもの	899,543	1,002,602
セグメント間取引	1,198	940
計	900,741	1,003,542
ドキュメントソリューション		
外部顧客に対するもの	1,080,876	1,047,802
セグメント間取引	8,171	7,824
計	1,089,047	1,055,626
セグメント間取引消去	11,955	11,079
連結合計	2,322,163	2,433,365

b. セグメント損益

	前連結会計年度 (百万円)	当連結会計年度 (百万円)
営業利益：		
イメージングソリューション	36,847	56,025
ヘルスケア&マテリアルズソリューション	82,969	92,796
ドキュメントソリューション	82,683	13,980
計	202,499	162,801
全社費用及びセグメント間取引消去	30,218	32,122
連結合計	172,281	130,679
その他損益・純額	22,494	67,128
税金等調整前当期純利益	194,775	197,807

c. 総資産

	前連結会計年度末 (百万円)	当連結会計年度末 (百万円)
総資産：		
イメージング ソリューション	365,939	341,534
ヘルスケア&マテリアルズ ソリューション	1,542,355	1,725,703
ドキュメント ソリューション	1,115,381	1,068,350
計	3,023,675	3,135,587
セグメント間取引消去	3,608	4,771
全社資産	513,122	362,124
連結合計	3,533,189	3,492,940

d. その他の主要項目

	前連結会計年度 (百万円)	当連結会計年度 (百万円)
減価償却費：		
イメージング ソリューション	11,095	13,254
ヘルスケア&マテリアルズ ソリューション	49,088	57,503
ドキュメント ソリューション	55,340	54,685
計	115,523	125,442
全社	2,112	2,200
連結合計	117,635	127,642
設備投資額：		
イメージング ソリューション	10,333	9,427
ヘルスケア&マテリアルズ ソリューション	40,139	42,668
ドキュメント ソリューション	20,021	13,848
計	70,493	65,943
全社	1,312	1,540
連結合計	71,805	67,483

オペレーティングセグメント間取引は市場価格に基づいております。「b. セグメント損益」における全社費用は、当社のコーポレート部門に係る費用であります。「c. 総資産」における全社資産は、全社共通の目的で保有している現金及び現金同等物、有価証券等であります。「d. その他の主要項目」における全社は、全社共通の目的で保有している固定資産に係るものであります。また、設備投資額は、各セグメントにおける有形固定資産購入額(受入ベースの数値)を示しております。

(2) 地域別セグメント情報

a. 売上高

前連結会計年度及び当連結会計年度における外部顧客を所在地別に分類した売上高は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (百万円)	当連結会計年度 (百万円)
日本	962,711	1,006,512
米州	450,368	462,768
欧州	273,938	315,251
アジア及びその他	635,146	648,834
連結合計	2,322,163	2,433,365

米州における売上高の大部分は、米国において計上されているものであります。

b. 長期性資産

前連結会計年度末及び当連結会計年度末の長期性資産は次のとおりであります。

	前連結会計年度末 (百万円)	当連結会計年度末 (百万円)
日本	374,673	382,344
米州	50,741	55,659
欧州	32,146	36,378
アジア及びその他	63,054	63,164
連結合計	520,614	537,545

米州における長期性資産の大部分は、米国において計上されているものであります。

(3) 主要顧客及びその他情報

前連結会計年度及び当連結会計年度において、単一顧客に対する売上高が連結売上高の10%を超えるような重要な顧客はありません。

ドキュメント ソリューションでは非支配持分に対してオフィス用複写機、その他機器、消耗品等を販売し、また非支配持分より棚卸資産を購入しております。前連結会計年度及び当連結会計年度の販売金額はそれぞれ、172,846百万円及び179,757百万円、購入金額はそれぞれ、7,918百万円及び5,801百万円であります。

非支配持分とのライセンス契約その他の取引に関連して、ドキュメント ソリューションではロイヤルティ及び研究開発費等の費用を前連結会計年度及び当連結会計年度でそれぞれ、14,632百万円及び14,895百万円計上しました。

前連結会計年度末及び当連結会計年度末における当該非支配持分に対する受取債権額はそれぞれ、41,113百万円及び42,364百万円、支払債務額はそれぞれ、4,768百万円及び5,329百万円であります。

23 重要な後発事象

(1) 当社は、2018年5月10日開催の取締役会において、診断薬・治療薬の新薬開発を加速させるため、低分子医薬品の研究・開発・製造・販売を行う富山化学工業(株)（以下「富山化学」と記載します。）と、放射性医薬品の研究・開発・製造・販売を行う富士フイルムRIファーマ(株)を2018年10月1日付で統合し、富士フイルム富山化学(株)としてスタートさせることを決定いたしました。

また、新会社発足に向けて、大正製薬ホールディングス(株)と、同社が保有する富山化学の全株式を取得し、2018年7月31日に富山化学を完全子会社化することを合意しました。

なお、本件が連結財務諸表に及ぼす影響は現時点では未確定であります。

(2) 当社は、2018年6月1日に、ヘルスケアのさらなる事業成長を目的として、JXTGホールディングス(株)のグループ会社で、細胞培養に必要な培地のリーディングカンパニーである Irvine Scientific Sales Company, Inc.および(株)アイエスジャパンを、その発行済全株式を約800百万米ドルで取得することにより完全子会社化しました。

当該買収に関する会計処理は現時点において完了しておりません。

当該買収における取得関連費用を連結損益計算書の「販売費及び一般管理費」に計上しており、この金額に重要性はありません。

【連結附属明細表】

【社債明細表】

当該情報は連結財務諸表に対する注記8「短期の社債及び借入金・長期の社債及び借入金」に記載しております。

【借入金等明細表】

当該情報は連結財務諸表に対する注記8「短期の社債及び借入金・長期の社債及び借入金」に記載しております。

【資産除去債務明細表】

当連結会計年度期首及び当連結会計年度末における資産除去債務の金額に重要性が無いため記載を省略しております。

(2) 【その他】

当連結会計年度における四半期情報等

(累計期間)	第1四半期	第2四半期	第3四半期	当連結会計年度
売上高(百万円)	571,488	1,187,938	1,809,682	2,433,365
税金等調整前四半期(当期)純利益金額(百万円)	57,624	100,167	174,539	197,807
当社株主帰属四半期(当期)純利益金額(百万円)	43,802	70,899	124,510	140,694
基本的1株当たり当社株主帰属四半期(当期)純利益金額(円)	100.06	161.92	284.49	322.62

(会計期間)	第1四半期	第2四半期	第3四半期	第4四半期
基本的1株当たり当社株主帰属四半期純利益金額(円)	100.06	61.87	122.61	37.51

2【財務諸表等】

(1)【財務諸表】

【貸借対照表】

(単位：百万円)

	前事業年度 (2017年3月31日)	当事業年度 (2018年3月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	107,072	75,541
未収入金	7,565	9,936
短期貸付金	47,393	62,000
有価証券	263,689	194,590
繰延税金資産	329	400
その他	591	1,846
流動資産合計	426,640	344,314
固定資産		
有形固定資産		
建物	519	472
機械及び装置	51	46
車両運搬具及び工具器具備品	25	25
有形固定資産合計	597	544
無形固定資産		
ソフトウェア	316	258
その他	6	2
無形固定資産合計	323	261
投資その他の資産		
投資有価証券	28,393	44,452
関係会社株式	1,484,995	1,458,993
長期貸付金	22,225	7,225
繰延税金資産	1,485	2,092
その他	3,385	3,400
貸倒引当金	8	8
投資その他の資産合計	1,540,474	1,516,154
固定資産合計	1,541,395	1,516,960
資産合計	1,968,036	1,861,275

(単位：百万円)

	前事業年度 (2017年3月31日)	当事業年度 (2018年3月31日)
負債の部		
流動負債		
1年内償還予定の社債	100,000	-
1年内返済予定の長期借入金	-	25,000
短期借入金	55,991	58,706
未払金	536	203
未払費用	920	2,202
未払法人税等	7,452	4,621
その他	264	334
流動負債合計	165,165	91,068
固定負債		
社債	220,000	220,000
長期借入金	202,023	177,023
その他	362	336
固定負債合計	422,386	397,360
負債合計	587,551	488,428
純資産の部		
株主資本		
資本金	40,363	40,363
資本剰余金		
資本準備金	63,636	63,636
その他資本剰余金	-	211
資本剰余金合計	63,636	63,847
利益剰余金		
利益準備金	10,090	10,090
その他利益剰余金		
別途積立金	1,473,305	1,473,305
繰越利益剰余金	74,933	105,528
利益剰余金合計	1,558,329	1,588,923
自己株式	299,470	336,392
株主資本合計	1,362,857	1,356,742
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	12,906	11,989
新株予約権	4,720	4,115
純資産合計	1,380,484	1,372,846
負債純資産合計	1,968,036	1,861,275

【損益計算書】

(単位：百万円)

	前事業年度 (自 2016年4月1日 至 2017年3月31日)	当事業年度 (自 2017年4月1日 至 2018年3月31日)
営業収益	1 29,646	1 46,321
売上総利益	29,646	46,321
販売費及び一般管理費	1, 2 4,013	1, 2 5,020
営業利益	25,633	41,300
営業外収益		
受取利息	1 742	1 1,419
受取配当金	308	1,143
投資有価証券売却益	14,545	28,123
その他	47	43
営業外収益合計	15,643	30,728
営業外費用		
支払利息	1 1,712	1 2,452
その他	483	41
営業外費用合計	2,196	2,494
経常利益	39,080	69,535
特別利益		
新株予約権戻入益	17	274
特別利益合計	17	274
特別損失		
固定資産除却損	24	0
特別損失合計	24	0
税引前当期純利益	39,073	69,809
法人税、住民税及び事業税	5,716	7,408
法人税等調整額	666	91
法人税等合計	5,050	7,500
当期純利益	34,023	62,308

【株主資本等変動計算書】

前事業年度(自 2016年4月1日 至 2017年3月31日)

(単位：百万円)

	株主資本							
	資本金	資本剰余金			利益剰余金			
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金		利益剰余金合計
						別途積立金	繰越利益剰余金	
当期首残高	40,363	63,636	116	63,752	10,090	1,473,305	71,103	1,554,499
当期変動額								
剰余金の配当							30,165	30,165
当期純利益							34,023	34,023
自己株式の取得								
自己株式の処分			116	116			28	28
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)								
当期変動額合計	-	-	116	116	-	-	3,829	3,829
当期末残高	40,363	63,636	-	63,636	10,090	1,473,305	74,933	1,558,329

	株主資本			評価・換算差額等	新株予約権	純資産合計
	自己株式	株主資本合計	その他有価証券評価差額金			
当期首残高	250,228	1,408,386	2,713	4,204	1,415,304	
当期変動額						
剰余金の配当		30,165			30,165	
当期純利益		34,023			34,023	
自己株式の取得	50,021	50,021			50,021	
自己株式の処分	779	634			634	
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)			10,192	516	10,708	
当期変動額合計	49,241	45,528	10,192	516	34,819	
当期末残高	299,470	1,362,857	12,906	4,720	1,380,484	

当事業年度(自 2017年4月1日 至 2018年3月31日)

(単位:百万円)

	株主資本							
	資本金	資本剰余金			利益準備金	利益剰余金		利益剰余金合計
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計		別途積立金	繰越利益剰余金	
当期首残高	40,363	63,636	-	63,636	10,090	1,473,305	74,933	1,558,329
当期変動額								
剰余金の配当							31,714	31,714
当期純利益							62,308	62,308
自己株式の取得								
自己株式の処分			211	211				
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)								
当期変動額合計	-	-	211	211	-	-	30,594	30,594
当期末残高	40,363	63,636	211	63,847	10,090	1,473,305	105,528	1,588,923

	株主資本		評価・換算差額等	新株予約権	純資産合計
	自己株式	株主資本合計	その他有価証券評価差額金		
当期首残高	299,470	1,362,857	12,906	4,720	1,380,484
当期変動額					
剰余金の配当		31,714			31,714
当期純利益		62,308			62,308
自己株式の取得	50,023	50,023			50,023
自己株式の処分	13,102	13,313			13,313
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)			917	604	1,522
当期変動額合計	36,921	6,115	917	604	7,637
当期末残高	336,392	1,356,742	11,989	4,115	1,372,846

【注記事項】

(重要な会計方針)

1．資産の評価基準及び評価方法

有価証券の評価基準及び評価方法

(1)子会社及び関連会社株式

移動平均法による原価法を採用しております。

(2)その他有価証券

時価のあるもの...期末日の市場価格等に基づく時価法(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)を採用しております。

時価のないもの...移動平均法による原価法を採用しております。

2．固定資産の減価償却の方法

(1)有形固定資産

定額法を採用しております。

(2)無形固定資産

定額法を採用しております。

3．引当金の計上基準

貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等

特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

4．その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項

(1)消費税等の処理方法

税抜方式によっております。

(2)ヘッジ会計の方法

特例処理の要件を満たす金利スワップ等について、特例処理を採用しております。

(表示方法の変更)
(損益計算書)

前事業年度において、「営業外収益」の「その他」に含めていた「投資有価証券売却益」は、金額的重要性が増したため、当事業年度より独立掲記することとしました。この表示方法の変更を反映させるため、前事業年度の財務諸表の組替えを行っております。

この結果、前事業年度の損益計算書において、「営業外収益」の「その他」に表示していた14,592百万円は、「投資有価証券売却益」14,545百万円、「その他」47百万円として組み替えております。

(貸借対照表関係)

関係会社に対する金銭債権及び金銭債務

	前事業年度 (2017年3月31日)	当事業年度 (2018年3月31日)
短期金銭債権	54,945百万円	71,924百万円
長期金銭債権	22,225	7,225
短期金銭債務	56,811	59,358

(損益計算書関係)

1 関係会社に係る取引は次のとおりであります。

	前事業年度 (自 2016年4月1日 至 2017年3月31日)	当事業年度 (自 2017年4月1日 至 2018年3月31日)
営業取引による取引高		
営業収益	29,646百万円	46,321百万円
その他の営業取引	2,001	2,280
営業取引以外の取引による取引高	701	1,274

2 一般管理費の主な費目及び金額は次のとおりであります。販売費に該当するものは、ありません。

	前事業年度 (自 2016年4月1日 至 2017年3月31日)	当事業年度 (自 2017年4月1日 至 2018年3月31日)
給料手当及び賞与	1,274百万円	1,993百万円
株式報酬費用	430	354

(有価証券関係)

子会社株式及び関連会社株式(当事業年度の貸借対照表計上額は子会社株式1,458,993百万円、前事業年度の貸借対照表計上額は子会社株式1,484,995百万円)は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難であるため、記載しておりません。

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前事業年度 (2017年3月31日)	当事業年度 (2018年3月31日)
繰延税金資産		
子会社株式評価損	5,525百万円	13,482百万円
新設分割設立会社の株式に係る一時差異	6,269	6,269
新株予約権	897	777
投資有価証券評価損	-	370
その他	467	592
繰延税金資産小計	13,158	21,491
評価性引当額	5,654	14,078
繰延税金資産合計	7,504	7,413
繰延税金負債		
その他有価証券評価差額金	5,690	4,920
繰延税金負債合計	5,690	4,920
繰延税金資産の純額	1,814	2,492

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

	前事業年度 (2017年3月31日)	当事業年度 (2018年3月31日)
法定実効税率	30.9%	30.9%
(調整)		
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	34.6	29.9
評価性引当額の増加額	11.3	9.7
その他	5.3	0.0
税効果会計適用後の法人税等の負担率	12.9	10.7

(重要な後発事象)

当社は、2018年5月10日開催の取締役会において、診断薬・治療薬の新薬開発を加速させるため、低分子医薬品の研究・開発・製造・販売を行う富山化学工業(株)(以下「富山化学」と記述します。)と、放射性医薬品の研究・開発・製造・販売を行う富士フィルムRIファーマ(株)を2018年10月1日付で統合し、富士フィルム富山化学(株)としてスタートさせることを決定いたしました。

また、新会社発足に向けて、大正製薬ホールディングス(株)と、同社が保有する富山化学の全株式を取得し、2018年7月31日に富山化学を完全子会社化することを合意しました。

なお、本件が業績に及ぼす影響はありません。

【附属明細表】

【有形固定資産等明細表】

(単位：百万円)

区分	資産の種類	当期首残高	当期増加額	当期減少額	当期償却額	当期末残高	減価償却累計額
有形固定資産	建物	519	9	0	57	472	1,479
	機械及び装置	51	1	0	6	46	176
	車両運搬具及び 工具器具備品	25	9	0	9	25	317
	計	597	20	0	72	544	1,973
無形固定資産	ソフトウェア	316	2	10	49	258	247
	その他	6	-	-	4	2	31
	計	323	2	10	53	261	278

【引当金明細表】

(単位：百万円)

科目	当期首残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
貸倒引当金	8	8	8	8

(2) 【主な資産及び負債の内容】

連結財務諸表を作成しているため、記載を省略しております。

(3) 【その他】

該当事項はありません。

第6 【提出会社の株式事務の概要】

事業年度	4月1日から3月31日まで			
定時株主総会	6月中			
基準日	3月31日			
剰余金の配当の基準日	9月30日 3月31日			
1単元の株式数	100株			
単元未満株式の買取り・買増し				
取扱場所	(特別口座)東京都千代田区丸の内一丁目4番1号 三井住友信託銀行株式会社 証券代行部			
株主名簿管理人	(特別口座)東京都千代田区丸の内一丁目4番1号 三井住友信託銀行株式会社			
取次所	-			
買取・買増手数料	株式の売買の委託に係る手数料額として別途定める金額			
公告掲載方法	電子公告により行う。但し、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載して行う。 なお、電子公告は当社ホームページに掲載しており、そのアドレスは次のとおりです。 http://www.fujifilmholdings.com			
株主に対する特典	毎年3月31日及び9月30日現在の株主に対し、保有株式数に応じて以下のとおり自社製品、商品優待割引等を進呈いたします。			
	対象株主		優待内容	
	保有年数	保有株式数		
	制限なし	100株以上	3月31日	当社グループヘルスケア商品トライアルキット 当社グループヘルスケア商品優待割引
			9月30日	
	1年以上	100株以上	9月30日	当社グループフォトブック作成クーポン券
	3年以上	500株以上	3月31日	当社グループヘルスケア商品
			9月30日	当社グループフォトブック作成クーポン券

(注) 当社定款の定めにより、単元未満株主は、会社法第189条第2項各号に掲げる権利、会社法第166条第1項の規定による請求をする権利、株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利並びに単元未満株式の売渡請求をする権利以外の権利を有していません。

第7 【提出会社の参考情報】

1 【提出会社の親会社等の情報】

当社は、金融商品取引法第24条の7第1項に規定する親会社等はありません。

2 【その他の参考情報】

当事業年度の開始日から有価証券報告書提出日までの間に、次の書類を提出しております。

(1) 有価証券報告書及びその添付書類並びに確認書

事業年度 第121期(自2016年4月1日 至2017年3月31日)2017年7月31日
関東財務局長に提出

(2) 有価証券報告書の訂正報告書及び確認書

事業年度 第118期(自2013年4月1日 至2014年3月31日)2017年7月31日
関東財務局長に提出

事業年度 第119期(自2014年4月1日 至2015年3月31日)2017年7月31日
関東財務局長に提出

事業年度 第120期(自2015年4月1日 至2016年3月31日)2017年7月31日
関東財務局長に提出

(3) 内部統制報告書及びその添付書類

2017年7月31日関東財務局長に提出

(4) 内部統制報告書の訂正報告書及びその添付書類

事業年度 第118期(自2013年4月1日 至2014年3月31日)2017年7月31日
関東財務局長に提出

事業年度 第119期(自2014年4月1日 至2015年3月31日)2017年7月31日
関東財務局長に提出

事業年度 第120期(自2015年4月1日 至2016年3月31日)2017年7月31日
関東財務局長に提出

(5) 四半期報告書及び確認書

第122期第1四半期(自2017年4月1日 至2017年6月30日)2017年8月14日関東財務
局長に提出

第122期第2四半期(自2017年7月1日 至2017年9月30日)2017年11月14日関東財務
局長に提出

第122期第3四半期(自2017年10月1日 至2017年12月31日)2018年2月14日関東財務
局長に提出

(6) 四半期報告書の訂正報告書及び確認書

第120期第1四半期(自2015年4月1日 至2015年6月30日)2017年7月31日関東財務局長に提出

第120期第2四半期(自2015年7月1日 至2015年9月30日)2017年7月31日関東財務局長に提出

第120期第3四半期(自2015年10月1日 至2015年12月31日)2017年7月31日関東財務局長に提出

第121期第1四半期(自2016年4月1日 至2016年6月30日)2017年7月31日関東財務局長に提出

第121期第2四半期(自2016年7月1日 至2016年9月30日)2017年7月31日関東財務局長に提出

第121期第3四半期(自2016年10月1日 至2016年12月31日)2017年7月31日関東財務局長に提出

(7) 有価証券届出書及びその添付書類

2017年8月30日関東財務局長に提出

(8) 有価証券届出書の訂正報告書及びその添付書類

2017年9月15日関東財務局長に提出

(9) 臨時報告書

企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づく臨時報告書を2017年6月30日関東財務局長に提出

企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第3号及び第8号の2並びに第12号の規定に基づく臨時報告書を2018年2月1日関東財務局長に提出

企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第2号の2の規定に基づく臨時報告書を2018年5月10日関東財務局長に提出

(10) 臨時報告書の訂正報告書

2018年6月4日関東財務局長に提出

(11) 訂正発行登録書

2017年2月14日に提出した発行登録書の訂正発行登録書

2017年4月27日関東財務局長に提出

2017年6月2日関東財務局長に提出

2017年6月30日関東財務局長に提出

2017年7月31日関東財務局長に提出

2018年2月1日関東財務局長に提出

2018年5月10日関東財務局長に提出

2018年6月4日関東財務局長に提出

(12) 自己株券買付状況報告書

2017年9月15日関東財務局長に提出

2017年10月13日関東財務局長に提出

2017年11月15日関東財務局長に提出

2017年12月15日関東財務局長に提出

2018年1月15日関東財務局長に提出

2018年2月15日関東財務局長に提出

2018年3月15日関東財務局長に提出

2018年4月13日関東財務局長に提出

第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

2018年6月29日

富士フィルムホールディングス株式会社
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 金子 寛 人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 杉 崎 友 泰

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 西 野 聡 人

< 財務諸表監査 >

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている富士フィルムホールディングス株式会社の2017年4月1日から2018年3月31日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結包括利益計算書、連結資本勘定計算書、連結キャッシュ・フロー計算書、連結財務諸表に対する注記及び連結附属明細表について監査を行った。

連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則の一部を改正する内閣府令（平成14年内閣府令第11号）附則」第3項の規定により米国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、米国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、富士フィルムホールディングス株式会社及び連結子会社の2018年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

強調事項

1. 連結財務諸表に対する注記の重要な後発事象に関する注記に記載されているとおり、会社は子会社である富山化学工業(株)を2018年7月31日に完全子会社化し、2018年10月1日に富山化学工業(株)と富士フィルムRIファーマ(株)を統合することを決定している。

2. 連結財務諸表に対する注記の重要な後発事象に関する注記に記載されているとおり、会社はIrvine Scientific Sales Company, Inc.及び(株)アイエスジャパンの発行済全株式を取得し、2018年6月1日に完全子会社化している。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

< 内部統制監査 >

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、富士フィルムホールディングス株式会社の2018年3月31日現在の内部統制報告書について監査を行った。

内部統制報告書に対する経営者の責任

経営者の責任は、財務報告に係る内部統制を整備及び運用し、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して内部統制報告書を作成し適正に表示することにある。

なお、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した内部統制監査に基づいて、独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準は、当監査法人に内部統制報告書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき内部統制監査を実施することを求めている。

内部統制監査においては、内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果について監査証拠を入手するための手続が実施される。内部統制監査の監査手続は、当監査法人の判断により、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性に基づいて選択及び適用される。また、内部統制監査には、財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果について経営者が行った記載を含め、全体としての内部統制報告書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、富士フィルムホールディングス株式会社が2018年3月31日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価結果について、すべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。
 2. X B R L データは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の監査報告書

2018年6月29日

富士フィルムホールディングス株式会社
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 金子 寛 人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 杉 崎 友 泰

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 西 野 聡 人

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている富士フィルムホールディングス株式会社の2017年4月1日から2018年3月31日までの第122期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、富士フィルムホールディングス株式会社の2018年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

強調事項

財務諸表に対する注記の重要な後発事象に記載されているとおり、会社は子会社である富山化学工業(株)を2018年7月31日に完全子会社化し、2018年10月1日に富山化学工業(株)と富士フィルムRIファーマ(株)を統合することを決定している。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- 1．上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。
 - 2．X B R L データは監査の対象には含まれていません。